

年 報

やまびこ 31

—— 2019年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——

町田市総務部市政情報課
(市政情報やまびこ)

目 次

第1章 情報公開請求の状況

1	2019年度の経過	-	3	-
2	2019年度情報公開請求・決定の内容	-	5	-
3	年度・実施機関別情報公開請求の件数	-	29	-

第2章 個人情報開示等請求の状況

1	2019年度の経過	-	33	-
2	2019年度個人情報開示等請求・決定の内容	-	35	-
3	年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数	-	82	-

第3章 行政不服審査会の状況

1	行政不服審査会	-	85	-
2	2019年度 行政不服審査会の開催状況	-	85	-
3	不服申立て（審査請求）の状況	-	86	-
4	答申の状況	-	86	-
5	2019年度審査会事件一覧	-	86	-

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

1	情報公開・個人情報保護運営審議会	-	107	-
2	2019年度 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況	-	107	-

第5章 審議会等の会議公開の状況

1	2019年度の経過	-	121	-
2	2019年度審議会等会議の会議別開催状況	-	122	-

第6章 市長の資産等公開の状況

1	2019年度の経過	-	127	-
---	-----------	---	-----	---

第7章 情報提供の状況

1	情報公開と情報提供	-	131	-
2	刊行物の販売	-	132	-
3	インターネットによる案内	-	135	-
4	複写サービス	-	136	-

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

1	市政情報やまびこの予算執行状況	-	139	-
2	「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して	-	140	-
3	職員等を対象とした研修会・説明会等の開催	-	140	-
4	P.Iニュースの発行	-	142	-
5	出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況	-	142	-
6	他の自治体等からの視察	-	143	-

第1章 情報公開請求の状況

第1章 情報公開請求の状況

1 2019年度の経過

2019年度の請求の特徴としては、町田市内施設の指定管理候補者の事業計画書に関する文書、中高層建築物等計画協議申出書、業務委託候補者選定のためのプロポーザルにおける提案書等の公開請求が行われました。

1年間の請求件数は45件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2019年度実施機関別情報公開請求件数

実施機関	主管部課	件 数	小計
市長	企画政策課	1	40 (内取下げ4)
	広報課	1	
	広聴課	1	
	総務課	1	
	職員課	1	
	市有財産活用課	1	
	資産税課	3	
	市民部市民協働推進課	6	
	文化スポーツ振興部スポーツ振興課	3 (内取下げ2)	
	地域福祉部生活援護課	3 (内取下げ1)	
	障がい福祉課	1 (内取下げ1)	
	保健所保健総務課	1	
	子ども生活部児童青少年課	1	
	子ども家庭支援センター	3	
	道路部道路管理課	1	
	都市づくり部都市政策課	1	
	土地利用調整課	5	
	建築開発審査課	2	
	公園緑地課	4	
教育委員会	教育総務課	1	2
	指導課	1	
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	1	1
監査委員		0	0
農業委員会		0	0
固定資産評価審査委員会		0	0
病院事業管理者		0	0
議会	議会事務局	2	2
合計		45 (内取り下げ4)	45 (内取り下げ4)

(2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所または事業所を有する法人 その他の団体	市外に住所を有する個人	市外に事務所または事業所を有する法人 その他の団体	合計
請求者数	10人	3人	13人	3人	29人
請求件数	21件	5件	15件	4件	45件

※1人当たりの請求件数約1.55件、1人最大請求件数6件(市内に住所を有する個人)

(3) 請求に対する決定区分別件数

決 定 区 分					合計
公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答 拒否	合計
17件	22件	2件	11件	0件	52件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非公開(部分公開を含む)情報の適用除外事項別内訳

適 用 除 外 事 項						合計
1号 個人情報	2号 法人情報	3号 意思決定過程情報	4号 行政執行情報	5号 公共の安全維持情報	6号 法令秘情報	合計
22件	7件	1件	3件	8件	1件	42件

※1件の非公開(部分公開)決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

適用除外事項

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書はすべて公開が原則となります。が、情報公開条例第5条第1項では、その例外として、公開しないことができる情報の範囲(適用除外事項)を次の6項目と定めています。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1号 個人情報 | → 個人に関する情報 |
| 2号 法人情報 | → 企業等の法人に関する情報 |
| 3号 意思決定過程情報 | → 行政上の意思が最終決定されていない情報 |
| 4号 行政執行情報 | → 行政の事務・事業の運営に関する情報 |
| 5号 公共の安全維持情報 | → 人の生命、財産等の保護に関する情報 |
| 6号 法令秘情報 | → 法令上の秘密にあたる情報 |

2 2019年度情報公開請求・決定の内容

表記内容の説明

整理番号 請求年月日 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象公文書の件名

理由：(部分公開、非公開、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2019-1 2019年4月5日 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■・2017年度、子ども生活部子ども家庭支援センターが公募した「まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）」業務委託受託候補者選定のためのプロポーザルにおける、各プロポーザル参加団体から市へ提出された提案書とその添付書類一式（見積書、企画書、業務実施計画書、業務責任者実績書、類似契約実績書、契約書の写し）及び選考結果

・2018年度、子ども生活部子ども家庭支援センターが公募した「まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）」業務委託受託候補者選定のためのプロポーザルにおける、各プロポーザル参加団体から市へ提出された提案書とその添付書類一式（見積書、企画書、業務実施計画書、業務責任者実績書、類似契約実績書、契約書の写し）及び選考結果

2019年4月10日 公開決定

1 2017年2月6日付で案件公表及び資料配布された「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託 受託候補者選定のための公募型プロポーザル」における選考結果

2 2018年1月4日付で案件公表及び資料配布された「まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）業務委託受託候補者選定のための公募型プロポーザル」における選考結果

2019年4月10日 部分公開決定

1 2017年2月6日付で案件公表及び資料配布された「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託 受託候補者選定のための公募型プロポーザル」において、以下の事業者から提出された提案書及び添付資料

- (1) 株式会社学研教育みらい
- (2) 株式会社トライグループ東京支店
- (3) 株式会社エデュケーションネットワーク

2 2018年1月4日付で案件公表及び資料配布された「まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）業務委託受託候補者選定のための公募型プロポーザル」において、以下の事業者から提出された提案書及び添付資料

- (1) 株式会社トライグループ
- (2) 有限会社 G
- (3) 株式会社エデュケーションネットワーク
- (4) 株式会社学研教育みらい

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人が特定の業務専用のものとして使用している連絡先であり、公開することによって、当該法人の事業運営上著しい支障が生じると認められるため。

：④町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託」に係る業者選定は、今後も公募型プロポーザル方式により行う予定であり、今後の契約事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

1

	資料名	公開しない部分	根拠
1	提案書	参加者番号【(3) 以外】	④
		法人の印影	②
		法人の担当者名【(3) 以外】	①
		法人の担当者電子メールアドレス【(3) 以外】	①
2	見積書	法人の印影【(1) のみ】	②
3	企画書	参加者番号【(1) のみ】	④
		法人の担当者名【(1) のみ】	①
		法人の問合せ電話番号【(2) のみ】	③
		法人の問合せ電子メールアドレス【(2) のみ】	③
4	業務責任者実績書	参加者番号【(3) 以外】	④
5	類似業務実績書	参加者番号【(3) 以外】	④
6	類似契約の契約書	法人の印影	②
7	物品買い入れ等競争入札参加者資格審査受付票	法人の印影	②
8	誓約書	法人の印影	②
9	印鑑証明書	法人の印影【(1) 以外】	②
		生年月日【(1) 以外】	①

2

	資料名	公開しない部分	根拠
1	提案書	参加者番号【(1) 以外】	④
		法人の印影	②
		法人の担当者名【(2) 以外】	①
		法人の担当者電子メールアドレス【(2) 以外】	①
2	見積書	法人の印影【(2) 及び (4) のみ】	②
3	企画書	参加者番号【(4) のみ】	④
		法人の担当者名【(4) 以外】	①
4	類似業務実績書	参加者番号【(1) 以外】	④
5	類似契約の契約書	法人の印影	②
6	物品買い入れ等競争入札参加者診査受付票	法人の印影	②
7	誓約書	法人の印影	②
8	物品の買入れ等変更申請郵送書類確認用紙	法人の担当者名【(4) のみ】	①
		メールアドレス【(4) のみ】	①
9	印鑑証明書	法人の印影【(3) 及び (4) のみ】	②
		生年月日【(3) 及び (4) のみ】	①

2019-2 2019年4月5日 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■2017年度、子ども生活部子ども家庭支援センターが公募した「まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）」業務委託における事業実施終了後に提出された事業報告書。

2019年4月11日 **部分公開決定**

平成29年度 町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託事業実施報告書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るため。

- ・P4、担当者名
- ・P7～16、IV 受講者の受講状況のうち、学年、参加回数、学力診断テスト結果、受講教科、受講結果
- ・P34～36、II 参加受講者の感想のうち、学年、感想

2019-3 2019年4月8日 (地域福祉部生活援護課)

■現業員が生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)の世帯分離する際の事務処理手順等(名称を問わず。但し生活保護手帳、同別冊問答集、いわゆる東京都「青本」を除く)。庁内の会議・研修・執務室等で査察指導員等が現業員による大学生等世帯分離事務処理の遂行のために作成したもの。メモを含む。

2019年4月16日 **不存在決定**

理由：町田市では請求内容に合致する公文書を作成していないため。

2019-4 2019年4月12日 (総務部職員課)

■役職者一覧(2019年4月1日現在)係長以上の内線番号(できれば外線番号がわかるもの)

2019年4月18日 **公開決定**

- ・2019年4月役職者一覧

2019-5 2019年5月7日 (地域福祉部生活援護課)

■2017年4月1日～2019年4月30日を起案日とする生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)に基づく世帯分離決定の決済伺が記載されたケース記録。

2019年5月15日 **決定延期**

理由：対象公文書の精査に時間を要するため

2019年5月20日 **取下げ**

2019-6 2019年5月9日 (議会事務局)

■2018年度(平成30年度)政務活動費の各会派ごとの収支報告書と、支出した個人名を含めた一切の会計帳簿と領収書等の証憑書類。

2019年5月20日 **非公開決定**

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当

○町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第8条により、市長に報告するまでの間は事務整理期間であり、市の機関の内部若しくは相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関との間における意思決定が完了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるため。

2019-7 2019年5月15日 (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市がJリーグ「FC町田ゼルビア」及びその関連団体(後援会など)に対して支出、もしくは予算計上した補助金などについて、名目及び過去5年間の金額の推移が分かるもの。

2019年5月27日 **不存在決定**

理由：町田市がJリーグ「FC町田ゼルビア」及びその関連団体(後援会など)に対して支出、もしくは予算計上した補助金等はありません。

2019-8 2019年5月17日 (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市立総合体育館の現指定管理者が選定された際に、貴市へ提出した事業計画書(提案書)

※現指定管理者が提出した事業計画書(提案書)

2019年5月28日 **取下げ**

2019-9 2019年5月24日 (地域福祉部生活援護課)

■2018年「町田市生活保護制度PR動画作成業務」に関する文書、資料一式

- ・選定の判断材料となった選定企業から提出された書類（提案書、企画書、絵コンテなど）
- ・決定した事業の具体的な内容が把握できる文書

2019年6月6日 **公開決定**

- ・町田市生活保護制度PR動画（2019/3/1完成稿）絵コンテ

2019年6月6日 **部分公開決定**

- ・プロポーザル参加企業が提出した企画書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報で、特定個人が識別され、または識別されうるため。

- ・参加番号648の資料、実施体制の従業員氏名

2019-10 2019年5月29日 (道路部道路管理課)

■自宅前道路の道路区域図の確定についての書類について

前土地所有者が承諾した署名の書類について

2019年6月11日 **部分公開決定**

- ・道路区域図の確定について（起案書）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

- ・承諾書内の土地所有者住所

- ・承諾書内の土地所有者氏名、印影

2019-11 2019年6月14日 (議会事務局)

■2013年度、2014年度、2015年度、2017年度の政務活動費の会派別収支報告書一覧表の修正理由のわかるもの全て。

2019年6月27日 **部分公開決定**

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○議員の個人生活に関する情報であり、公開することにより、特定個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

:(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に著しい支障が生じる恐れがあるため。

公文書の件名	公開しない部分	理由
2013年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（自由 民主 2019年5月31日付け）	1枚目 2枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印	(2)
2013年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（民主党・社 民・ネット 2019年6月7日付 け）	1枚目 2枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印	(2)
2014年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（まちだ市民ク ラブ 2019年6月7日付け）	下記領収書に記載されたクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下4桁 を除く） ・ 6枚目 2013年6月5日の領収書 ・ 26枚目 2013年10月9日の領収書	(2)
	1枚目 会派代表者、経理責任者の印影	(2)
	押印された訂正印 ・ 2枚目 2政務活動費実支出額2つのうち左	(2)

	<ul style="list-style-type: none"> ・3枚目2支出の調査活動費2つのうちの左 ・3枚目合計2つのうち左 ・4枚目小計2つのうち左 ・5枚目政務活動費支出額（頁小計）の2つのうち左 ・6枚目～9枚目の政務活動費支出額（頁小計） ・10枚目政務活動費支出額（頁小計）の2つのうち左 ・11枚目～17枚目の政務活動費支出額（頁小計） ・18枚目政務活動費支出額（頁小計）の2つのうち左 ・19枚目～33枚目の政務活動費支出額（頁小計） ・34枚目政務活動費支出額（頁小計）の3つのうち一番上 	
	<p>下記領収書に記載されたクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下4桁を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7枚目 2014年10月29日の領収書 ・7枚目 2014年10月13日の領収書 ・7枚目 2014年10月11日の領収書 ・12枚目 2015年1月9日の領収書 ・29枚目 2015年2月9日の領収書 	(2)
2015年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（まちだ市民クラブ 2019年6月7日付け）	<p>1枚目 2枚目 会派代表者、経理責任者の印影</p> <p>押印された訂正印</p>	(2) (2)
	<p>添付された領収書のクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下4桁を除く）</p>	(2)
	<p>添付された領収書のうち、利用可能ポイント</p>	(1)
2017年度町田市議会政務活動費収支報告書等修正届（まちだ市民クラブ 2019年6月7日付け）	<p>1枚目 2枚目 会派代表者、経理責任者の印影</p> <p>押印された訂正印</p> <p>添付された領収書のクレジットカード、電子マネーカード、会員カード類の番号（下4桁を除く）</p>	(2) (2) (2)

対象となる公文書のうち、上記公開しない部分以外の黒塗り部分については、原文のままである。

2019-12 2019年6月17日 (財務部資産税課)

■2018年中の登記異動修正済の、地番図shapeデータ。

※地番の他、字界・字名・家屋（外形・家屋番号）の情報

※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果（JGD2000、JGD2011等）について

※コード表記等による読み替えを行っている場合は、それを読み替えるための資料

2019年7月1日 公開決定

- ・電子地番図（2019年1月1日現在）

(町田市全域における、2019年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。)

- ・地番、字名を含み、字界、家屋（外形・家屋番号）は含みません。
- ・電子地図更新時期は、毎年4月初旬頃となります。
- ・測地成果については、JGD2000、JGD2011、日本測地系、任意座標系の混在になります。
- ・コード表記等による読み替えは行っていません。

2019-13 2019年6月17日 (財務部資産税課)

■地方税法第381条第1項・第3項により土地・家屋課税台帳に登録しなければならない登記事項・登記名義人として登録されている部分又は情報の最新分。

又は、町田市内の登記されている土地・家屋の登記情報のうち、登記名義人、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・建築年月日の一覧の最新分。
※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。

2019年7月1日 **決定延期**

理由：諾否の決定にあたり関係法令の確認が必要なため。

2019年7月12日 **非公開決定**

- ①地方税法第381条第1項に定める土地課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書（不動産登記法第121条第1項に定める図面を除く）
- ②地方税法第381条第3項に定める家屋課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書（不動産登記法第121条第1項に定める図面を除く）
- ③地方税法第381条第1項に定める土地課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書の内、不動産登記法第121条第1項に定める図面
- ④地方税法第381条第3項に定める家屋課税台帳への登録のため、同法第382条第1項及び第2項に基づき登記所から送付された登記申請書の内、不動産登記法第121条第1項に定める図面
- ⑤固定資産税課税データ

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第6号に該当（①②）

○法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報に該当。

不動産登記法第121条第2項で利害関係者のみが閲覧できる情報に該当するため。

：町田市情報公開条例第13条第1項に該当（③④）

○他の法令の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められている場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付に該当

不動産登記法第121条第1項で何人も登記官に対し写しの交付が請求できるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当（⑤）

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当
固定資産税課税データであり、個人情報に該当するため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当（⑤）

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるものに該当

固定資産税課税データを公開することにより地方税業務実施の公正かつ適切な実施を著しく困難にさせるため。

なお、固定資産税課税データは登記所から送付された資料を課税項目別に分類し、税情報システムに登録されるものであるが、税情報システムにおいては、データ入力前の状態に復元できるキー項目を有していないため、登記所から送付された状態に復元することができず、課税情報のみを容易に分離できる状態で保存されていないので、部分的な公開をすることができない。

2019-14 2019年6月24日 (政策経営部企画政策課)

■2019年5月21日に結果公表がされた「芹ヶ谷公園“芸術の杜”公園・美術館一体整備におけるデザイン監修（総合企画）及び設計業務受託候補者選定のためのプロポーザル」におけるプレゼンテーション及びヒアリング参加事業者の企画書

2019年7月2日 **公開決定**

- ・企画書（・参加者番号6、参加者番号7、参加者番号8、参加者番号9、参加者番号15、参加者番号16）

2019-15 2019年6月26日 (都市づくり部都市政策課)

■「町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザル」の各社（6社）企画書

2019年7月4日 **公開決定**

「町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザル」の各社企画書

- ・参加者番号2、参加者番号3、参加者番号4、参加者番号5、参加者番号6

2019年7月4日 **部分公開決定**

「町田駅周辺における新たな「駅まち」空間形成検討支援業務受託候補者選定のための公募型プロポーザル」の各社企画書

- ・参加者番号1

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため
- ・「テーマ5：業務実施体制及び業務実施方針」のうち、業務の人員配置における担当者名

2019-16 2019年6月28日 (財務部資産税課)

■電子地番図（2019年1月1日現在）

2019年7月12日 **公開決定**

- ・電子地番図（2019年1月1日現在）

（町田市全域における、2019年1月1日現在の土地の現況図で、「登記異動修正済データ」の複製物。）

2019-17 2019年7月17日 (選挙管理委員会事務局)

■1和光大学が期日前投票の会場に至った決定過程のわかる文書一切

2前期投票会場のレイアウト図

3前期会場設定にかかる費用の内訳がわかる文書一切

2019年7月26日 **不存在決定**

理由：町田市選挙管理委員会では、和光大学に期日前投票所を設置したことがなく、請求内容に該当する公文書を保有していないため。

2019-18 2019年7月31日 (地域福祉部障がい福祉課)

■2019年3月（12日ころ）実施された〇〇〇〇の短期入所支給量決定会議議事録（障がい福祉課所管）

2019年8月1日 **取下げ**

2019-19 2019年8月1日 (都市づくり部公園緑地課)

■2015年5月 町田ばら会と公園緑地課長△△氏との話し合いの資料

2019年8月13日 **部分公開決定**

- ・2015年5月22日 町田ばら会と町田市との話し合いの記録

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。
- ・町田ばら会会員氏名

2019-20 2019年9月2日 (都市づくり部建築開発審査課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇の口口邸新築工事についての建築確認申請書

2019年9月5日 **不存在決定**

理由：当該地の建築確認の申請を町田市で受付しておらず、該当する書類がないため。

2019-21 2019年9月2日 (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇の口口邸新築工事についての景観法に基づく届出書及び添付図書及び起案書

2019年9月13日 **部分公開決定**

名称：□□邸新築工事

行為の場所：〇〇町〇-〇〇〇〇

- ・景観法に基づく届出・通知について（起案書）
- ・必要書類等チェックリスト
- ・景観計画区域内における行為の届出書
- ・委任状
- ・住まい共生ゾーンのチェックリスト（適合状況説明書）
- ・付近見取図
- ・現況図
- ・計画概要
- ・配置図
- ・緑化計画平面図
- ・1階平面図
- ・2階平面図
- ・3階平面図
- ・立面図
- ・断面図
- ・写真撮影位置図
- ・周辺状況写真
- ・工事工程表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。(①)

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(②)

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○当該建物は住居として使用されるものであり、図面の公開により、人の生命、身体、財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。(③)

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	景観法に基づく届出・通知について（起案書）	代理人担当者氏名	①
		代理人の印影	②
(2)	景観計画区域内における行為の届出書	届出者の印影	②
		代理人の印影	②
(3)	委任状	届出者の印影	②
		代理人の印影	②
		訂正印	②
(4)	付近見取図	営業・積算担当者の氏名	①
(5)	1階平面図	平面図	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(6)	2階平面図	平面図	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(7)	3階平面図	平面図	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(8)	立面図	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(9)	断面図	KEY-PLAN	③
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(10)	周辺状況写真	人物	①

2019-22 2019年9月2日 (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇の口口邸新築工事についての中高層建築物等計画協議申出書及び添付図書及び協定書

2019年9月13日 部分公開決定

建築事業等の名称：□□邸新築工事

敷地の地名及び地番：〇〇町〇-〇〇〇〇

- ・図書目次 ・中高層建築物等計画協議申出書 ・理由書 ・委任状 ・印鑑登録証明書
- ・登記簿謄本 ・公図写し ・道路台帳 ・道路境界確定図 ・案内図（付近見取図）
- ・現況図 ・求積図（1階面積算定ブロック図、面積算定表、建物面積算定図） ・配置図
- ・造成計画平面図 ・雨水流出抑制施設計画図 ・雨水浸透施設構造図 ・計算書
- ・緑化計画平面図 ・緑地等計算書
- ・平面図（1階、2階、3階）・立面図・断面図・設備図（1F・2F・3F排水設備平面図、給水図面）・日影図（1、2）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。（①）

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。（②）

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。（③）

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○当該建物は住居として使用されるものであり、図面の公開により、人の生命、身体、財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。（④）

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	中高層建築物等計画協議申出書（1面）	建築事業者の電話番号	①
		建築事業者の印影	③
		代理人の印影	③
		代理人担当者氏名	①
(2)	中高層建築物等計画協議申出書（2面）	訂正印	③
(3)	委任状	建築事業者の電話番号	①
		建築事業者の印影	③
(4)	印鑑登録証明書	登録内容	③
(5)	公図写し	代理人の会社印影	②
(6)	付近見取図	営業・積算の各担当者氏名	①
(7)	1階面積算定ブロック図、面積算定表、建物面積算定図	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(8)	1階平面図	平面図	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(9)	2階平面図	平面図	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①
(10)	3階平面図	平面図	④
		一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	①

(1 1)	断面図	KEY-P L A N 一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	(4) (1)
(1 2)	1 F 排水設備平面図	宅内平面図	(4)
(1 3)	2 F、3 F 排水設備平面図	宅内平面図	(4)
(1 4)	給水図面	宅内平面図	(4)
(1 5)	日影図 1	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	(1)
(1 6)	日影図 2	一級建築士を除く、営業・設計、積算の各担当者氏名	(1)

2019年9月13日 **不存在決定**

建築事業等の名称：□□邸新築工事

敷地の地名及び地番：○○町○-○○○○

- ・上記の中高層建築物等計画に関する協定書

理由：協定未締結のため、協定書は存在していません。

2019-23 2019年9月2日 (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市○○町○-○○○○の□□邸新築工事についての中高層建築物等計画に関する指導・協議事項に関する文書

2019年9月13日 **部分公開決定**

建築事業等の名称：□□邸新築工事

敷地の地名及び地番：○○町○-○○○○

- ・土地利用係 協定書 記載事項 ・審査依頼用紙
- ・中高層建築物等の計画協議申出について（回答）【資産税課】
- ・中高層建築物等の計画協議申出について（回答）【市民課】
- ・協議先一覧 ・添付図書一覧

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

- ・審査依頼用紙の代理人担当者氏名
- ・添付図書一覧の担当名

2019-24 2019年9月5日 (都市づくり部公園緑地課)

■2018年度に実施した町田中央公園グループの指定管理者公募において選定された、アシックスジャパン株式会社・東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄共同事業体が公募時に町田市に提出した事業計画書及び収支予算書及び今年度の事業計画書

2019年9月18日 **公開決定**

まちだA・T・Kスポーツパートナーズが提出した下記文書

- ・2019年度町田中央公園グループ事業計画書

2019年9月18日 **部分公開決定**

まちだA・T・Kスポーツパートナーズが提出した下記文書

- ・町田市都市公園事業計画書及び収支予算書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名及びメールアドレス
- ・個人の写真

2019-25 2019年9月9日 (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市小山ヶ丘6丁目マンション計画

届出制度による町田市の景観形成届出書、建築による届出書について

・第1号様式、景観形成基準チェックリスト、完成予想図、立面図、外構図、緑化計画図

2019年9月17日 部分公開決定

事業：町田市小山ヶ丘6丁目東敷地計画

行為の場所：小山ヶ丘6丁目5-1、5-3

について建築行為として届出されている文書のうち

景観計画区域内における行為の届出書

- ・町田市景観条例第1号様式（1面、2面、3面）

- ・多摩境通り景観形成誘導地区のチェックリスト

- ・完成予想図
- ・着色立面図
- ・外構図
- ・緑化計画図
- ・緑化数量表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・町田市景観条例第1号様式（1面）のうち届出者（事業主）の印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。

○「印影」部分を公開することにより、印鑑偽造等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・町田市景観条例第1号様式（1面）のうち代理者の印影

- ・町田市景観条例第1号様式（2面）のうち訂正印

- ・町田市景観条例第1号様式（3面）のうち訂正印

2019-26 2019年9月10日 (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市総合体育馆事業計画書（最新）

2019年9月12日 取下げ

2019-27 2019年9月19日 (市民部市民協働推進課)

■1) ○○○自治会に係わる認可地縁団体の申請・認可の経緯がわかる情報（申請書、告示事項、規約、市への相談内容など）すべて。

2) ○○○自治会に係わる不動産の所有権の保存又は移転の登記の経緯が分かる情報（地方自治法260条の38の公告の申請書（一から四の添付資料）、同法260条の39の申請情報、市への相談内容など）すべて。

2019年10月3日 部分公開決定

(1) 地縁による団体の認可の告示について

(2) 地縁による団体の認可について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当。（①）

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当。（②）

○法人に関する情報であって、公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当。（③）

○公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用で個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

(1) のうち

	資料名	公開しない部分	根拠
1	地縁による団体の認可の告示について	代表者の氏名及び住所	①

(2) のうち

	資料名	公開しない部分	根拠
1	地縁による団体認可書	代表者の氏名及び住所	①
2	認可申請書	代表者の氏名、住所	①

		代表者の印影	①
3	会員名簿	会員の氏名、電話番号、住所	①
4	平成 21 年度〇〇〇自治会[臨時総会]議事録	会員の氏名及び印影	①
5	総会のお知らせ	代表者の氏名	①
6	2009 年度(平成 21 年)〇〇〇自治会役員承認の件	会員の氏名及び電話番号	①
7	平成 21 年度〇〇〇自治会総会議事録	会員の氏名 会員の印影	① ①
8	財産目録(現金、預貯金及び不動産)	預入先 金額	② ②
9	確認通知書(建築物)	代表者氏名、住所、電話番号 代理人・設計者の各担当者印影	① ③
10	2009 年度〇〇〇自治会事業報告	会員の氏名 出張介護予防教室の看護師、社会保険士、管理栄養士の氏名	① ①
11	平成 21 年度〇〇〇自治会予算書(案)	21 年度予算 20 年度決算 増減 備考	② ② ② ②
12	平成 20 年度〇〇〇自治会事業報告	会員の氏名 出張介護予防教室の講師氏名 認知症サポーター要請講習の講師の氏名 成年後見制度、痴呆症についての講習会の講師氏名 首都圏ガス株式会社の従業員氏名	① ① ① ① ①
13	平成 20 年度〇〇〇自治会収支決算書	収入総額、支出総額、収入支出差額、翌年度繰越金、予算、決算、差異、預入先、期首残高、期末残高、口座番号、備考	②
14	平成 19 年度〇〇〇自治会事業報告	会員の氏名、印影	①
15	平成 19 年度決算	予算、決算、差異 公園等共有地管理預り金へ一般会計からの繰り入れ(貸出金) 会員の氏名、印影	② ② ①
16	平成 19 年度財産目録	今年度残高、前年度残高、増減、取引銀行等、口座番号、摘要	②
17	会長就任承諾書	承諾者の氏名、住所、印影	①

2019年10月3日 **不存在決定**

- ・〇〇〇自治会に係わる不動産の所有権の保存又は移転の登記の経緯が分かること(地方自治法 260 条の 38 の公告の申請書(一から四の添付資料)、同法 260 条の 39 の申請情報、市への相談内容など)すべて。

理由:〇〇〇自治会から上記資料の提出を受けておらず、該当する書類がないため。

2019-28 2019 年 10 月 9 日 (都市づくり部土地利用調整課)

■町田市〇〇町〇-〇〇〇〇における口口邸新築工事計画につき、町田市中高層建築物等等の建築

に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく説明会等報告書

2019年10月18日 **部分公開決定**

名称：□□邸新築工事

行為の場所：○○町○-○○○○

- ・説明会等報告書 表・裏（第3号様式）
- ・説明会記録（近隣説明）
- ・付近見取図
- ・ご近隣の皆様へ
- ・【計画概要】
- ・配置図
- ・平面図
- ・立面図
- ・説明会記録（近隣学校）
- ・大型重機及び大型運搬車両進入経路図
- ・□□様 邸ご建築工程表

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○「印影」部分を公開することにより、偽造又はなりすまし等による不正使用の恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・説明会等報告書表面の建築主印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

- ・説明会等報告書表面の建築主電話番号
- ・説明会等報告書裏面の説明を行った近隣関係住民の名簿の氏名及び住所
- ・説明会記録（近隣説明）の出席者氏名
- ・説明会記録（近隣学校）の出席者氏名

2019-29 2019年10月31日(市民部市民協働推進課)

■○○○自治会における地縁団体台帳の原本と相違ないことを証明する情報（例えば2012年6月6日発行など）に関する情報すべて（申請書、市への相談など）。

2019年11月13日 **不存在決定**

理由：2018年4月1日から2019年10月31日までの記録を検索した結果、○○○自治会に対し上記内容の証明を交付しておらず、申請や相談も受けていないため。

また、2018年3月31日以前の地縁による団体の証明書交付申請書に関する公文書は町田市文書管理規程第33条に規定する保存年限（1年）を経過し、廃棄済みであるため。

2019-30 欠番

2019-31 欠番

2019-32 欠番

2019-33 2019年12月18日(子ども生活部子ども家庭支援センター)

■2019年度まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）に係る採点表と事業提案書

2019年12月23日 **公開決定**

- ・2019年度まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）に係る採点表

2019年12月23日 **部分公開決定**

- ・2019年度まこちゃん教室（町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業）に係る事業提案書

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：③町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等

により不正使用される恐れがあり、印影を公開することにより個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため

・参加者番号 324

資料名	公開しない部分	根拠
提案書（表紙）	法人の印影	②
	法人の担当者名	①
見積書	法人の印影	②
契約書の写し	法人の印影	②
誓約書	法人の印影	②

・参加番号 342

資料名	公開しない部分	根拠
提案書（表紙）	法人の印影	②
企画書 P4	法人の担当者名	①
企画書 P11	講師氏名	①
契約書の写し	法人の印影	②
	点検済みの確認印	③
誓約書	法人の印影	②

2019-34 2020年1月6日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する規約、マニュアルなど一切の情報

2020年1月20日 **公開決定**

- 町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック[第2版]
- 町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブックの作成について

2019-35 2020年1月14日 (保健所保健総務課)

■1 平成26年4月1日以降、薬局開設者が薬樹株式会社または薬樹健ナビ株式会社である薬局の、苦情、事故、調剤ミス、インシデント等についての文書および電磁的記録で、保健所が取得したもの。

2 上記を受けて、保健所が作成した文書および電磁的記録。

2020年1月27日 **部分公開決定**

- 相談・苦情受付票（平成27年11月24日受付分）
- 相談・苦情受付票（平成29年1月18日受付分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

①相談・苦情受付票（平成27年11月24日受付分）

- 相談者氏名
- 相談者電話番号
- 内容欄のうち

【苦情概要】、【薬局対応内容】の、4～5行目、相談者氏名、

②相談・苦情受付票（平成29年1月18日受付分）

- 相談者氏名
- 内容欄のうち<内容>
- 回答欄のうち薬局関係者の氏名
- 薬事監視評価票のうち、指摘事項の1行目～5行目

2019-36 2020年1月20日 (学校教育部指導課)

■・児童からの聞き取り（体罰に関する調査）2019年度 ○○小学校

・令和元年度（2019年度）体罰等実態調査 ○○小学校

・教職員の服務事故について（報告）2019年度 ○○小学校

2020年1月27日 決定延期

理由：内容の精査に時間がかかるため。

2020年3月11日 部分公開決定

1 児童からの聞き取り（体罰に関する調査）2019年11月○○小学校

2 体罰等調査シート

3 教職員の服務事故について（報告）19町○○小第129号

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○学校運営及び生徒指導に関する情報であり、公開することにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

文書名	児童からの聞き取り（体罰に関する調査）2019年11月○○小学校	
	公開をしない部分	公文書の一部を公開しない理由
	「◆児童の声」表の内、氏名欄	①
	「◆児童の声」表の内、内容欄	① ②
文書名	体罰等調査シート	
	公開をしない部分	公文書の一部を公開しない理由
	1 個票番号	②
	2 地区番号	②
	3 地区名	②
	4 学校番号	②
	5 学校名	②
	6 校種	②
	7 発覚の経緯	① ②
	8 地教委・都立学校の見解	②
	9 東京都教育委員会への一報	②
	10 事案の概要	① ②
	11 発生日時（いつ）	① ②
	12 発生場所（どこで）	① ②
	13 場面	① ②
	14 氏名（だれが）	① ②
	15 職員番号	②
	16 性別	②
	17 年齢	②
	18 職務名	②
	19 行為を受けた者の学年と人数（複数回答可）	① ②
	20 具体的な行為の様子（どのように、どの部分で、どこを、どれくらいの強さで、何回程度等）	① ②
	21 行為（何をした）	① ②
	22 体罰行為を行った回数	① ②
	23 傷害の状況	① ②
	24 事実発生直後の救護の有無	① ②
	25 行為を受けた児童・生徒の証言	① ②

	26 申告者（申告した者すべてを記載する。※複数回答可）	②
	27 管理職が最初に申告を受けた日時と申告者	②
	28 体罰に至る原因	① ②
	29 体罰等に対する認識	②
	30 被行為者・保護者への謝罪	① ②
	31 事情聴取を受けた者 ※複数回答可	②
	32 校長による指導	②
	33 地教委による指導	②
	34 備考 児童・生徒への影響、その後の学校の対応等	① ②
文書名	教職員の服務事故について（報告）19〇〇小第129号	
	公開をしない部分	公文書の一部を公開しない理由
	1 事故の種類	① ②
	2 発生日時	① ②
	3 発生場所	① ②
	4 当事者・関係者の氏名等	① ②
	5 発生の状況	① ②
	6 学校の対応措置	① ②
	7 校長の所見	②
	8 添付資料	① ②

2019-37 2020年1月22日 (学校教育部教育総務課)

■ 1) 町田市立の学校施設におけるしんぶん赤旗の公的、私的に購読している部数**2) 各学校施設へのしんぶん赤旗の公的、私的購読者の調査依頼、結果の文章**2020年2月4日 **公開決定**

- ・<公的、私的な購読について>
 - ・共産党の機関紙について（收受・回答）
- <私的な購読について>
 - ・【教育総務課】政党機関紙の購入について（再調査）（收受・回答・転送）
 - ・【学校分】政党機関紙の購入（再調査）及びPTAに関する調査について（回答）

2019-38 2020年1月22日 (総務部総務課)

■ 1) 市庁舎内における公的に購読している政党機関紙、しんぶん赤旗（日刊・日曜版）、公明新聞、自由民主の課ごとの部数**2) 政党機関紙に関する調査資料**2020年2月4日 **公開決定**

- ・共産党の機関紙について（調査依頼）
- ・共産党の機関紙について（回答）
- ・政党機関紙の購入について（再調査依頼）
- ・政党機関紙の購入について（回答）【集計結果】

2019-39 2020年1月22日 (財務部市有財産活用課)

■ 1) 政党機関紙に関する調査資料**2) 政党機関紙を市庁舎内で配達・勧誘・集金をするための許可証の発行の有無があればその資料****3) 11月5日の各部長宛てに出された高橋副市長名義の依名通達及びそれ以前に出された同種の通達**2020年2月4日 **公開決定**

- ・庁舎管理規則の徹底について

- ・庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(通達)
- ・庁舎管理規則及び服務規程の徹底について(依命通達)

2020年2月4日 **不存在決定**

- 2) 政党機関紙を市庁舎内で配達・勧誘・集金をするための許可証の発行の有無があればその資料

理由：政党機関紙を市庁舎内で配達・勧誘・集金をするための許可証の発行はありません。

2019-40 2020年1月30日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する市長及び市職員の業務規約、業務マニュアル、業務手順など業務一切の情報

2020年2月12日 **公開決定**

- ・町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック[第2版]
- ・町田市事務決裁規程

2019-41 2020年2月28日 (都市づくり部公園緑地課)

■・相原公園グループ ・野津田公園 ・小野路公園グループ ・町田中央公園グループ

上記の指定管理者の募集に際して、公募者が提出した資料（事業計画書及び收支予算書）

2020年3月13日 **部分公開決定**

- ・町田市都市公園事業計画書及び收支予算書

【相原中央公園グループ】

特定非営利活動法人レスポアール相原 申請分

【野津田公園】

スポーツパークパートナーズまちだ 申請分

【小野路公園グループ】

チーム町田（共同事業体） 申請分

【町田中央公園グループ】

- ・まちだA・T・Kスポーツパートナーズ 申請分

- ・チーム町田（共同事業体） 申請分

- ・パークコミュニティMACHIDA共同事業体 申請分

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

【相原中央公園グループ】

特定非営利活動法人レスポアール相原 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	担当者氏名	②

【野津田公園】

スポーツパークパートナーズまちだ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②
P 2 1	写真	②
P 4 2	写真	②
P 6 4	写真	②

【小野路公園グループ】

チーム町田（共同事業体） 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
P 1	メールアドレス	①

P 1	担当者氏名	②
P 2 2	写真	②
P 2 7	写真	②

【町田中央公園グループ】

・まちだA・T・Kスポーツパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
2枚目	メールアドレス	①
2枚目	担当者氏名	②
P 1 8	写真	②
P 2 0	写真	②
P 8 6	写真	②

・チーム町田（共同事業体） 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
P 1	メールアドレス	①
P 1	担当者氏名	②
P 1 3	写真	②
P 2 4	写真	②

・パークコミュニティMACHIDA共同事業体 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
2枚目	メールアドレス	①
2枚目	担当者氏名	②
P 1 3	写真	②
P 2 4	写真	②
P 4 4	写真	②

2019-42 2020年3月5日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する業務の引継ぎの際の業務要約等業務一切の情報。認可地縁団体ハンドブックを除く

2020年3月16日 不存在決定

理由：認可地縁団体に関する業務の引継ぎの際に、認可地縁団体ハンドブック以外の資料を使用していないため。

2019-43 2020年3月5日 (政策経営部部広報課)

■・件名 2020年度 まちだシティプロモーション支援業務委託契約候補者選定のための公募型プロポーザルについて

・内容 本プロポーザルに関する決定事業者様の企画書・スケジュール・並びに見積書の写し

2020年3月13日 公開決定

・企画書 ・工程計画表

2020年3月13日 部分公開決定

・見積書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。
・担当者の氏名

2019-44 2020年3月18日 (都市づくり部公園緑地課)

■①鶴間公園 ②薬師池西公園・薬師池公園駐車場

上記の指定管理者の募集に際して、公募者が提出した資料一式（事業計画書及び収支予算書）

2020年3月31日 部分公開決定

・町田市都市計画事業計画書及び収支予算書

【鶴間公園】

T S U R U M A パークライフパートナーズ 申請分

【薬師池西公園・薬師池公園駐車場】

N E S T M a c h i d a 申請分

株式会社 T T C 申請分

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○会社から個人に割り当てられた個人専用アドレスで、特定の個人が識別されるため。

：②町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別されうるものであるため。

【鶴間公園】 T S U R U M A パークライフパートナーズ 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②
様式6-4-1	写真：公園と人「健康」でつなげる／ニーズに応えたキッズ向け教室事業	②
様式6-5-2	写真：バーベキューの展開	②
様式6-6-1	写真：地域とともに作り上げるイベントで地域交流を促進／鶴間公園市民防災フェスティバル	②
様式6-6-2	写真：スポーツを通じた地域貢献／スポートGOMI	②
様式6-6-2	写真：スポーツを通じた地域貢献／スポーツフェスティバルの開催	②
様式6-10	写真：魅力的な施設間連携を推進／商業施設から公園まで練り歩く『ハロウィンパレード』	②
様式6-10	写真：魅力的な施設間連携を推進／南町田グランベリーパーク全体を使った『スタンプラリー』	②

【薬師池西公園・薬師池公園駐車場】

・ N E S T M a c h i d a 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②

・ 株式会社 T T C 申請分

ページ	公開しない部分	公開しない理由
1枚目	メールアドレス	①
1枚目	担当者氏名	②

2019-45 2020年3月19日 (市民部市民協働推進課)

■認可地縁団体に関する業務スケジュールなど業務一切 (ハンドブック以外)

2020年4月2日 不存在決定

理由：認可地縁団体に関する業務スケジュールを作成していないため

2019-46 2020年3月23日 (政策経営部広聴課)

■政策経営部広聴課にて行っている相談業務に係る「相談票」の取扱いについて規定している文書

特に以下の点について確認したい

- ・個人情報保護規定の対象となっているのか
- ・管理責任者は誰なのか
- ・紛失した場合の取扱い及び責任の所在
- ・個人情報保護の対象として規定されていない場合は、実務上どのように取り扱われているのかが分かる文書、またその指針となっている文書

2020年4月2日 公開決定

- ・個人情報業務登録票 業務の名称 「専門相談」
- ・個人情報外部委託等登録票 業務の名称 「専門相談」
委託先または指定管理者「東京税理士会町田支部」

2019-47 2020年3月16日 (都市づくり部建築開発審査課)

■建築基準法第15条第1項の規定による「建築工事届」(全体(第一面から第四面))

ただし、以下のアからエの全ての条件に該当するもの。

ア 建築主(第二面の1)の種別が「会社」

イ 敷地の位置(第二面の2)が、「町田市」

ウ 工事予定時期(第二面の3)の始期(一段目)が「平成30年4月1日」～「平成31年3月31日」

エ 利用関係(第三面の1のヘ)が「貸家」

2020年3月30日 決定延期

理由：対象公文書の精査に時間を要するため

2020年5月14日 部分公開決定

- ・建築工事届

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

：(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○建築工事費予定額及び資金調達の方法は、法人が事業活動を行う上で内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。

：(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：(4) 町田市情報公開条例第5条第1項第5号に該当

○個人が使用している印鑑であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

番号	公開しない部分	理由
1.	建築工事届 44	建築主欄の印影 (4)
2.		工事監理者欄の氏名 (1)
3.		建築工事費予定額欄 (2)
4.		資金欄 (2)
5.	建築工事届 108	建築主欄の印影 (3)
6.		工事施工者欄の氏名 (1)
7.		工事監理者欄の氏名 (1)
8.		建築工事費予定額欄 (2)
9.		資金欄 (2)
10.	建築工事届 116	建築主欄の印影 (3)
11.		工事監理者欄の氏名 (1)
12.		建築工事費予定額欄 (2)
13.		資金欄 (2)
14.	建築工事届 143	建築主欄の印影 (3)
15.		工事監理者欄の氏名 (1)
16.		建築工事費予定額欄 (2)
17.		資金欄 (2)
18.	建築工事届 189	建築主欄の印影 (3)

19.		工事施工者欄の氏名	(1)
20.		工事監理者欄の氏名	(1)
21.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
22.		建築工事費予定額欄	(2)
23.		資金欄	(2)
24.		工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
25.	建築工事届 338	建築主欄の印影	(3)
26.		工事施工者欄の氏名	(1)
27.		工事監理者欄の氏名	(1)
28.		建築確認欄の訂正印	(1)
29.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
30.		建築工事費予定額欄	(2)
31.		資金欄	(2)
32.	建築工事届 339	建築主欄の印影	(3)
33.		工事施工者欄の氏名	(1)
34.		工事監理者 欄の氏名	(1)
35.		建築確認欄の訂正印	(1)
36.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
37.		建築工事費予定額欄	(2)
38.		資金欄	(2)
39.	建築工事届 401	建築主欄の印影	(3)
40.		工事監理者欄の氏名	(1)
41.		建築工事費予定額欄	(2)
42.		資金欄	(2)
43.	建築工事届 413	建築主欄の印影	(3)
44.		工事施工者欄の氏名	(1)
45.		工事監理者欄の氏名	(1)
46.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
47.		建築工事費予定額欄	(2)
48.		資金欄	(2)
49.	建築工事届 420	建築主欄の印影	(3)
50.		工事監理者欄の氏名	(1)
51.		建築工事費予定額欄	(2)
52.		資金欄	(2)
53.	建築工事届 421	建築主欄の印影	(3)
54.		工事監理者欄の氏名	(1)
55.		建築工事費予定額欄	(2)
56.		資金欄	(2)
57.	建築工事届 474	建築主欄の印影	(3)
58.		工事施工者欄の氏名	(1)
59.		工事監理者欄の氏名	(1)
60.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
61.		ニ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
62.		建築工事費予定額欄	(2)
63.		資金欄	(2)
64.		チ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
65.	建築工事届 501	建築主欄の印影	(3)

66.		工事監理者欄の氏名	(1)
67.		除却工事施工者欄の氏名	(1)
68.		除却工事施工者欄の印影	(1)
69.		建築工事費予定額欄	(2)
70.		資金欄	(2)
71.		建築物の評価額欄	(2)
72.	建築工事届 504	建築主欄の印影	(3)
73.		工事監理者欄の氏名	(1)
74.		建築工事費予定額欄	(2)
75.		資金欄	(2)
76.	建築工事届 557	建築主欄の印影	(3)
77.		工事監理者欄の氏名	(1)
78.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
79.		建築工事費予定額欄	(2)
80.		資金欄	(2)
81.	建築工事届 599	建築主欄の印影	(3)
82.		工事施工者欄の氏名	(1)
83.		工事監理者欄の氏名	(1)
84.		除却工事施工者欄の印影	(3)
85.		用途欄の訂正印	(1)
86.		建築工事費予定額欄	(2)
87.		資金欄	(2)
88.		建築物の評価額欄	(2)
89.	建築工事届 690	建築主欄の印影	(3)
90.		工事監理者欄の氏名	(1)
91.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
92.		二. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
93.		建築工事費予定額欄	(2)
94.		資金欄	(2)
95.		チ. 工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
96.	建築工事届 705	建築主欄の印影	(3)
97.		工事監理者欄の氏名	(1)
98.		建築工事費予定額欄	(2)
99.		資金欄	(2)
100.	建築工事届 730	建築主欄の印影	(3)
101.		工事監理者欄の氏名	(1)
102.		建築工事費予定額欄	(2)
103.		資金欄	(2)
104.	建築工事届 806	建築主欄の郵便番号上の訂正印	(1)
105.		建築主欄の電話番号上の訂正印	(1)
106.		建築主欄の印影	(3)
107.		工事監理者欄の氏名	(1)
108.		建築工事費予定額欄	(2)
109.		資金欄	(2)
110.		利用関係欄の訂正印	(1)
111.		戸数欄の訂正印	(1)
112.		工事部分の床面積の合計欄の訂正印	(1)
113.	建築工事届 833	建築主欄の印影	(3)

114.	建築工事届 1002	設計者	(1)
115.		工事監理者欄の氏名	(1)
116.		建築工事費予定額欄	(2)
117.		資金欄	(2)
118.	建築工事届 1028	建築主欄の印影	(3)
119.		工事監理者欄の氏名	(1)
120.		建築工事費予定額欄	(2)
121.		資金欄	(2)
122.		建築主欄の印影	(3)
123.	建築工事届 1079	工事監理者欄の氏名	(1)
124.		工事予定期間欄の訂正印	(1)
125.		建築工事費予定額欄	(2)
126.		資金欄	(2)
127.		建築主欄の印影	(3)
128.	建築工事届 1123	工事監理者欄の氏名	(1)
129.		工事監理者欄の郵便番号上の訂正印	(1)
130.		地名地番欄の訂正印	(1)
131.		建築工事費予定額欄	(2)
132.		資金欄	(2)
133.	建築工事届 1123	戸数欄の訂正印	(1)
134.		建築主欄の印影	(3)
135.		工事監理者欄の氏名	(1)
136.		建築工事費予定額欄	(2)
137.		資金欄	(2)
138.	建築工事届 1208	建築主欄の印影	(3)
139.		工事施工者欄の氏名	(1)
140.		工事監理者欄の氏名	(1)
141.		建築工事費予定額欄	(2)
142.		資金欄	(2)
143.	建築工事届 1543	建築主欄の印影	(3)
144.		工事施工者欄の氏名	(1)
145.		工事監理者欄の氏名	(1)
146.		建築工事費予定額欄	(2)
147.		資金欄	(2)
148.	建築工事届 1544	建築主欄の印影	(3)
149.		工事施工者欄の氏名	(1)
150.		工事監理者欄の氏名	(1)
151.		建築工事費予定額欄	(2)
152.		資金欄	(2)

2019-48 2020年3月26日 (子ども生活部児童青少年課)

■すみれ会館隣接地（S L）D51862

貸与陳情及び申請書類（打合メモを含む）及びその（国鉄）からの承認書、車両貸借契約書、JRへの引継書、搬入及び式典関係書類、D51862の履歴を書いたもの。

2020年4月6日 **決定延期**

理由：文書量が膨大であり、文書の精査に時間を要するため

2020年5月25日 **公開決定**

(1) S L (D51862) に関する「貸与陳情及び申請書類（打合せメモを含む）」に関するもの

- ①蒸気機関車の貸与について 町教青発第 607 号 昭和 46 年 3 月 31 日
- ②蒸気機関車の貸渡しについて（申請） 町建発第 289 号 昭和 46 年 月 日
- ③蒸気機関車の貸渡しの延期について（お願い） 町教発 号 昭和 46 年 10 月 日
- ④D 5 1 蒸気機関車貸し渡しについて
- ⑤物品の無償譲渡について
- ⑥D 5 1 蒸気機関車（S L） 設置経過
- ⑦D 5 1 蒸気機関車（S L） 設置経過（メモ入り）
- (2) S L (D 5 1 8 6 2) に関する「JRへの引継書」に関するもの
 - ①契約継続通知書 東京西総文第 156 号 昭和 62 年 2 月 26 日
- (3) S L (D 5 1 8 6 2) に関する「搬入及び式典会計書類」に関するもの
 - ①D 5 1 蒸気機関車設置費、川崎市の実績
 - ②町田市立町田図書館 配置実測図・高低測量図
 - ③D 5 1 蒸気機関車設置外周工事 起工回議書
 - ④目録
- (4) S L (D 5 1 8 6 2) に関する「D 5 1 8 6 2 の履歴を書いたもの」に関するもの
 - ①D 5 1 蒸気機関車の経歴等について（照会） 昭和 47 年 4 月 13 日
 - ②D 5 1 蒸気機関車の設置について
 - ③D 5 1 蒸気機関車設置費、川崎市の実績 [(3) ①を再掲]

2020年5月25日 **部分公開決定**

- (1) S L (D 5 1 8 6 2) に関する「貸与陳情及び申請書類（打合せメモを含む）」に関するもの
 - ①物品の無償譲渡について（通知） 関資需第 38 号
- (2) S L (D 5 1 8 6 2) に関する「搬入及び式典会計書類」に関するもの
 - ①D 5 1 蒸気機関車設置委託契約について
委託契約書、着手届・完了届・検査願、検査調書
 - ②D 5 1 蒸気機関車公開記念式典開催について
起案書～式典式次まで
 - ③D 5 1 型蒸気機関車公開記念行事役員依頼について
鑑～D 5 1 型蒸気機関車保存会役員名簿
 - ④D 5 1 蒸気機関車設置外周工事
工事請負契約書、着手届・完了届・検査願、検査調書
 - ⑤蒸気機関車（D 5 1 No 8 6 2）解体運搬 組立 塗装並に基礎工事一式の見積書B及びC

理由： 1) 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

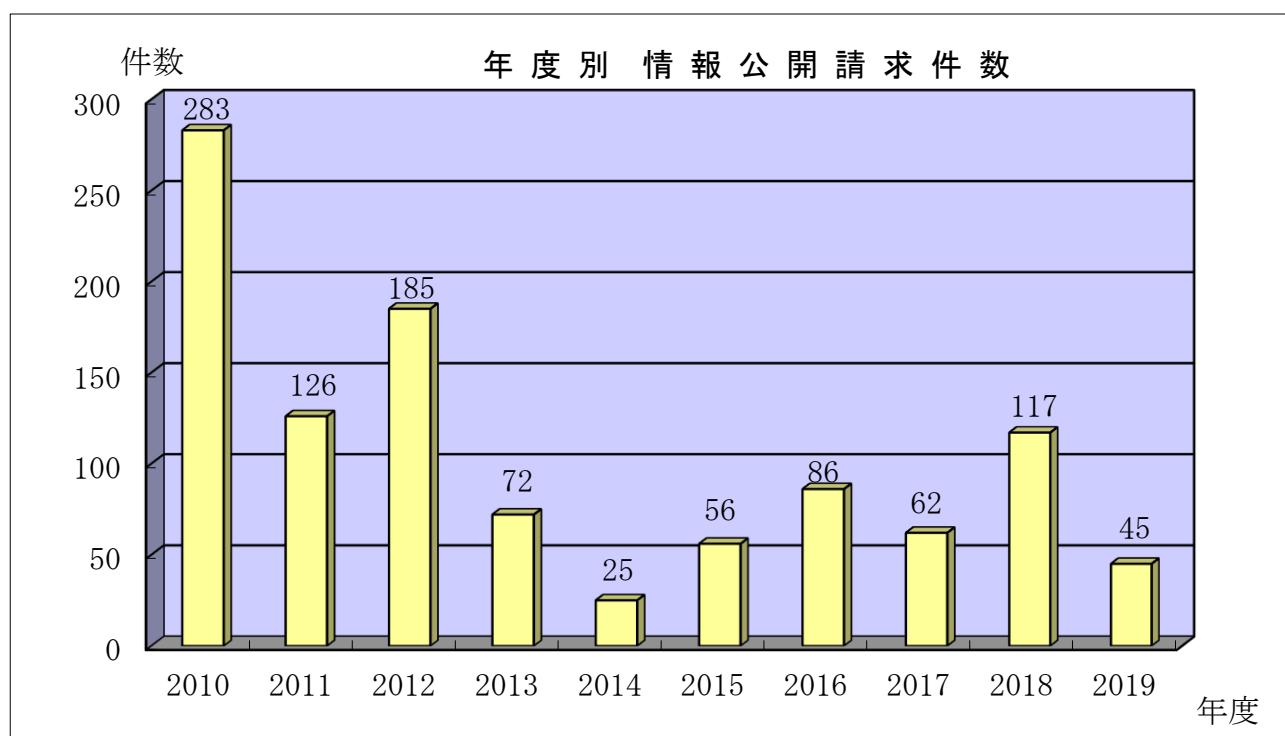
- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。
 - ・(1) ①個人の印影、(2) ②個人の住所・氏名、
(2) ③個人の氏名・所属・住所・電話番号
- : 2) 町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 2 号に該当
- 法人が代表者印として使用している印鑑の印影で、公開されることにより印鑑偽造等の不正使用の恐れがあり、法人の財産の保護に著しい支障が生ずると認められるため。
 - ・(2) ①法人代表者の印影、(2) ②法人代表者の印影、(2) ④法人代表者の印影、
(2) ⑤法人代表者の印影

2020年5月25日 **不存在決定**

- ・ S L (D 5 1 8 6 2) に関する「国鉄からの承認書、車両賃借契約書」に関するもの
- 理由： 文書引継簿及び、児童青少年課で保管していた 2 冊の簿冊を捜索したが、該当する文書は発見されず、文書の存否自体も明らかでないため。

3 年度・実施機関別情報公開請求の件数（2010年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度種別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	計
市長	請求	255(8)	115(12)	162(16)	70(5)	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)	40(4)	931(61)
	不服申立て	11	2			1		5	4(1)	3		26(1)
教育委員会	請求	24	6(1)	17	1	6(1)	4	6	5	6(2)	2	77(4)
	不服申立て											0
選挙管理委員会	請求							1			1	2
	不服申立て											0
監査委員	請求		1	1			1	2				5
	不服申立て											0
農業委員会	請求	1	1(1)									2(1)
	不服申立て											0
固定資産評価審査委員会	請求											0
	不服申立て											0
病院事業管理者	請求	2	1	5	1(1)	1		2	3			15(1)
	不服申立て							1				1
議会	請求	1	2				7	12		1	2	25
	不服申立て						1	3				4
計	請求	283(8)	126(14)	185(16)	72(6)	25(3)	56(2)	86	62(4)	117(10)	45(4)	1057(67)
	不服申立て	11	2	0	0	1	1	9	4(1)	3	0	31(1)



第2章 個人情報開示等請求の状況

第2章 個人情報開示等請求の状況

1 2019年度の経過

2019年度の請求の特徴としては、住民票・戸籍の写し等交付請求書や印鑑登録証明書交付申請書に関する記録、生活保護・保健・「虐待」・育児支援などの相談記録等の開示請求が数多く行われました。

1年間の請求件数は67件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2019年度実施機関別個人情報開示等請求件数

実施機関	主管部課		件数	小計
市 長	財務部	納税課	1	64 (内取下げ3)
	市民部	市民課	38	
		忠生市民センター	1	
	地域福祉部	南市民センター	2	
		生活援護課	2	
	保健所	障がい福祉課	5 (内取下げ1)	
		保健予防課	7 (内取下げ2)	
	子ども生活部	子ども家庭支援センター	8	
教育委員会	学校教育部	指導課	3	3
選挙管理委員会			0	0
監査委員			0	0
農業委員会			0	0
固定資産評価審査委員会			0	0
病院事業管理者			0	0
議会			0	0
合計			67 (内取下げ3)	67 (内取下げ3)

※開示等とは開示、訂正、消去等及び利用等の中止をいいます。

2019年度は、すべて開示請求でした。

(2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市外に住所を有する個人	合計
請求者数	35人	8人	43人
請求件数	58件	9件	67件

※1人当たりの請求件数約1.56件、1人最大請求件数6件(市内に住所を有する個人)

(3) 請求に対する決定区分別件数

決 定 区 分					
開示等	部分開示等	非開示等	不存在	存否応答 拒否	合計
30件	36件	2件	24件	0件	92件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非開示(部分開示を含む)情報の事項別内訳

非開示事項								合計
1号 法令秘 情報	2号 評価等 情報	3号 第三者 情報	4号 法人 情報	5号 意思決定 過程情報	6号 行政執 行情報	7号 本人不利 益情報	8号 公益 情報	
6件	7件	34件	7件	0件	14件	1件	0件	69件

※1件の非開示(部分開示)決定に複数の事項が該当する場合があります。

非開示情報

個人情報保護制度では、実施機関の保有している自己に関する個人情報はすべて本人開示が原則となります。個人情報保護条例第21条第1項では、その例外として、開示しないことができる個人情報の範囲を次の8項目と定めています。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1号 法令秘情報 | → 法令上の秘密にあたる情報 |
| 2号 評価等情報 | → 個人の評価等に関する情報 |
| 3号 第三者情報 | → 第三者に関する個人情報 |
| 4号 法人情報 | → 企業等の法人に関する情報 |
| 5号 意思決定過程情報 | → 行政上の意思が最終決定されていない情報 |
| 6号 行政執行情報 | → 行政の事務・事業の運営に関する情報 |
| 7号 本人不利益情報 | → 代理人が請求する場合で、本人に不利益な情報 |
| 8号 公益情報 | → 審議会が公益上開示しないと認めた情報 |

2 2019年度個人情報開示等請求・決定の内容

表記内容の説明

整理番号 請求年月日 請求種別 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

- 対象個人情報記録の件名

理由：(部分開示等、非開示等、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2019-1 2019年5月9日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書・アクセスログ全て (2016年1月1日～2019年5月9日)

2019年5月23日 開示決定

- 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の
2017年11月14日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
2018年8月21日 町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書

2019年5月23日 部分開示決定

- 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の
 - ①2016年12月20日付け 市民課受付分の「裁判執行関係事項照会書」
 - ②2017年6月5日付け 市民課受付分の「裁判執行関係事項照会書」
 - ③2018年6月4日 市民課受付分の「捜査関係事項照会書」
 - ④2018年8月9日付け 市民課受付分の「捜査関係事項照会書」
 - ⑤2017年1月1日～2017年12月31日の戸籍の検索照会LOG
 - ⑥2017年1月1日～2017年12月31日の改製原戸籍の検索照会LOG
 - ⑦2018年1月1日～2018年12月31日の戸籍の検索照会LOG
 - ⑧2018年1月1日～2018年12月31日の改製原戸籍の検索照会LOG

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
恐れがあるため。

- ①～④のうち、氏名・生年月日
- ①・②のうち、個人の印影
- ⑤～⑧のうち、筆頭者の氏名

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実
施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ⑤～⑧のうち、クライアント名・JOBID・システム種別・参照キーコード

2019-2 2019年5月20日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■認定調査票、一次判定、概況調査票、医師意見書

2019年5月20日 開示決定

- 認定調査票、一次判定、概況調査票、医師意見書

2019-3 2019年5月23日 開示請求 (市民部市民課)

■・住民票の写し等交付請求書 (2018年4月1日～2019年5月23日)

- 戸籍証明書等交付請求書 (2016年1月1日～2019年5月23日)

2019年6月5日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 ○〇〇〇の
2016年3月17日付け 市民課受付分の「身上調査照会書」
2016年5月24日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書
2016年9月9日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
2016年12月20日付け 市民課受付分の「滞納者実態調査について(依頼)」
2016年12月22日付け 市民課受付分の「身上調査照会書」
2017年6月7日 木曾山崎連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
2017年6月8日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
2017年6月14日付け 市民課受付分の「戸籍・住民票関係の交付について(照会)」
2017年7月21日付け 市民課受付分の「戸籍謄抄本・住民票等の公用での申請について(依頼)」
2017年11月13日 木曾山崎連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
2017年11月13日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
2018年2月27日付け 市民課受付分の「交付請求書」
2018年5月22日付け 市民課受付分の「戸籍謄抄本・住民票等の公用での申請について(依頼)」
2018年6月4日 町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
2018年6月13日付け 市民課受付分の「身上調査照会書」
2018年12月14日付け 市民課受付分の「戸籍謄抄本・住民票等の公用での申請について(依頼)」
2019年1月24日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書
2019年1月24日 町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
2019年3月25日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書
2019年4月17日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書
2019年4月26日付け 市民課受付分の「戸籍謄抄本・住民票等の公用での申請について(依頼)」
2019年5月15日 町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
2019年5月22日 町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書

2019年6月5日 **部分開示決定**

- ・住所 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 ○〇〇〇の
① 2017年6月27日付け 市民課受付分の「検査関係事項照会書」
② 2017年9月19日 木曾山崎連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
③ 2018年8月30日付け 市民課受付分の「住民票抄本申請及び申請に関する誓約書」

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

- ・①の文書のうち、「照会一覧表」の1・2の住所・氏名・生年月日
- ・②の文書のうち、「申請者(窓口にきた方)」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・
請求者とのご関係、「使う方(請求者)」欄の使いみち
- ・③の文書のうち、担当の氏名

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される
恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・③の文書のうち、法人印の印影

■住民票の写し等交付請求書（2018年12月1日～2019年5月29日）

2019年6月5日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の

2018年12月14日 堀市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書

2019-5 2019年6月4日 開示請求 (市民部南市民センター)

■印鑑登録証明書交付申請書（2017年1月1日～2019年6月4日）

2019年6月7日 開示決定

- ・住所 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の

2017年6月9日 南市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2019-6 2019年6月5日 開示請求 (学校教育部指導課)

■開示請求者の子である〇〇〇〇（平成〇〇年〇月〇〇日生。以下「本件生徒という」）について、平成〇〇年〇月〇〇日に発生した本件生徒の自殺に関する、①本件生徒と町田市立〇〇中学校（以下「本件学校」という）とのやり取りに関するメモ、②本件生徒が作成した手紙、③本件生徒に対するいじめなどのアンケート調査への回答書、及び④町田市教育委員会宛ての調査報告書、並びに⑤これに関する一切の書面であって、本件学校又は町田市教育委員会が保有する文書

2019年6月13日 開示決定

- ・②〇〇教諭、〇〇養護教諭宛ての本件生徒の手紙（本件生徒が作成した手紙）
- ・③本件生徒1・2年生時に記入した「心のアンケート」（本件生徒に対するいじめなどのアンケート調査への回答書）

2019年6月13日 部分開示決定

- ・①対応記録（本件生徒と町田市立〇〇中学校（以下「本件学校」という）とのやり取りに関するメモ）

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

- ・生徒の氏名

2019年6月13日 不存在決定

- ・④町田市教育委員会宛ての調査報告書、並びに⑤これに関する一切の書面であって、本件学校又は町田市教育委員会が保有する文書

理由：④本件生徒の自殺に関し、第三者への調査依頼をしていないため

⑤本件生徒の自殺に関し、19町教学教第1327号個人情報開示等決定通知書及び19町教学教第1355号個人情報部分開示等決定通知書で開示した以外に文書を保有していないため

2019-7 2019年6月12日 開示請求 (市民部市民課)

■①住民票の写し等交付請求書（除票、記載事項証明書等含め）（2018年4月1日～2019年6月12日）

2019年6月26日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の

2018年6月7日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2019年6月4日 堀市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書

2019年6月12日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2019年6月26日 不存在決定

- 住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の、
印鑑登録証明書交付申請書 2017年1月1日から2019年6月12日までの分
理由：検索の結果、上記期間に印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2019-8 2019年6月17日 開示請求 (地域福祉部生活援護課)

■私のケース記録一式

2019年6月24日 **決定延期**

理由：請求された該当資料の精査に時間を要するため。

2019年8月16日 **部分開示決定**

- ケース記録

No.	非開示の部分		請求の一部について応じない理由
	件名	内容	
1	ケース記録票 (1998.4.10) のうち非開示部分	5行目～7行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
2	ケース記録票 (1998.4.13) のうち非開示部分	2行目～3行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
3	ケース記録票 (1998.4.27) のうち非開示部分	5行目～6行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
4	ケース記録票 (1998.5.6) のうち非開示部分	3行目～5行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
5	ケース記録票 (98.7.17) のうち非開示部分	要約、1行目～5行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
6	ケース記録票 (99.6.22) のうち非開示部分	6行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
7	ケース記録票 (99.8.4) のうち非開示部分	6行目～8行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
8	ケース記録票 (2001.4.27) のうち非開示部分	4行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
9	ケース記録票 (07.5.)	要約、1行目～7行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することによ

	のうち非開示部分		り、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
10	ケース記録票 (H24. 3. 5) のうち非開示部分	11行目～12行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
11	ケース記録票 (H24. 10. 3) のうち非開示部分	7行目～8行目、 12行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
12	ケース記録票 (H24. 10. 9の3つめ) のうち非開示部分	6行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
13	ケース記録票 (H24. 10. 15) のうち非開示部分	4行目～5行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当</u> 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
14	ケース記録票 (H25. 7. 12) のうち非開示部分	5行目～6行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
15	ケース記録票 (H26. 8. 21) のうち非開示部分	3行目～4行目、 9行目～10行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
16	ケース記録票 (H27. 1. 28の1つめ) のうち非開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内 容全て	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
17	ケース記録票 (H27. 1. 28の2つめ) のうち非開示部分	1行目～6行目、 (面接の要旨)、 (面接内容)の内 容全て	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
18	ケース記録票 (H27. 1. 28の3つめ) のうち非開示部分	9行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当</u> 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 <u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
19	ケース記録票 (H27. 1. 29の1つめ) のうち非開示部分	1行目～2行目、 4行目、6行目	<u>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当</u> 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

20	ケース記録票 (H27. 5. 19) のうち非開示部分	1行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
21	ケース記録票 (H28. 11. 29) のうち非開示部分	3行目～4行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
22	ケース記録票 (H30. 1. 18) のうち非開示部分	2行目～3行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
23	ケース記録票 (H30. 3. 1) のうち非開示部分	7行目～9行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
24	ケース記録票 (H30. 7. 27) のうち非開示部分	6行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
25	ケース記録票 (H30. 11. 7) のうち非開示部分	12行目～13行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
26	ケース記録票 (H31. 1. 9) のうち非開示部分	6行目～8行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
27	ケース記録票 (R1. 6. 18) のうち非開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容) の内 容全て	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
28	ケース記録票 (R1. 6. 24の3つ め) のうち非開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (面接内容) の内 容全て	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
29	ケース記録票 (R1. 6. 25の1つ め) のうち非開示部分	1行目～2行目、 (面接の要旨)、 (主訴)、(回答 内容) の内容全て	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
30	ケース記録票 (R1. 6. 25の2つ め) のうち非開示部分	2行目～12行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

31	ケース記録票 (R1.6.25の3つめ) のうち非開示部分	2行目～4行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当事業の運営に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
----	-------------------------------------	---------	---

※2019年10月8日 **審査請求**

2019-9 2019年6月19日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■私の支給決定会議会議録（ショートステイについて）・緊急一時保護についての文書

2019年7月3日 **部分開示決定**

- ・支給決定会議会議録（2018年9月14日）
- ・支給決定会議会議録（2019年3月5日）
- ・支給決定会議会議録（2019年4月22日）
- ・○○○○氏 ○○.○.○日生 対応記録

理由：(1)町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

：(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になるおそれがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	支給決定会議会議録 2018年9月14日開催	背景要因の2段目	(1) (2)
2.		背景要因の3段目	(1) (2)
3.		「④今後について」の記載	(1) (2)
4.		会議録まとめ	(1) (2)
5.	支給決定会議会議録 2019年3月5日開催	背景要因の2段目	(1) (2)
6.		背景要因の3段目	(1) (2)
7.		「④今後について」の記載	(1) (2)
8.		会議録まとめ	(1) (2)
9.	支給決定会議会議録 2019年4月22日開催	背景要因の2段目	(1) (2)
10.		背景要因の3段目	(1) (2)
11.		「④今後について」の記載	(1) (2)
12.		会議録まとめ	(1) (2)
13.	○○○○ ○○.○.○生	2017/01/27 16:30 の記載	(1) (2)

14.	対応記録	2017/01/27 17:10 の記載	(1)
15.		2017/01/27 17:30 の記載	(1) (2)
16.		2017/01/27 18:15 の記載	(1)
17.		2017/01/27 18:30 の記載	(1) (2)
18.		2017/01/27 18:45 の記載	(1) (2)
19.		2017/01/27 19:30 の記載	(1) (2)
20.		2018/09/11 の記載	(1) (2)
21.		2019/02/08 の記載	(1)
22.		2019/02/12 の ○○○との記載	(1) (2)
23.		2019/02/12 の ○○○との記載	(1) (2)
24.		2019/02/12 の ○○○との記載	(1) (2)
25.		2019/03/05 の記載	(1)
26.		2019/03/08 の記載	(1) (2)
27.		2019/04/19 の記載	(1) (2)
28.		2019/04/22 の記載	(1)
29.		2019/05/16 の記載	(1) (2)
30.		2019/06/07 の記載	(1) (2)
31.		2019/06/18 の記載	(1) (2)

2019-10 2019年6月20日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■①私の過去の相談記録(2019.5.28までの)

②○○○○の相談にある私の相談記録

2019年7月4日 **決定延期**

理由:開示資料の精査に時間を要するため。

2019年7月18日 **開示決定**

- ・経過記録表

2019年7月18日 **部分開示決定**

- ・経過記録票(当事者氏名:○○○○)
- ・虐待・通告受付票(当事者氏名:○○○○)

理由:(1)町田市個人情報保護条例第21条第1項第1号に該当

○虐待防止法第8条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

- : (2) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当
 ○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
- : (3) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当
 ○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
- : (4) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 2 号に該当
 ○個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

番号	開示しない部分	理由
1.	経過記録票 平成 29 年 8 月 30 日 (水)	調査・相談内容の 4 行目～11 行目 (3)
2.		調査・相談内容の 12 行目の一部 (2)
3.		調査・相談内容の 31 行目前半 (2)
4.		調査・相談内容の 38 行目～49 行目 (2)
5.		調査・相談内容の 50 行目 (3)
6.	経過記録票 平成 29 年 9 月 26 日 (火)	調査・相談内容の 3 行目～6 行目 (2)
7.		調査・相談内容の 18 行目後半～21 行目 (3)
8.		種別欄 (3)
9.	虐待・通告受付票 平成 29 年 12 月 5 日 (火)	電話番号の右欄 (3)
10.		ケース概要の 1 行目 (3)
11.		調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
12.	経過記録票 平成 29 年 12 月 6 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
13.		調査・相談内容の 4 行目～11 行目 (2)
14.		調査・相談内容の 15 行目～最後 (2)
15.	経過記録票 平成 29 年 12 月 12 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
16.		調査・相談内容の 4 行目～最後 (2)
17.	経過記録票 平成 29 年 12 月 14 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
18.		調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
19.	経過記録票 平成 30 年 1 月 15 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
20.		調査・相談内容の 4 行目～最後 (2)
21.	経過記録票 平成 30 年 1 月 26 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
22.		調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
23.	経過記録票 平成 30 年 2 月 14 日 (水)	調査・相談内容の 6 行目～20 行目 (3)
24.		調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
25.	経過記録票 平成 30 年 3 月 7 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
26.		調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
27.	経過記録票 平成 30 年 3 月 16 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (種別) (3)
28.		調査・相談内容の 4 行目～最後 (2)

29.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
30.	平成30年4月11日(水)	調査・相談内容の4行目～最後	(2)
31.	経過記録票 平成30年4月24日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
32.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
33.	平成30年4月25日(水)	調査・相談内容の10行目～12行目	(3)
34.	経過記録票 平成30年5月1日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
35.	経過記録票 平成30年5月8日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
36.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
37.	平成30年5月24日(木)	調査・相談内容の10行目	(3)
38.		調査・相談内容の13行目～最後	(3)
39.	経過記録票 平成30年6月7日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
40.	経過記録票 平成30年6月14日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
41.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
42.	平成30年6月21日(木)	調査・相談内容の5行目～最後	(2)
43.	経過記録票 平成30年6月26日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
44.	虐待・通告受付票 平成30年12月5日(水)	種別欄	(3)
45.		電話番号の右欄	(3)
46.		ケース概要の1行目と4行目	(3)
47.		過去の相談履歴	(3)
48.	経過記録票 平成30年12月5日(水)	調査・相談内容の1行目(種別) 調査・相談内容の4行目後半～5行目	(3)
49.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
50.	平成30年12月6日(木)	調査・相談内容の10行目～最後	(2)
51.	経過記録票 平成30年12月13日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
52.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
53.	平成31年3月18日(月)	調査・相談内容の3行目～最後	(2)
54.	経過記録票 平成31年3月20日(水)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
55.	経過記録票 平成31年3月26日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
56.		調査・相談内容の4行目～最後	(3)
57.	虐待・通告受付票 令和元年5月27日(月)	種別欄	(3)
58.		電話番号の右欄	(3)
59.		ケース概要欄の1行目	(3)
60.		過去の相談履歴欄の1行目	(3)
61.	経過記録票 令和元年5月27日(月)	調査・相談内容の1行目(経路) 調査・相談内容の1行目(種別)	(1)

2019-11 2019年6月27日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■本人の相談記録

2019年7月11日 **決定延期**

理由：開示資料の精査に時間を要するため。

2019年7月18日 **部分開示決定**

- ・経過記録票
- ・虐待・通告受付票

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第1号に該当

○虐待防止法第8条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

: (2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

: (3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

: (4) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

: (5) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第7号に該当

○代理人に対して、当該保有個人情報の開示をすることが本人の利益に反すると認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	経過記録票 平成29年8月30日(水)	調査・相談内容の4行目～11行目	(3)
2.		調査・相談内容の12行目～37行目	(2)
3.		調査・相談内容の45行目～49行目	(4)
4.		調査・相談内容の50行目	(3)
5.	経過記録票 平成29年9月26日(火)	調査・相談内容の3行目～20行目	(2)
6.		調査・相談内容の21行目～22行目	(3)
		調査・相談内容の25行目～28行目、30行目	(2)
7.	経過記録票 平成29年10月31日(火)	調査・相談内容の4行目～最後	(2)
8.	経過記録票 平成29年11月8日(水)	調査・相談内容の4行目～最後	(2)
9.	虐待・通告受付票 平成29年12月5日(火)	経路欄	(1)
10.		種別欄、電話番号の右欄	(3)
11.		電話の欄	(1)
12.		ケース概要欄の1行目	(3)
13.		ケース概要欄の2行目～最後	(1)
14.		虐待の内容欄全て	(1)
15.	経過記録票 平成29年12月5日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
16.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
17.		調査・相談内容の3行目～最後	(2)
18.	経過記録票 平成29年12月6日(水)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
19.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
20.		調査・相談内容の5行目～9行目	(3)

21.		調査・相談内容の15行目～最後	(2)
22.	経過記録票 平成29年12月12日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
23.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
24.		調査・相談内容の13行目～16行目	(3)
25.		調査・相談内容の18行目の一部	(2)
26.	経過記録票 平成29年12月14日(木)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
27.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
28.	経過記録票 平成30年1月5日(金)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
29.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
30.		調査・相談内容の4行目～最後	(2)
31.	経過記録票 平成30年1月15日(月)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
32.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
33.		調査・相談内容の5行目～21行目	(5)
34.		調査・相談内容の23行目～最後	(3)
35.	経過記録票 平成30年1月26日(金)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
36.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
37.		調査・相談内容の4行目～最後	(2)
38.	経過記録票 平成30年2月14日(水)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
39.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
40.		調査・相談内容の6行目～19行目	(2) (3)
41.	経過記録票 平成30年3月7日(水)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
42.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
43.		調査・相談内容の8行目～最後	(2)
44.	経過記録票 平成30年3月16日(金)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
45.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
46.		調査・相談内容の5行目～最後	(2)
47.	経過記録票 平成30年3月20日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
48.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
49.	経過記録票 平成30年4月3日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
50.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
51.		調査・相談内容の5行目～最後	(3)
52.	経過記録票 平成30年4月11日(水)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
53.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
54.		調査・相談内容の4行目～最後	(2)
55.	経過記録票 平成30年4月24日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
56.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
57.		調査・相談内容の4行目～20行目	(2)
58.	経過記録票 平成30年4月25日(水)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
59.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
60.		調査・相談内容の10行目～12行目	(3)
61.	経過記録票 平成30年5月1日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
62.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
63.		調査・相談内容の10～16行目	(2)

64.	経過記録票 平成30年5月8日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
65.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
66.		調査・相談内容の4行目以下全て	(3)
67.	経過記録票 平成30年5月24日(木)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
68.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
69.		調査・相談内容の10行目	(3)
70.		調査・相談内容の13行目～最後	(3)
71.	経過記録票 平成30年6月7日(木)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
72.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
73.		調査・相談内容の6行目～12行目	(2)
74.		調査・相談内容の16行目～26行目	(2)
75.	経過記録票 平成30年6月14日(木)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
76.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
77.		調査・相談内容の4行目～最後	(2)
78.	経過記録票 平成30年6月21日(木)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
79.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
80.		調査・相談内容の6行目～最後	(5)
81.	経過記録票 平成30年6月26日(火)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
82.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
83.		調査・相談内容の1行目(種別)	(1)
84.	経過記録票 平成30年12月5日(水)	調査・相談内容の2行目～最後	(1)
85.	経過記録票 平成30年12月6日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
86.		調査・相談内容の4行目～9行目	(2)
87.		調査・相談内容の12行目	(3)
88.	経過記録票 平成30年12月13日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
89.	経過記録票 平成31年3月18日(月)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
90.	経過記録票 平成31年3月20日(水)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
91.		調査・相談内容の3行目～最後	(2)
92.	経過記録票 平成31年3月26日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
93.		調査・相談内容の4行目～最後	(3)
94.	経過記録票 令和元年5月27日(月)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
95.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
96.		調査・相談内容の3行目～最後	(2)
97.	経過記録票 令和元年5月29日(水)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
98.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
99.		調査・相談内容の6行目～最後	(3)
100.	経過記録票 令和元年6月13日(木)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
101.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
102.		調査・相談内容の11行目～最後	(2)
103.	経過記録票 令和元年6月17日(月)	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
104.		調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
105.		調査・相談内容の4行目～最後	(2)
106.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)

107.	令和元年 6 月 20 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
108.		調査・相談内容の 3 行目～最後	(3)
109.	経過記録票 令和元年 6 月 20 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
110.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
111.		調査・相談内容の 3 行目～27 行目	(2)

2019-12 2019 年 6 月 27 日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■本人の相談記録2019 年 7 月 11 日 **決定延期**

理由：開示資料の精査に時間を要するため

2019 年 7 月 18 日 **部分開示決定**

- ① 経過記録票
- ② 経過記録票 (参照先)
- ③ 虐待通告受付票

①について

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 1 号に該当

○虐待防止法第 8 条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上 知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

:(2) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

:(3) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	経過記録票 平成 29 年 12 月 5 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
2.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
3.	経過記録票 平成 29 年 12 月 5 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
4.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
5.		調査・相談内容の 4 行目	(2)
6.	経過記録票 平成 29 年 12 月 6 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
7.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
8.		調査・相談内容の 4 行目	(3)
9.	経過記録票 平成 29 年 12 月 12 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
10.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
11.		調査・相談内容の 4 行目	(3)
12.	経過記録票 平成 29 年 12 月 14 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
13.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
14.	経過記録票 平成 30 年 1 月 5 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
15.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
16.	経過記録票 平成 30 年 1 月 15 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
17.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
18.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)

19.	平成 30 年 1 月 26 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
20.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
21.	平成 30 年 2 月 14 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
22.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
23.	平成 30 年 3 月 7 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
24.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
25.	平成 30 年 3 月 16 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
26.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
27.	平成 30 年 3 月 20 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
28.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
29.	平成 30 年 4 月 3 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
30.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
31.	平成 30 年 4 月 11 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
32.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
33.	平成 30 年 4 月 24 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
34.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
35.	平成 30 年 4 月 25 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
36.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
37.	平成 30 年 5 月 1 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
38.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
39.	平成 30 年 5 月 8 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
40.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
41.	平成 30 年 5 月 24 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
42.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
43.	平成 30 年 6 月 7 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
44.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
45.	平成 30 年 6 月 14 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
46.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
47.	平成 30 年 6 月 21 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
48.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
49.	平成 30 年 6 月 26 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
50.	経過記録票 平成 30 年 12 月 5 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
51.	経過記録票 平成 30 年 12 月 6 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
52.	経過記録票 平成 30 年 12 月 13 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
53.	経過記録票 平成 31 年 3 月 18 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
54.	経過記録票 平成 31 年 3 月 20 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
55.	経過記録票 平成 31 年 3 月 26 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
56.	経過記録票 令和元年 5 月 27 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
57.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)

58.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
59.	令和元年5月29日(水)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
60.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
61.	令和元年6月13日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
62.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
63.	令和元年6月17日(月)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
64.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
65.	令和元年6月20日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
66.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
67.	令和元年6月20日(木)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)

(2)(3)について

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第1号に該当

○虐待防止法第8条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

:(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

:(3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

:(4) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	経過記録票	当事者氏名	(2)
2.	経過記録票	調査・相談内容の4行目～11行目	(3)
3.	平成29年8月30日(水)	調査・相談内容の13行目～35行目	(2)
4.		調査・相談内容の38行目～49行目	(2)
5.		調査・相談内容の50行目	(3)
6.	経過記録票	調査・相談内容の7行目～20行目	(2)
7.	平成29年9月26日(火)	調査・相談内容の21行目～22行目	(3)
		調査・相談内容の25行目～28行目、30行目	(2)
8.	経過記録票 平成29年10月31日(火)	調査・相談内容の4行目～最後	(2)
9.	経過記録票 平成29年11月8日(水)	調査・相談内容の4行目～最後	(2)
10.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
11.	平成29年12月5日(火)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
12.		調査・相談内容の3行目～最後	(2)
13.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)
14.	平成29年12月6日(水)	調査・相談内容の1行目(種別)	(3)
15.		調査・相談内容の4行目～11行目	(2)
16.		調査・相談内容の15行目～最後	(2)
17.	経過記録票	調査・相談内容の1行目(経路)	(1)

18.	平成 29 年 12 月 12 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
19.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
20.	経過記録票 平成 29 年 12 月 14 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
21.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
22.	経過記録票 平成 30 年 1 月 5 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
23.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
24.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
25.	経過記録票 平成 30 年 1 月 15 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
26.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
27.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
28.	経過記録票 平成 30 年 1 月 26 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
29.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
30.		調査・相談内容の 5 行目～最後	(2)
31.	経過記録票 平成 30 年 2 月 14 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
32.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
33.		調査・相談内容の 6 行目～最後	(2)
34.	経過記録票 平成 30 年 3 月 7 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
35.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
36.	経過記録票 平成 30 年 3 月 16 日 (金)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
37.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
38.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
39.	経過記録票 平成 30 年 3 月 20 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
40.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
41.	経過記録票 平成 30 年 4 月 3 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
42.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
43.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
44.	経過記録票 平成 30 年 4 月 11 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
45.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
46.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
47.	経過記録票 平成 30 年 4 月 24 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
48.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
49.		調査・相談内容の 4 行目～16 行目	(2)
50.	経過記録票 平成 30 年 4 月 25 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
51.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
52.		調査・相談内容の 10 行目～12 行目	(3)
53.	経過記録票 平成 30 年 5 月 1 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
54.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
55.		調査・相談内容の 9 行目～16 行目	(2)
56.	経過記録票 平成 30 年 5 月 8 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
57.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
58.		調査・相談内容の 4 行目～14 行目	(2)
59.	経過記録票 平成 30 年 5 月 24 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
60.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
		調査・相談内容の 10 行目	(3)
61.		調査・相談内容の 13 行目～最後	(3)

62.	経過記録票 平成 30 年 6 月 7 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
63.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
64.		調査・相談内容の 4 行目～12 行目	(2)
65.		調査・相談内容の 16 行目～26 行目	(2)
66.	経過記録票 平成 30 年 6 月 14 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
67.		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
68.		調査・相談内容の 6 行目～18 行目	(2)
69.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
70.	経過記録票 平成 30 年 6 月 21 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
71.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
72.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
73.	経過記録票 平成 30 年 6 月 26 日 (火)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
74.	虐待・通告受付票 平成 30 年 12 月 5 日 (水)	種別欄	(3)
75.		電話番号右欄	(3)
76.		ケース概要欄 1 行目種別、4 行目後段	(3)
77.		過去の相談履歴欄	(3)
78.	経過記録票 平成 30 年 12 月 5 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)、4 行目後段～5 行目	(3)
79.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
80.	平成 30 年 12 月 6 日 (木)	調査・相談内容の 10 行目～最後	(3)
81.	経過記録票 平成 30 年 12 月 13 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
82.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
83.	平成 31 年 3 月 18 日 (月)	調査・相談内容の 3 行目～最後	(2)
84.	経過記録票 平成 31 年 3 月 20 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
85.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
86.	平成 31 年 3 月 26 日 (火)	調査・相談内容の 4 行目～最後	(3)
87.	経過記録票	調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
88.	令和元年 5 月 27 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
89.		調査・相談内容の 3 行目～最後	(2)
90.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
91.	令和元年 5 月 29 日 (水)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
92.		調査・相談内容の 3 行目～最後	(2)
93.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
94.	令和元年 6 月 13 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
95.		調査・相談内容の 8 行目～最後	(2)
96.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
97.	令和元年 6 月 17 日 (月)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
98.		調査・相談内容の 4 行目～最後	(2)
99.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
100.	令和元年 6 月 20 日 (木)	調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)
101.		調査・相談内容の 3 行目～最後	(3)
102.		調査・相談内容の 1 行目 (経路)	(1)
		調査・相談内容の 1 行目 (種別)	(3)

103.	調査・相談内容の4行目～27行目	(2)
------	------------------	-----

2019-13 2019年7月3日 開示請求…………… (保健所保健予防課)

■私の相談記録

2019年7月17日 **開示決定**

- ・5月24日 保健師相談申込み票

2019年7月17日 **部分開示決定**

- ・2019年5月14日 母子相談記録様式1
- ・2019年5月20日 母子相談記録様式1
- ・2019年5月22日 母子相談記録様式1
- ・2019年5月23日 母子相談記録様式1
- ・2019年5月24日 母子相談記録様式1

理由 : ①町田市個人情報保護条例21条第1項第6号に該当

○市の事務に関する情報であって、開示することにより公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

: ②町田市個人情報保護条例21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため

非開示の部分		請求の一部に応じない理由
相 談 記 録	母子相談記録様式1 2019年5月14日（火）アセスメント欄	①
	母子相談記録様式1 2019年5月20日（月）アセスメント欄	①
	母子相談記録様式1 2019年5月22日（水）アセスメント欄	①
	母子相談記録様式1 2019年5月22日（水）裏面【健康カルテの情報】以下	②
	母子相談記録様式1 2019年5月23日（木）アセスメント欄	①
	母子相談記録様式1 2019年5月24日（金）アセスメント欄	①

2019-14 2019年7月3日 開示請求…………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■私の相談記録

2019年7月17日 **開示決定**

- ・令和元年5月22日受付 虐待・通告受付票
(長男、二男、三男、長女分)
- ・令和元年5月24日 経過記録表
(長男、二男、三男、長女分)

2019-15 2019年7月3日 開示請求…………… (市民部市民課)

■私の戸籍の請求履歴

2019年7月17日 **開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の
2017年8月31日付け 市民課受付分の「戸籍謄本・住民票の写し等の請求について」

2019年7月17日 **部分開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の

- ①2016年4月11日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等職務上請求書」および「住民票の写し等職務上請求書」
- ②2016年5月12日 鶴川市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ③2016年5月23日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等の公用申請について」
- ④2016年5月30日 鶴川市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ⑤2016年6月23日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等の発行について（依頼）」
- ⑥2016年7月11日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等の発行について（依頼）」
- ⑦2016年8月17日 鶴川市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ⑧2016年11月9日付け 市民課受付分の「住民票写し・戸籍謄本等の交付について（依頼）」
- ⑨2017年2月6日 鶴川市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- ⑩2017年2月22日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等の発行について（依頼）」
- ⑪2017年5月15日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等の発行について（依頼）」
- ⑫2017年10月2日付け 市民課受付分の「調査依頼について」

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
おそれがあるため。

: (2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○個人が使用している印鑑の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れ
があることから個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

: (3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事
業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について 応じない理由】
①	請求に係る者の氏名・生年月日、伝言メモの担当者氏名	(1)
	請求者の印影	(3)
②	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係、「使う方（請求者）」欄の住 所・氏名・請求者の資格	(1)
③	請求に係る者の氏名・生年月日	(1)
④	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係、「使う方（請求者）」欄の住 所・氏名	(1)
⑤	要保護者との関係、要保護者住所、世帯主名、要保護者氏 名、生年月日	(1)
⑥	要保護者との関係、要保護者住所、世帯主名、要保護者氏 名、生年月日	(1)
⑦	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係、「使う方（請求者）」欄の住 所・氏名・請求者の資格・使いみち	(1)
	「使う方（請求者）」欄の印影	(2)
⑧	対象者住所・氏名（フリガナ）・生年月日・ 課長印の印影	(1)
	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係	(2)
⑨	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電 話番号・請求者とのご関係	(1)

⑩	要保護者との関係、要保護者住所、世帯主名、要保護者氏名、生年月日	(1)
⑪	要保護者との関係、要保護者住所、世帯主名、要保護者氏名、生年月日	(1)
⑫	対象者の氏名・生年月日	(1)
	職員印の印影	(2)

2019-16 2019年7月4日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2018年4月2日~2019年7月4日)

2019年7月17日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 ○〇〇〇の

2019年2月27日付け 市民課受付分の「住民票の写し等の交付請求書」

2019年7月17日 部分開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 ○〇〇〇の

①2018年11月29日付け 市民課受付分の「住民票の写しの交付申請書」

②2018年12月26日付け 市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」

③2019年4月25日付け 市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
おそれがあるため。

・①の文書のうち、担当の氏名・本人確認書類・連帯保証人及び保証人の印影

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される
おそれがあり、法人又は事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認めら
れるため。

・②③の文書のうち、請求者印影

2019-17 2019年7月5日 開示請求 (保健所保健予防課)

■保健所での私が相談した記録(保健予防課で保有するもの)

2019年7月19日 部分開示決定

・精神保健相談記録

非開示の部分	請求の一部に 応じない理由
精神相談記録様式1 2019年5月14日(火) アセスメント欄	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号 に該当
精神相談記録様式1 2019年5月27日(月) アセスメント欄	
精神相談記録様式1 2019年5月27日(月) 対応及び支援内容欄 2行目の一部	
精神保健医療相談 2019年5月27日(月) 相談内容欄、相談結果及び助言欄の医師のサイン	
精神保健医療相談 2019年5月27日(月) 裏面 担当保健師へのコメント(医師記入欄)の本日の見立て、緊急性、内容、医師サイン	
精神保健医療相談 2019年5月27日(月) 裏面 医師と確認したこと(保健師記入欄)の3行目括弧の中	

精神相談記録様式1 2019年6月19日(水) アセスメント欄	
精神相談記録様式1 2019年6月28日(金) アセスメント欄	
精神相談記録様式1 2019年7月2日(火) アセスメント欄	
精神相談記録様式1 2019年7月3日(水) アセスメント欄	

2019-18 2019年7月5日 開示請求 (地域福祉部生活援護課)

■H21年8月26日、H21年10月8日、H25年10月29日、H30年10月3日の私のケース記録

2019年7月19日 **開示決定**

- ・H25年10月29日、H30年10月3日のケース記録

2019年7月19日 **不存在決定**

- ・H21年8月26日、H21年10月8日のケース記録

理由：検索の結果、当該ケース記録は保有しておらず、過去における作成の有無を確認しうる記録も存在しないため。

2019-19 2019年7月17日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書 (2019年5月24日～2019年7月17日)

2019年7月26日 **開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の
2019年6月4日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

2019年7月26日 **不存在決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、住民票の写し等交付請求書 2019年5月24日から2019年7月17日までの分

理由：検索の結果、上記期間に住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-20 2019年7月17日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書 (2019年5月1日～2019年7月17日)

2019年7月26日 **部分開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇、氏名 〇〇〇〇の
①2019年5月22日 町田駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
②2019年6月4日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

- ・「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、必要な方の氏名（生年月日）、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち

2019-21 2019年7月22日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書 (2019年7月16日～7月22日) (コンビニ交付の履歴を含む)

2019年8月2日 **不存在決定**

理由：2019年7月16日から2019年7月22日までの期間に上記件名の住民票の写し・戸籍証明書等、印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、「住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書」は存在いたしません。

また、同期間にコンビニエンスストアで住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明書を自動交付した事実もありません。

2019-22 2019年7月22日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書（2019年2月1日～7月22日）

2019年8月2日 開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の
2019年2月18日 なるせ駅前市民センター受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書
2019年3月2日 町田駅前連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書
2019年7月22日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2019年8月2日 部分開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の
 ①2019年2月25日付 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（郵送請求用）
 ②2019年4月17日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
 ①の文書のうち、「申請者」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号、「戸籍証明書等」欄内の「戸籍に記載が必要な方の氏名」欄の氏名・フリガナ・生年月日、「使いみち・提出先」欄の記載、申請者の本人確認書類
 ②の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「戸籍証明書等」欄内の「必要な方の氏名（生年月日）」欄の氏名・生年月日、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち

2019-23 2019年7月22日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書（2019年2月1日～7月22日）

2019年8月2日 部分開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の
 ①2019年3月2日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書
 ②2019年4月17日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書
 ③2019年7月22日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
 ①②の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「戸籍証明書等」欄内の「必要な方の氏名（生年月日）」欄の氏名・生年月日、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち

- ・③の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「②戸籍証明書等」欄の内の「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち

2019-24 2019年7月22日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書（2019年2月1日～7月22日）

2019年8月2日 開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 〇〇〇〇の
2019年2月25日付 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付申請書（郵送請求用）
2019年4月17日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書
交付申請書

2019年8月2日 部分開示決定

- ・本籍地 東京都町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、
①2019年3月2日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明
書交付申請書
②2019年7月22日 市民課受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明
書交付申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
恐れがあるため。

- ・①の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・
請求者とのご関係、「②戸籍証明書等」欄の内の「必要な方の氏名（生年月日）」欄の
氏名・生年月日、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち
- ・③の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・
請求者とのご関係、「②戸籍証明書等」欄の内の「使う方（請求者）」欄の住所・氏
名・請求者の資格、使いみち

2019-25 2019年7月29日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書（2019年7月23日～7 月29日）（コンビニ交付の履歴を含む）

2019年8月2日 不存在決定

理由：2019年7月23日から2019年7月29日までの期間に上記件名の住民票の写し等、戸籍証
明書等、印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、住民票の写し・戸籍証
明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書は存在しません。
また、同期間にコンビニエンスストアで住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明
書を自動交付した事実もありません。

2019-26 2019年8月1日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書（2019年7月30日～8 月1日）（コンビニ交付の履歴を含む）

2019年8月14日 不存在決定

理由：2019年7月30日から2019年8月1日までの期間に上記件名の住民票の写し等、戸籍証
明書等、印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、住民票の写し・戸籍証
明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書は存在しません。
また、同期間にコンビニエンスストアで住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明
書を自動交付した事実もありません。

2019-27 2019年8月1日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■2019年3月（12日ころ）実施された、〇〇〇〇の短期入所支給量決定会議 議事録（その他関連文書あれば全て）

2019年8月8日 開示決定

- ・障がい福祉サービス支給等決定会議 会議録（2019年3月12日開催）

2019-28 2019年8月5日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書（2019年8月2日～3日）（コンビニ交付の履歴を含む）

2019年8月14日 不存在決定

理由：2019年8月2日から2019年8月3日までの期間に上記件名の住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書は存在しません。

また、同期間にコンビニエンスストアで住民票の写し等、戸籍証明書等、印鑑登録証明書を自動交付した事実もありません。

2019-29 2019年8月13日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書（2019年8月1日～2019年8月13日）

2019年8月20日 不存在決定

理由：2019年8月1日から2019年8月13日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在しません。

2019-30 2019年8月20日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■平成29年11月15日付けで交付された請求者の障害手帳（障害等級2級）に関する申請・審査等一切の資料

2019年8月20日 取下げ

2019-31 2019年8月26日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録申請書、代理人選任届、住民票の写し等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

2019年9月6日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
(1) 2019年4月22日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書
(2) 2019年4月22日 市民課受付分の代理人選任届

2019年9月6日 部分開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
2019年4月23日 市民課受付分の印鑑登録申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

- ・代理人の身分証確認メモ

2019年9月6日 不存在決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書を申請した、印鑑登録証明書交付申請書 2017年1月1日から2019年8月26日までの分

理由：2017年1月1日から2019年8月26日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2019-32 2019年8月28日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書（2019年1月1日～8月28日）

2019年9月9日 部分開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名 ○〇〇〇の
 - ①2019年2月18日付け 市民課受付分の「住民票の写し[住民票記載事項証明書]」の請求について」
 - ②2019年2月27日付け 市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」
 - ③2019年3月8日 小山市民センター受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書
 - ④2019年3月31日 鶴川駅前連絡所受付分の住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書
 - ⑤2019年5月31日 小山市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書
 - ⑥2019年7月22日 小山市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

：(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○職印の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから、事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

No.	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	対象者のうち、開示請求者以外の者の住所・氏名・備考	(1)
②	請求者の印影	(2)
③	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所・「使う方（請求者）」の住所・請求者の資格・使いみち、「②戸籍証明書等」欄の「使う方（請求者）」の住所	(1)
④	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所・「使う方（請求者）」の住所・請求者の資格・使いみち、「②戸籍証明書等」欄の「使う方（請求者）」の住所・請求者の資格・使いみち	(1)
⑤	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所・必要な方の氏名（生年月日）	(1)
⑥	「申請者（窓口にきた方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所・必要な方の氏名（生年月日）・「使う方（請求者）」の住所・氏名、「印鑑登録証明書」欄の住所	(1)

2019-33 2019年9月5日 開示請求 (市民部市民課)

■2018年8月に住所の異動を行った届け出書類一切

2019年9月19日 **部分開示決定**

- ・2018年8月23日受付分住民異動届（転居届）
- ・2018年8月27日受付分住民異動届（錯誤転居取消届及び申立書）

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・窓口に来た人の身分証確認メモ

2019-34 2019年9月9日 開示請求 (市民部忠生市民センター)

■印鑑登録証明書交付申請書（2019年7月28日～9月9日）

2019年9月20日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の

2019年9月3日 忠生市民センター受付分の印鑑登録証明書交付申請書

2019-35 2019年9月19日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2016年1月1日～2019年9月19日（9月19日に本人が取得した分は除く））

2019年10月3日 **不存在決定**

理由：(1) 町田市に本籍がないため戸籍証明書等の発行ができません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

(2) 住民票の写し等交付請求書は、町田市文書管理規程上1年保存の公文書です。そのため2016年1月1日から2018年3月31日までの期間の住民票の写し等交付請求書は、保存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みであり、存在いたしません。

(3) 2018年4月1日から2019年9月19日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-36 2019年9月19日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2016年1月1日～2019年9月19日（9月19日に法定代理人が取得した分は除く））

2019年10月3日 **不存在決定**

理由：(1) 町田市に本籍がないため戸籍証明書等の発行ができません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

(2) 住民票の写し等交付請求書は、町田市文書管理規程上1年保存の公文書です。そのため2016年1月1日から2018年3月31日までの期間の住民票の写し等交付請求書は、保存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みであり、存在いたしません。

(3) 2018年4月1日から2019年9月19日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-37 2019年9月19日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2016年1月1日～2019年9月19日（9月19日に法定代理人が取得した分は除く））

2019年10月3日 **不存在決定**

理由：(1) 町田市に本籍がないため戸籍証明書等の発行ができません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

(2) 住民票の写し等交付請求書は、町田市文書管理規程上1年保存の公文書です。そのため2016年1月1日から2018年3月31日までの期間の住民票の写し等交付請求書は、保存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みであり、存在いたしません。

(3) 2018年4月1日から2019年9月19日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-38 2018年9月19日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2016年1月1日～2019年9月19日（9月19日に法定代理人が取得した分は除く））

2019年10月3日 **不存在決定**

理由：（1）町田市に本籍がないため戸籍証明書等の発行ができません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

- （2）住民票の写し等交付請求書は、町田市文書管理規程上1年保存の公文書です。そのため2016年1月1日から2018年3月31日までの期間の住民票の写し等交付請求書は、保存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みであり、存在いたしません。
- （3）2018年4月1日から2019年9月19日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-39 2019年10月7日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書（2019年10月1日～10月7日）

2019年10月16日 **不存在決定**

理由：2019年10月1日から2019年10月7日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2019-40 2019年10月9日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書（2017年1月1日～2019年10月9日）

2019年10月16日 **不存在決定**

理由：2017年1月1日から2019年10月9日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2019-41 2019年10月11日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し等・戸籍証明書等交付請求書（2018年10月12日～2019年10月11日）

2019年10月21日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の

2019年3月27日 市民課受付分の住民票の写し等交付請求書

2019年10月21日 **部分開示決定**

・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の

2018年10月22日 なるせ駅前市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

・「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○個人が使用している印鑑の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

・請求者の印影

2019-42 2019年10月21日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■2019年10月17日に実施された、〇〇〇〇の短期入所支給量決定会議 議事録

2019年10月30日 **開示決定**

・障がい福祉サービス支給等決定会議 会議録（2019年10月17日開催）

2019-43 2019年10月24日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書 (2019年7月18日~10月24日)

2019年10月31日 開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の

2019年9月10日 市民課受付分の戸籍証明書等交付請求書

2019年9月11日付 市民課受付分の「戸籍謄本等・戸籍の附票の写しの交付について」

2019年10月31日 部分開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地 氏名〇〇〇〇の

2019年8月2日付け 市民課受付分の「裁判執行関係事項照会書(甲)」

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される

おそれがあり、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・担当者の印影

2019-44 2019年10月28日 開示請求 (保健所保健予防課)

■ I 育児支援チェックリスト

II エジンバラ産後うつ病質問票

III 赤ちゃんの気持ち質問票(ポンディング)

- ・新生児訪問の記録(〇〇〇〇)

2019年11月11日 部分開示決定

- ・2018年5月14日 訪問指導票(〇〇〇〇)

理由:①町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

・第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
恐れがあるため。

:②町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

・市の事務に関する情報であって、開示することにより公正かつ適正な実施を著しく
困難にすると認められるため。

非開示の部分		請求の一部に応じない理由
訪問指導票表裏	妊娠時の状況欄	上記①
	家族構成(ジェノグラム)欄	上記①
	産褥期の様子欄	上記①
	訪問時 母の状況欄	上記①
	アンケート欄	上記①
	アセスメント欄	上記①・②
	<主訴>・母について欄	上記①
	<助言内容>欄	上記①
	5/31記載事項	上記①

2019年11月11日 非開示決定

- ・2018年5月14日 I 育児支援チェックリスト

II エジンバラ産後うつ病質問票(E P D S)

III 赤ちゃんの気持ち質問票(ポンディング)

理由:町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
恐れがあるため。

2019-45 2019年10月28日 開示請求 (保健所保健予防課)

■ I 育児支援チェックリスト

II エジンバラ産後うつ病質問票

III 赤ちゃんの気持ち質問票（ポンディング）

- ・新生児訪問の記録（〇〇〇〇）

2019年11月11日 **部分開示決定**

- ・2018年5月14日 訪問指導票（〇〇〇〇）

理由：①町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

・第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：②町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

・市の事務に関する情報であって、開示することにより公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

非開示の部分		請求の一部に応じない理由
訪問指導票表	妊娠時の状況欄	上記①
	家族構成（ジェノグラム）欄	上記①
	産褥期の様子欄	上記①
	訪問時 母の状況欄	上記①
	アンケート欄	上記①
	アセスメント欄	上記①・②
	<主訴>・母について欄	上記①
	<助言内容>・母について欄	上記①
裏	5/31 記載事項	上記①

2019年11月11日 **非開示決定**

- ・2018年5月14日 I 育児支援チェックリスト
- II エジンバラ産後うつ病質問票（E P D S）
- III 赤ちゃんの気持ち質問票（ポンディング）

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

2019-46 2019年10月29日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書（2019年7月1日～8月31日）

2019年11月5日 **不存在決定**

理由：2019年7月1日から2019年8月31日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2019-47 2019年11月5日 開示請求 (市民部南市民センター)

■住民票の写し等交付請求書（2018年4月1日～2019年11月5日）、戸籍証明書等等交付請求書（2016年1月1日～2019年11月5日）（本人申請分除く）

2019年11月19日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名〇〇〇〇〇の

2018年5月18日南市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

- ・「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、必要な方の氏名（生年月日）、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち

2019年11月19日 **不存在決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇、氏名〇〇〇〇の、本人申請分を除く、住民票の写し等交付請求書 2018年4月1日から2019年11月5日までの分

理由：2018年4月1日から2019年11月5日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-48 2019年11月21日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書（2017年3月30日～2019年11月21日）

2019年11月28日 **開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名〇〇〇〇の
2018年7月13日 忠生市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
2019年4月17日 忠生市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書

2019-49 2019年11月21日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書（2017年3月30日～2019年11月21日）

2019年11月28日 **部分開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名〇〇〇〇の
2018年7月13日 忠生市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
2019年4月17日 忠生市民センター受付分の戸籍証明書等交付請求書
- 理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当
- 第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため
 - ・「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「戸籍証明書等」欄の、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち

2019-50 2019年12月5日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2019年4月1日～12月5日）（12/5に開示で使用した分を除く）

2019年12月19日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名〇〇〇〇の
2019年4月19日 鶴川市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書
2019年6月6日 鶴川市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書・印鑑登録証明書交付申請書
2019年6月20日 鶴川市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書
2019年7月11日 鶴川市民センター受付分の住民票の写し等交付請求書

2019年12月19日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名〇〇〇〇の
①2019年11月5日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等職務上請求書」、送付状、伝言メモ
②2019年11月11日付け 市民課受付分の「住民票の写し等職務上請求書」、送付状

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・①の文書のうち、戸籍謄本等職務上請求書の3欄の業務の種類・依頼者氏名・上記に該当する具体的な事由の一部、送付状の担当者氏名、伝言メモの要TELE欄の担当者氏名・確認事項欄の依頼者氏名

- ・②の文書のうち、住民票の写し等職務上請求書の理由目的の内容の一部・業務の種類・依頼者氏名、送付状の担当者氏名
- : (2)町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当
 - 印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人又は事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
 - ・①の文書のうち、戸籍謄本等職務上請求書の請求者の印影、送付状の請求者の印影
 - ・②の文書のうち、住民票の写し等職務上請求書の請求者の印影、送付状の請求者の印影

2019-51 2019年12月5日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年4月1日~12月5日)(12/5に開示で使用した分を除く)

2019年12月19日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の

2019年11月5日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等職務上請求書」、送付状、伝言メモ

理由:(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・戸籍謄本等職務上請求書の3欄の業務の種類・依頼者氏名・上記に該当する具体的事由の一部、送付状の担当者氏名、伝言メモの要TEL欄の担当者氏名・確認事項欄の依頼者氏名

: (2)町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

- 印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人又は事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・戸籍謄本等職務上請求書の請求者の印影、送付状の請求者の印影

2019年12月19日 **不存在決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の住民票の写し等交付請求書 2019年4月1日から2019年12月5日までの分 但し、開示請求時に提出した2019年12月5日市民課受付分を除く

理由: 2019年4月1日から2019年12月5日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-52 2019年12月5日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年4月1日~12月5日)(12/5に開示で使用した分を除く)

2019年12月19日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の

2019年11月5日付け 市民課受付分の「戸籍謄本等職務上請求書」、送付状、伝言メモ

理由:(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報で、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・戸籍謄本等職務上請求書の3欄の業務の種類・依頼者氏名・上記に該当する具体的事由の一部、送付状の担当者氏名、伝言メモの要TEL欄の担当者氏名・確認事項欄の依頼者氏名

: (2)町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人又は事業を営む個人の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・戸籍謄本等職務上請求書の請求者の印影、送付状の請求者の印影

2019年12月19日 **不存在決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の住民票の写し等交付請求書 2019年4月1日から2019年12月5日までの分 但し、開示請求時に提出した2019年12月5日市民課受付分を除く

理由：2019年4月1日から2019年12月5日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-53 2019年12月16日 開示請求 (市民部市民課)

■戸籍証明書等交付請求書（2019年10月25日～12月16日）

2019年12月24日 **開示決定**

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の
2019年11月5日付 市民課受付分の「住民票・戸籍等交付依頼」

2019-54 2020年1月7日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2020年1月7日まで）

2020年1月20日 **不存在決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の
戸籍証明書等を請求した、戸籍証明書等交付請求書
2017年1月1日から2020年1月7日までの分
住民票の写しを請求した、住民票の写し等交付請求書
2018年4月1日から2020年1月7日までの分

理由：町田市に本籍がないため、戸籍等の証明発行ができません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在しません。

2018年4月1日から2020年1月7日までの期間に上記件名の住民票の写しを交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-55 2020年1月14日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■〇〇〇〇の相談記録の中で私の相談詳細

2020年1月27日 **開示決定**

- ・経過記録票

2019-56 2020年1月30日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■子ども家庭支援センターでの面談記録

2020年2月13日 **決定延期**

理由：対象公文書の精査に時間を有するため。

2020年3月25日 **部分開示決定**

- ・虐待・通告受付票、経過記録表、相談受付票

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第1号に該当

○虐待防止法第8条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

:(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であつて、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する

恐れがあるため。

:(3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	虐待・通告受付表 平成26年9月2日(火)	経路の欄	(3)
2.		種別の欄	(3)
3.		電話番号の右欄	(3)
4.		ケース概要の4行目の虐待の種類 主の右側、2行目～4行目	(3)
5.		虐待の内容の1行目～11行目	(3)
6.		処理欄の内容欄	(3)
7.	経過記録表 平成26年9月2日(火) 12:05	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
8.	経過記録表 平成26年9月2日(火) 14:30	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
9.	経過記録表 平成26年9月2日(火) 14:40	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
10.	経過記録表 平成26年9月3日(水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
11.	経過記録表 平成26年9月3日(水) 12:15	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
12.	経過記録表 平成26年9月4日(木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
13.	経過記録表 平成26年9月9日(火) 12:20	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
14.	経過記録表 平成26年9月12日(金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
15.	経過記録表 平成26年9月17日(水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
16.	経過記録表 平成26年9月19日(金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
17.	経過記録表 平成26年9月22日(月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
18.	経過記録表 平成26年9月24日(水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
19.	経過記録表 平成26年9月25日(木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
20.	経過記録表 平成26年9月29日(月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)

21.	経過記録表 平成 26 年 10 月 1 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
22.	経過記録表 平成 26 年 10 月 3 日 (金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
23.	経過記録表 平成 26 年 10 月 23 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
24.	経過記録表 平成 26 年 12 月 17 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
25.	経過記録表 平成 26 年 12 月 24 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
26.	経過記録表 平成 26 年 12 月 26 日 (金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
27.	経過記録表 平成 27 年 1 月 7 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
28.	経過記録表 平成 27 年 1 月 13 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
29.	経過記録表 平成 27 年 1 月 27 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
30.	経過記録表 平成 27 年 1 月 29 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
31.	経過記録表 平成 27 年 1 月 29 日 (木) 17:10	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
32.	経過記録表 平成 27 年 2 月 2 日 (月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
33.	経過記録表 平成 27 年 2 月 17 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
34.	経過記録表 平成 27 年 2 月 24 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
35.	虐待・通告受付表 平成 27 年 5 月 8 日 (金)	経路の欄	(1)
36.		種別の欄	(3)
37.		電話番号の右欄	(3)
38.		ケース概要の 1 行目の虐待の種類 主の 右側、2 行目	(1)
39.		虐待の内容の 1 行目～4 行目	(1)
40.		過去の相談履歴	(3)
41.		通告者の氏名欄	(1)
42.		通告者の電話欄	(1)
43.		処理欄の内容の欄	(3)
44.	経過記録表 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 15:40	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
45.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11:00 上	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)

46.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11:00 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
47.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11:25 上	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
48.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11:25 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
49.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 15:45	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
50.	経過記録表 平成 27 年 5 月 14 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
51.	経過記録表 平成 27 年 5 月 27 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
52.	経過記録表 平成 27 年 6 月 11 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
53.	経過記録表 平成 27 年 7 月 7 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
54.	経過記録表 平成 27 年 7 月 7 日 (火) 10:00	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
55.	経過記録表 平成 27 年 7 月 9 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
56.	経過記録表 平成 27 年 7 月 14 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
57.	経過記録表 平成 27 年 8 月 4 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
58.	経過記録表 平成 27 年 8 月 5 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
59.	経過記録表 平成 27 年 9 月 7 日 (月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
60.	経過記録表 平成 27 年 9 月 8 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
61.	経過記録表 平成 27 年 10 月 5 日 (月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
62.	経過記録表 平成 27 年 10 月 6 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
63.	経過記録表 平成 27 年 10 月 13 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
64.	経過記録表 平成 28 年 1 月 8 日 (金) 上	調査・相談内容の児童相談の経路	(3)
65.	経過記録表 平成 28 年 1 月 8 日 (金) 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)

66.	経過記録表 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 上	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
67.	経過記録表 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
68.	経過記録表 平成 28 年 1 月 15 日 (金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
69.	経過記録表 平成 28 年 1 月 22 日 (金)	調査・相談内容の 2 行目～26 行目	(3)
70.	経過記録表 平成 28 年 1 月 22 日 (金)	調査・相談内容の 27 行目～52 行目	(2)
71.	経過記録表 平成 29 年 8 月 7 日 (月)	調査・相談内容の児童相談の経路	(3)
72.	経過記録表 平成 29 年 8 月 7 日 (月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
73.	相談受付票 令和 2 年 1 月 30 日 (木)	経路	(2)
74.		相談概要	(2)
75.		過去の相談履歴の欄	(3)
76.		相談者氏名の欄	(2)

2019-57 2020 年 1 月 30 日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■子ども家庭支援センターでの面談記録

〇〇〇〇、〇〇〇〇に関する私の発言内容について

2020 年 2 月 13 日 **決定延期**

理由：対象公文書の精査に時間を有するため。

2020 年 3 月 25 日 **部分開示決定**

- 虐待・通告受付票、経過記録表、相談受付票

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 1 号に該当

○虐待防止法第 8 条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

：(2) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：(3) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	虐待・通告受付表 平成 26 年 9 月 2 日 (火)	経路の欄	(3)
2.		種別の欄	(3)
3.		電話番号の右欄	(3)
4.		ケース概要の 1 行目の虐待の種類 主の右側、2 行目～7 行目	(3)
5.		虐待の内容の 1 行目～11 行目	(3)

6.		処理欄の内容欄	(3)
7.	経過記録表 平成 26 年 9 月 2 日 (火) 12 : 05	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
8.	経過記録表 平成 26 年 9 月 2 日 (火) 14 : 30	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
9.	経過記録表 平成 26 年 9 月 2 日 (火) 14 : 40	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
10.	経過記録表 平成 26 年 9 月 3 日 (水)	訪問の内容参照以下全て	(3)
11.	経過記録表 平成 26 年 9 月 22 日 (月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
12.	経過記録表 平成 26 年 10 月 3 日 (金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
13.	経過記録表 平成 26 年 12 月 24 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
14.	経過記録表 平成 26 年 12 月 26 日 (金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
15.	経過記録表 平成 27 年 1 月 7 日 (水)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
16.	経過記録表 平成 27 年 1 月 13 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
17.	経過記録表 平成 27 年 1 月 27 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
18.	経過記録表 平成 27 年 1 月 29 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
19.	経過記録表 平成 27 年 2 月 17 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
20.	経過記録表 平成 27 年 2 月 24 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
21.	虐待・通告受付表 平成 27 年 5 月 8 日 (金)	経路の欄	(3)
22.		種別の欄	(3)
23.		電話番号の右欄	(3)
24.		ケース概要の 1 行目の虐待の種類 主の 右側、2 行目	(1)
25.		虐待の内容の全て	(1)
26.		過去の相談履歴の欄	(3)
27.		通告者の氏名欄	(1)
28.		通告者の電話欄	(1)
29.		処理欄の内容欄	(3)
30.	経過記録表 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 15 : 40	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
31.	経過記録表	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)

	平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11 : 00 上		
32.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11 : 00 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
33.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11 : 25 上	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
34.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 11 : 25 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
35.	経過記録表 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 15 : 45	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
36.	経過記録表 平成 27 年 5 月 14 日 (木)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
37.	経過記録表 平成 27 年 7 月 7 日 (火)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
38.	経過記録表 平成 27 年 7 月 7 日 (火) 10 : 00	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
39.	経過記録表 平成 27 年 7 月 14 日 (火)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
40.	経過記録表 平成 27 年 8 月 4 日 (火)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
41.	経過記録表 平成 27 年 8 月 5 日 (水)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
42.	経過記録表 平成 27 年 10 月 5 日 (月)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
43.	経過記録表 平成 27 年 10 月 13 日 (火)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
44.	経過記録表 平成 28 年 1 月 8 日 (金) 上	調査・相談内容の経路の右の欄	(3)
45.	経過記録表 平成 28 年 1 月 8 日 (金) 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
46.	経過記録表 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 上	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
47.	経過記録表 平成 28 年 1 月 12 日 (火) 下	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
48.	経過記録表 平成 28 年 1 月 15 日 (金)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(3)
49.	経過記録表 平成 28 年 1 月 22 日 (金)	調査・相談内容の 2 行目～26 行目	(2)

50.	相談受付票	過去の相談履歴	(3)
-----	-------	---------	-----

2019-58 2020年1月30日 開示請求 (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■子ども家庭支援センターでの面談記録2020年2月13日 **決定延期**

理由：対象公文書の精査に時間を有するため。

2020年3月25日 **部分開示決定**

- 虐待・通告受付票、経過記録表、相談受付票

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第1号に該当

○虐待防止法第8条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

:(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

:(3) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	虐待・通告受付表 平成26年9月2日（火） 12:05	経路の欄	(1)
2.		種別の欄	(3)
3.		電話番号の右欄	(3)
4.		ケース概要の1行目の虐待の種類 主の右側	(3)
5.		ケース概要の2行目～4行目	(3)
6.		処理欄の内容欄	(3)
7.	経過記録表 平成26年9月2日（火） 12:05	調査・相談内容の2行目	(3)
8.	経過記録表 平成26年9月2日（火） 14:30	調査・相談内容の2行目	(3)
9.	経過記録表 平成26年9月2日（火） 14:40	調査・相談内容の2行目	(3)
10.	経過記録表 平成26年9月3日（水）	調査・相談内容の2行目	(3)
11.	経過記録表 平成26年9月3日（水） 12:15	調査・相談内容の2行目	(2)
12.	経過記録表 平成26年9月4日（木）	調査・相談内容の2行目	(2)
13.	経過記録表 平成26年9月9日（火） 12:20	調査・相談内容の2行目	(2)

14.	経過記録表 平成26年9月12日(金)	調査・相談内容の2行目	(2)
15.	経過記録表 平成26年9月17日(水)	調査・相談内容の2行目	(2)
16.	経過記録表 平成26年9月19日(金)	調査・相談内容の2行目	(2)
17.	経過記録表 平成26年9月22日(月)	調査・相談内容の2行目	(3)
18.	経過記録表 平成26年9月24日(水)	調査・相談内容の2行目	(2)
19.	経過記録表 平成26年9月25日(木)	調査・相談内容の2行目	(2)
20.	経過記録表 平成26年9月29日(月)	調査・相談内容の2行目	(2)
21.	経過記録表 平成26年10月1日(水)	調査・相談内容の2行目	(2)
22.	経過記録表 平成26年10月3日(金)	調査・相談内容の2行目	(3)
23.	経過記録表 平成26年10月23日(木)	調査・相談内容の2行目	(2)
24.	経過記録表 平成26年12月17日(水)	調査・相談内容の2行目	(2)
25.	経過記録表 平成26年12月24日(水)	調査・相談内容の2行目	(3)
26.	経過記録表 平成26年12月26日(金)	調査・相談内容の2行目	(3)
27.	経過記録表 平成27年1月7日(水)	調査・相談内容の2行目	(3)
28.	経過記録表 平成27年1月13日(火)	調査・相談内容の2行目	(3)
29.	経過記録表 平成27年1月27日(火)	調査・相談内容の2行目	(3)
30.	経過記録表 平成27年1月29日(木)	調査・相談内容の2行目	(3)
31.	経過記録表 平成27年1月29日(木) 17:10	調査・相談内容の2行目	(3)
32.	経過記録表 平成27年2月2日(月)	調査・相談内容の2行目	(2)
33.	経過記録表 平成27年2月24日(火)	調査・相談内容の2行目	(3)
34.	虐待・通告受付表 平成27年5月8日(金)	経路の欄	(1)
35.		種別の欄	(3)
36.		電話番号の右欄	(3)
37.		ケース概要の1行目の虐待の種類 主の 右側、2行目	(1)
38.		過去の相談履歴	(3)

39.	経過記録表 平成 27 年 7 月 14 日 (火)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
40.	経過記録表 平成 27 年 8 月 4 日 (火)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
41.	経過記録表 平成 27 年 10 月 13 日 (火)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
42.	経過記録表 平成 28 年 1 月 8 日 (金) 上	調査・相談内容の児童相談の経路	(3)
43.	経過記録表 平成 28 年 1 月 15 日 (金)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
44.	経過記録表 平成 28 年 1 月 22 日 (金)	調査・相談内容の 2 行目	(3)
45.	経過記録表 平成 29 年 8 月 7 日 (月)	調査・相談内容の児童相談の経路	(3)
46.	経過記録表 平成 29 年 8 月 7 日 (月)	調査・相談内容の内容参照以下全て	(2)
47.	相談受付票 令和 2 年 1 月 30 日 (木)	経路	(2)
48.		相談概要	(2)
49.		過去の相談履歴の欄	(3)
50.		相談者氏名の欄	(2)

2019-59 2020 年 2 月 21 日 開示請求…………… (保健所保健予防課)

■私の相談記録 保健予防課で保有するもの**○○○○、△△△△に関する私の発言内容について****2020 年 3 月 6 日 決定延期**

理由：文書の精査に時間を要するため。

2020 年 3 月 25 日 部分開示決定

- 1 新生児訪問指導票 (△△△△)
- 2 乳幼児健診母子カード (△△△△・○○○○)
- 3 相談記録

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

:(2) 町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

1 新生児訪問指導票 (△△△△)

開示しない部分	理由
新生児訪問指導票 平成 25 年 1 月 22 日	アセスメント (2)

2 乳幼児健診母子カード (○○○○)

開示しない部分	理由
母子カード	3 歳児健康診査右下署線欄の 2 行目 (2)

3 相談記録

開示しない部分		理由
相談記録 2013年4月24日	最優先課題	(2)
	関係機関	(2)
相談記録(裏面)	最優先課題	(2)
記録票	C F検討内容	(2)
	アセスメント	(2)
相談記録 2013年7月12日	分析・判断	(2)
野線用紙	2014年3月5日 以下全て	(2)
	2014年3月13日 以下全て	(2)
健康かるて	URL	(2)
相談記録 2014年5月16日	相談目的2行目	(2)
	状況及び観察した事の・DVについての5行目訂正印	(1)
	状況及び観察した事の・児についての6行目訂正印	(1)
	分析・判断	(2)
	関係機関との連絡(合意事項等) 1行目	(2)
記録票	C F検討内容	(2)
	アセスメント	(2)
	欄外の1~2行	(2)
相談記録 2014年8月20日	状況及び観察した事【現在までの経過】の3~4行目	(2)
	分析・判断	(2)
	関係機関との連絡	(2)
	欄外の1~3行	(2)
記録票	2014年10月3日 以下全て	(2)
相談記録 2014年10月23日	状況及び観察した事【現在までの経過】の3~4行目	(2)
	状況及び観察した事【現在までの経過】の7行目メモ	(2)
	分析・判断	(2)
	特記事項その他	(2)
付箋 メモ	2/19 内容	(2)
別記様式1 2015年5月11日	相談者、目的、主訴、状況及び観察した事、分析・判断、対応	(2)
	今後の計画及び方針の欄1行目	(2)
別記様式1 2015年5月20日	分析・判断	(2)
別記様式1 2015年7月3日	状況及び観察した事の6行目訂正印	(1)
	分析・判断	(2)
	今後の計画及び方針の欄2行目	(2)
別記様式1 2015年7月8日	相談者、目的、主訴、状況及び観察した事、分析・判断、対応、今後の計画及び方針の欄	(2)
野線用紙	8.26の1行目から2行目	(2)
	9.17の内容全て	(2)
	10.5 訂正印	(1)
別記様式1 2015年10月5日	分析・判断	(2)
別記様式1 2015年10月13日	相談者、目的、主訴、状況及び観察した事、分析・判断、対応、今後の計画及び方針の欄	(2)

別記様式1 2016年1月12日	分析・判断	(2)
別記様式1 2017年3月16日	分析・判断	(2)
記録票	最終処遇（サインの氏名以外）	(2)
記録票	C F 検討内容	(2)
	アセスメント	(2)
	最終処遇（サインの氏名以外）	(2)
記録票	C F 検討内容	(2)
	アセスメント	(2)

2019-60 2020年2月21日 開示請求…………… (保健所保健予防課)

■私の相談記録 保健予防課で保有するもの

2020年3月6日 **決定延期**

理由：文書の精査に時間を要するため。

2020年3月13日 **取下げ**

2019-61 2020年2月21日 開示請求…………… (保健所保健予防課)

■私の相談記録 保健予防課で保有するもの

2020年3月6日 **決定延期**

理由：文書の精査に時間を要するため。

2020年3月13日 **取下げ**

2019-62 2020年3月3日 開示請求 ……………… (財務部納税課)

■1、滞納金額の税金はどのようにして支払われたのか。

平22区市町村民税 都民税（普通徴収）〇〇〇〇一期

平22区市町村民税 都民税（普通徴収）〇〇〇〇二期

平22区市町村民税 都民税（普通徴収）〇〇〇〇参期

平22区市町村民税 都民税（普通徴収）〇〇〇〇四期

平23区市町村民税 都民税（普通徴収）〇〇〇〇一期

2、年金の差し押さえによって支払われたとしたら、どの銀行の口座をいつ差し押されたのか。

3、何故に町田の事務権限が東京都の権限移譲されたのか。その理由をおたずねしたい。

4、再び、町田市の権限になったのは何故か。その時の東京都の担当者はどのように説明したのか。その説明の中に〇〇〇〇は東京都の担当者に対し町田市の担当者が滞納金について

【受け取りの拒否】をして滞納金の支払いができないことの事前説明をしたが、町田市の担当者が滞納金について【受け取り拒否】の件についてどのような説明を受けたのか。

5、その場合、東京都の担当者と協議した結果、行政上何らの問題ないと判断をしたのか。

6、市町村民税 都民税の滞納の支払いについて受取の拒絶をどう考えているのか。

2020年3月10日 **補正**（補正に要した期間 7日間）

■町田市が私（〇〇〇〇）に対して平成25年～平成27年の期間に行った、以下の市民税・都民税に対する滞納処分の差押調書（謄本）及び充当通知

平成22年度市民税・都民税1期

平成22年度市民税・都民税2期

平成22年度市民税・都民税3期

平成22年度市民税・都民税4期

平成23年度市民税・都民税1期

2020年3月23日 **開示決定**

平成25年4月12日 差押調書（謄本）LV13-○○○○○○○
平成25年5月2日 充当通知書LV13-○○○○○○○
平成25年4月12日 差押調書（謄本）LV13-○○○○○○○
平成25年5月30日 充当通知書LV13-○○○○○○○
平成25年5月17日 差押調書（謄本）LV13-○○○○○○○
平成25年6月11日 充当通知書LV13-○○○○○○○
平成25年6月13日 差押調書（謄本）LV13-○○○○○○○
平成25年7月3日 充当通知書LV13-○○○○○○○
平成25年10月11日 差押調書（謄本）LV13-○○○○○○○
平成25年10月31日 充当通知書LV13-○○○○○○○
平成27年10月14日 差押調書（謄本）LV15-○○○○○○○
平成27年12月24日 充当通知書LV15-○○○○○○○

2019-63 2020年3月11日 開示請求 (学校教育部指導課)

■2020年2月6日、町田市立○○小学校で発生した事故についての報告書

2020年3月18日 **部分開示決定**

- ①児童（生徒）事故報告書 19町○○小第○○号 2020年2月19日

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する
おそれがあるため。
・児童の年齢、性別、ふりがな、氏名の欄

2019-64 2020年3月13日 開示請求 (市民部市民課)

■印影確認票 印鑑登録証明書交付申請書

2020年3月26日 **開示決定**

- 住所 町田市○○町○○○○番地○○ 氏名 ○○○○の
印影確認票（印鑑登録原票）

2020年3月26日 **不存在決定**

- 住所 町田市○○町○○○○番地○○ 氏名 ○○○○の印鑑登録証明書を請求した、印鑑
登録証明書交付申請書 2017年1月1日から2020年3月13日までの分

理由：2017年1月1日から2020年3月13日までの期間に上記件名の印鑑登録証明書を交付し
た事実はありません。よって、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2019-65 2020年3月23日 開示請求 (学校教育部指導課)

**■開示請求者らの子である○○○○（平成○○年○○月○○日生。以下「本件生徒」という）に
ついて、平成○○年○○月○○日に発生した本件生徒の自殺に関する、①本件学校の副校長で
ある○○○○が作成した町田市立○○中学校（以下「本件学校」という）と東京都八王子児童
相談所とのやり取りに関するメモ、及び②本件学校の養護教諭である○○○○が作成した本件
生徒の診療経過に関するメモ、並びに③これらに関連する一切の書面であって、本件学校又は
町田市教育委員会が保有する文書（以前の開示文書以外）**

2020年4月6日 **開示決定**

- ①本件学校の副校長である○○○○が作成した町田市立○○中学校（以下「本件学校」とい
う）と東京都八王子児童相談所とのやり取りに関するメモ

2020年4月6日 **部分開示決定**

- ②本件学校の養護教諭である○○○○が作成した本件生徒の診療経過に関するメモ

理由：①町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示をしないことが明らかに正当で
あるとみとめられるため。

：②町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

ページ	開示しない部分	理由
1枚目	9／28（金）生徒の氏名及びその保護者氏名	②
2枚目	5行目	①
2枚目	8～9行目	①
3枚目	2～3行目	②
5枚目	2～5行目	②
5枚目	7～10行目	②
6枚目	2～5行目	②
6枚目	7～17行目	②
7枚目	3～6行目	②
7枚目	10～19行目	②
8枚目	3～8行目	②
8枚目	13～16行目	②
8枚目	18～20行目	②
9枚目	6行目	①
9枚目	18行目	②
10枚目	18行目	①
12枚目	5行目	①
12枚目	12行目	①
14枚目	6行目	②
14枚目	8～9行目	②
14枚目	11～16行目	②
15枚目	2～4行目	②
15枚目	9～10行目	②
15枚目	12～14行目	②

2020年4月6日 不存在決定

- ③これらに関連する一切の書面であって、本件学校又は町田市教育委員会が保有する文書
(以前の開示文書以外)

理由：本件生徒の自殺に関し、20町教学指第138号個人情報開示等決定通知書及び20町教学指第140号個人情報部分開示等決定通知書で開示した以外に文書を保有していないため。

2019-66 2020年3月27日 開示請求 (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2019年12月17日～2020年3月27日)

2020年4月10日 開示決定

- 住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、
2020年1月30日付け 市民課受付分の「住民票・戸籍等交付依頼」
2020年3月11日付け 市民課受付分の「住民票・戸籍等交付依頼」

2020年4月10日 部分開示決定

- 住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の戸籍証明書等を請求した、
 ①2020年1月9日 鶴川駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
 ②2020年1月16日 鶴川駅前連絡所受付分の戸籍証明書等交付請求書
 ③2020年2月18日付け 市民課受付分の「諸証明書交付について(依頼)」

理由：(1) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：(2) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○個人が使用している印鑑の印影であり、開示することにより偽造等の不正使用の恐れがあることから個人の財産保護に著しい支障が生じると認められるため。

No..	【開示しない部分】	【請求の一部について応じない理由】
①	「窓口に来た方（申請者）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「①住民票の写し等」欄の必要な方の住所、必要な方の氏名（生年月日）、「②戸籍証明書等」欄内の必要な方の氏名（生年月日）、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格、使いみち	(1)
②	「窓口に来た方（申請者）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「②戸籍証明書等」欄内の必要な方の氏名（生年月日）、「使う方（請求者）」欄の住所・氏名・請求者の資格・使いみち	(1)
③	「請求の任にあたっている者の職名及び氏名」の請求書の任にあたっている者の印影	(2)

2020年4月10日 **不存在決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の住民票の写し等を請求した、住民票の写し等交付請求書 2019年12月17日から2020年3月27日までの分

理由：2019年12月17日から2020年3月27日までの期間に上記件名の住民票の写し等を交付した事実はありません。よって、住民票の写し等交付請求書は存在いたしません。

2019-67 2020年3月27日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録書の申請書

2020年4月9日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地〇〇 氏名 〇〇〇〇の
2017年7月26日 市民課受付分の印鑑登録申請書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

・保証人署名・保証人生年月日・保証人住所・保証人登録済印影

3 年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数（2010年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度種別	年度											計
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
市長	請求	67(1)	45(1)	44(1)	47	61(1)	43(1)	52	46(1)	100	64(3)	569(9)	
	不服申立て	8		3		1(1)	4	3	2	16	2	39(1)	
教育委員会	請求	2		3(1)	2	16(2)	6	5	7	2	3	46(3)	
	不服申立て						1					1	
選挙管理委員会	請求											0	
	不服申立て											0	
監査委員	請求			1								1	
	不服申立て											0	
農業委員会	請求											0	
	不服申立て											0	
固定資産評価審査委員会	請求											0	
	不服申立て											0	
病院事業管理者	請求	1										1	
	不服申立て											0	
議会	請求											0	
	不服申立て											0	
計	請求	70(1)	45(1)	48(2)	49	77(3)	49(1)	57	53(1)	102	67(3)	617(12)	
	不服申立て	8	0	3	0	1(1)	5	3	2	16	2	40(1)	



第3章 行政不服審査会の状況

第3章 行政不服審査会の状況

1 行政不服審査会

2016年4月1日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2019年度は、下記のメンバーで運営いたしました。

なお、本章では審査会の状況のうち、「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」に関するものについてまとめています。

行政不服審査会委員名簿

(2020年3月31日現在)

	氏 名	職 業	備 考 (※)
会 長	野 村 武 司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月～
職務代理	田 村 達 久	早稲田大学法学学術院教授	2009年 4月～
委 員	橘 高 真佐美	弁 護 士	2011年10月～
委 員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年 7月～
委 員	堀 江 信 夫	公益財団法人 神奈川産業振興センター専務理事	2019年10月～

※前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

2 2019年度 行政不服審査会の開催状況

2019年度は、下記のように11回開催されました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

第1回審査会 2019年4月26日開催

2018年度第4号事件 内部討議

2017年度第1号事件 内部討議

第2回審査会 2019年5月31日開催

2018年度第11号事件 審査請求人による口頭意見陳述

2017年度第1号事件 内部討議

2017年度第3号事件 内部討議

第3回審査会 2019年6月28日開催

2017年度第1号事件 内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

2017年度第3号事件 内部討議

第4回審査会 2019年7月26日開催

2017年度第3号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議

2017年度第8号事件 内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

第5回審査会 2019年8月23日開催

2018年度第11号事件 内部討議

2017年度第2号事件 内部討議

2017年度第3号事件 内部討議

2017年度第8号事件 内部討議
第6回審査会 2019年9月27日開催
 2017年度第8号事件 内部討議
 2017年度第3号事件 内部討議
第7回審査会 2019年11月8日開催
 2017年度第3号事件 内部討議
 2017年度第8号事件 内部討議
第8回審査会 2019年12月25日開催
 2017年度第8号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
 2017年度第3号事件 内部討議
第9回審査会 2020年1月17日開催
 2017年度第8号事件 内部討議
 2018年度第3号事件 内部討議
 2018年度第1号事件 内部討議
 2018年度第2号事件 内部討議
第10回審査会 2020年2月20日開催
 2017年度第8号事件 内部討議
第11回審査会 2020年3月11日開催
 2017年度第8号事件 内部討議

3 不服申立て（審査請求）の状況

2019年度は、下記のとおり2件の審査請求がありました。

種 別	件 数
公 文 書 公 開 請 求	0件
個 人 情 報 開 示 等 請 求	2件
合 計	2件

4 答申の状況

2019年度は、4件の答申が出されています（2017年度第1号事件、2017年度第3号事件、2018年度第4号事件、2018年度第11号事件）。

そのうち、公文書公開請求及び個人情報開示等請求に係る答申は、93ページ～104ページに掲載しています。

答 申 区 分			合 計
認容	一部認容	原処分維持	
0件	2件	2件	4件

5 2019年度審査会事件一覧

2017年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016.10.11	決定内容	非開示
審査請求年月日	2016.12.27	諮問年月日	2017.5.2
答申年月日	2019.7.17	答申内容	一部認容

「障害者虐待防止法に基づく通報書」ほか1件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「非開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2019年7月17日に答申がありました。

2017年度第2号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 9. 15	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2

「知的障害者（児）サービス台帳」ほか2件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2017. 5. 2
答申年月日	2020. 1. 15	答申内容	一部認容
裁決年月日	2020. 2. 20	裁決内容	答申のとおり

「神奈川県立津久井やまゆり園で2016年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：議会事務局）は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査の結果、2020年1月15日に答申がありました。

2017年度第8号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	公開、部分公開、非公開
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2018. 1. 19

「やまゆり園事件に関する報道関係取材報告書（2016年7月26日付）」ほか32件について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広報課、地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども総務課、子ども生活部保育・幼稚園課、市民病院事務部総務課）は「公開決定」、「部分公開決定」及び「非公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2017. 8. 29	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 9. 11	諮問年月日	2018. 4. 4

「就労支援に係るご要望への対応について 2016年12月8日書面に対して職員課の対応した件」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第2号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2017. 10. 6	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2017. 10. 24	諮問年月日	2018. 4. 4

『「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、」を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理配慮がなかった。そのための」に改める』という個人情報訂

正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2017.4.28	決定内容	非公開、不存在
審査請求年月日	2017.8.16	諮問年月日	2018.4.5

「16町政聴要第660号の2に関わる一切の書類（ヒアリング実施者（指定管理者含む）の報告書、決裁書含む）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：文化スポーツ振興部スポーツ振興課）は「非公開決定、不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第4号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2017.11.13	諮問年月日	2018.4.11
答申年月日	2019.5.7	答申内容	原処分維持
裁決年月日	2019.6.18	裁決内容	答申のとおり

実施機関（処分担当課：財務部納税課）は審査請求人に対し、2017年10月13日付で、公壳通知処分を行いましたが、請求人から処分の取り消しを求める審査請求があり、審査会にて審査の結果、2019年5月7日に答申がありました。

2018年度第6号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018.4.11	決定内容	部分公開
審査請求年月日	2018.4.26	諮問年月日	2018.8.23

「ごみ集積所○○町○-○○○の開設届」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：環境資源部3R推進課）は「部分公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第7号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018.5.18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.6.4	諮問年月日	2018.10.4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第8号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018.5.18	決定内容	部分開示
---------	-----------	------	------

審査請求年月日	2018.6.4	諮問年月日	2018.10.4
---------	----------	-------	-----------

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：財務部財政課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第9号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018.8.6	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.8.27	諮問年月日	2018.12.4

「道路管理課 要望対応表 18-2121（管理番号）個人宅の公道上に違法に設置されている防犯カメラを黙認している理由。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（個人情報開示請求）①

開示請求年月日	2018.7.31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.8.23	諮問年月日	2018.12.20

「市民協働推進課にある〇〇に関する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（個人情報開示請求）②

開示請求年月日	2018.7.31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018.8.23	諮問年月日	2018.12.20

「道路管理課にある〇〇に関する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（公文書公開請求）③

開示請求年月日	2018.6.19	決定内容	非公開
審査請求年月日	2018.8.23	諮問年月日	2018.12.20

「2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談などのすべての情報。」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部法制課）は「非公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第11号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2018.7.20	諮問年月日	2018.12.28
---------	-----------	-------	------------

答申年月日	2019.10.3	答申内容	原処分維持
裁決年月日	2019.11.22	裁決内容	答申のとおり

実施機関（処分担当課：財務部資産税課）は審査請求人に対し、2018年5月1日付で、非住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を行いましたが、請求人から住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を求める審査請求があり、審査会にて審査の結果、2019年10月3日に答申がありました。

2018年度第12号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018.9.20	決定内容	不存在
審査請求年月日	2018.10.9	諮問年月日	2019.1.23

「町田市の公立保育園5園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。（仕分け科目は小分類まで記載したもの）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：子ども生活部子育て推進課）は「不存在決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018.8.27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.10.11	諮問年月日	2019.2.26

①『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6の4-5行目。

「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

②『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過5の2-3行目。

「側溝上部内におさまり通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまり通行に支障ないとしたが（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018.9.19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.10.18	諮問年月日	2019.2.26

①『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、要望内容

「公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。と通報。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

②『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過1、6行目

「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

③『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過2、1行目

「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

④『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過4、1行目

「・・・来庁。管理課として○○自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

⑤『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6、2行目

「・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また6月の○○担当課長の発言について、○○自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

⑥『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票17-7997、経過2、3行目

「・・・電話（○○）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、○○○自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、○○○自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していく土砂の侵食と流出をしやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第15号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018.10.4	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.10.25	諮問年月日	2019.2.26

『2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9対応内容欄14行目

「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第16号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018.11.8	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.12.4	諮問年月日	2019.3.13

【2018年11月7日付18町政聴第42号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会』』『4行目「解決に向けた専門的～あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする」】に訂正。】という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第17号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018.11.27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018.12.20	諮問年月日	2019.3.13

『2018年11月22日付18町政聴第44号「共催の件」について
5行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をしなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。』に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

町田市行政不服審査会
2017年度第1号事件
(審査請求人 ○○○○)

2019年7月17日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会
会長 野村武司

2017年5月2日付け17町総法第16号(2017年度第1号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が2016年10月11日付けで処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2016年10月24日付け16町地障第1787号で行った個人情報非開示決定処分のうち、第5 審査会の判断において開示すべきであるとした部分は開示すべきであるが、その余を非開示とした処分庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2016年10月24日付け16町地障第1787号をもって行った個人情報非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定により、2016年10月11日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、個人情報開示請求を行った。なお、請求内容を示す個人情報記録の件名又は内容については、要約すると次のとおりである。

(個人情報記録の件名又は内容の要約)

本人と本人の娘の母子分離に至る相談、回答、対応、病状等、過去8~9年の記録すべて

2 処分庁は、審査請求人に対して、2016年10月24日付け16町地障第1787号「個人情報非開示等決定通知書」(以下「非開示決定通知書」という。)により本件処分を行った。処分の内容としては、審査請求人に係る「障害者虐待防止法に基づく通報書(以下「本件対象文書1」という。)」及び「障がい者虐待相談受付・ケース記録(以下「本件対象文書2」という。)」を開示請求の対象と特定し、そのすべてを非開示として、次の請求に応じない理由とともに決定した。

(請求に応じない理由)

- ・ 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当
第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。
- ・ 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当
開示することにより、市の事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2016年12月27日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年3月8日付け16町地障第2992号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、「反論書」を提出していない。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17町総法第16号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 当審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2017年6月26日 審議
2018年11月27日 審議
2018年12月21日 処分庁に対する事情聴取
2019年1月25日 審議
2019年2月26日 審議
2019年3月20日 審議
2019年4月26日 審議
2019年5月31日 審議
2019年6月28日 審議
- 8 処分庁は、2018年12月21日の事情聴取において、審査会から、非開示決定通知書の「請求に応じない理由」欄の記載が不十分かつ不適切である旨の指摘を受けたため、2019年1月25日の審議に、補充資料を提出した。この補充資料には、開示できない部分、（本件条例第21条第1項の）適用号、適用の基礎となる事実関係、理由、備考の各欄があり、それぞれ個別具体的に記載されていた。また、適用号については、非開示決定通知書から一部修正されていた。
- 9 調査審議の間、当審査会は、処分庁に対する事情聴取の要請とともに、審査請求人に対する口頭意見陳述の意向確認を行い、審査請求人から陳述する旨の回答を受けた。しかしながら、当審査会が陳述日を設定するたびに、審査請求人は、陳述日直前での陳述延期の申出を繰り返した。そのため、当審査会では、審査請求人に、本件の審査が終結するまでの間であれば口頭意見陳述の申出を受け付ける旨を通告した上で、調査審議を進めたものである。なお、口頭意見陳述の要旨を記した書面が、審査請求人から郵送で提出されており、2019年3月19日付けで受け付けている。

第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 審査請求書における主張
審査請求人は、審査請求書に、審査請求の理由として次のように記した上で、審査請求に係る処分を取り消す裁決を求めていた。

(審査請求の理由)

娘の一生の問題をいちじるしく大きな問題とされ、母（私）の人権もある。（あまりに一方的な問題とされている。）

(2) 口頭意見陳述の要旨を記した書面における主張

また、審査請求人による口頭意見陳述の要旨を記した書面の内容は、要約すると次のとおりである。

(口頭意見陳述の要旨を記した書面の内容の要約)

現在私は法的措置（障がい者虐待防止法）として対処され、娘は保護されていますが、そこに至るまでにあらゆる関係先（機関）に入って頂いておりました。

当初、私の病状悪化の状況から、娘に負担を掛けたくないと思い、障がい福祉課の担当者に相談を重ね、かかりつけの〇〇病院のカンファレンスが入った事で、私の依頼として娘の施設を探して頂く事と成りました。

途中から、担当者より連絡がなくなってしまいましたが、それは私がことごとく施設を断り、娘を施設に入れる気が無いと判断されたからであると、開示請求の内容で知りました。

また、当時の状況で、相談内容も、病院等の関係先が入っていても事実では無い内容が記載され、それに基づく対応だったという事もわかりました。

事実を確認するためには、裁判しかない、という状況です。

娘の個性を認めて頂けなかった相談内容の記載と成っており、それまで関わって下さった学校、作業所、障がい福祉課、病院、緊急一時で対応して下さったヘルパーステーション等、と過去にさかのぼっての調査まで必要に成っております。

非開示の部分を教えて頂ける様、どうか宜しくお願ひ申し上げます。

2 処分庁の主張

(1) 本件対象文書1を非開示とした理由

本件に係る障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づく通報書（以下「通報書」という。）を開示することは、通報者が特定されることにより審査請求人からは第三者である通報者の権利利益を侵害する恐れがあり、本件条例第21条第1項第3号に該当することから、非開示決定したものである。

また、障害者虐待防止法第8条では、「当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定しており、実施機関には、当該規定に基づき、通報者保護のために必要な措置を講ずる義務がある。

したがって、実施機関が通報書を開示することは、当該規定に違反することが明らかであり、部分開示することも、開示された部分から通報者が特定される恐れがある以上、適切ではないと考える。

(2) 本件対象文書2を非開示とした理由

本件対象文書2は、障害者虐待の通報等を受けた際の実施機関の記録である。その内容の根幹は、「緊急性の判断」「対応方針の策定」「事実の確認と記録」であり、本件対象文書2には、養護者の意に沿わない情報が含まれている可能性がある。

よって、本件対象文書2の開示を前提とすると、支援にあたつての評価判断を委縮させ、記録内容の形骸化を引き起こす等、今後の障がい者虐待防止事業の適切な実施を著しく困難にする恐れがある。

また、本件対象文書2を開示することにより、養護者との関係に支障をきたすことが懸念され、養護者に対する適切な相談支援が困難となることも考えられる。

さらに、本件対象文書2には、通報者を特定する情報も含まれている。

このように、本件対象文書2を開示することは、通報者の権利利益を侵害し、障がい者虐待防止事業の目的を失わせ、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められ、条例第21条第1項第3号及び同項第6号に該当することから、非開示決定したものである。

(3) 補充資料において修正、追加した非開示の理由

本件対象文書1については、本件条例第21条第1項第3号の適用ではなく、同項第1号及び第6号の適用に修正している。通報者が特定されることは、障害者虐待防止法第8条の義務に違反することから同項第1号に、通報書の内容が明らかになることは、事務事業の実施を困難とすることから同項第6号にそれぞれ該当するとしたものである。

また、本件対象文書2については、本件条例第21条第1項第3号を適用せず、同項第6号に追加して、同項第1号を適用している。通報者が特定されることは、障害者虐待防止法第8条の義務に違反することから同項第1号に該当するとしたものである。

なお、事情聴取において、処分庁は、「請求者（審査請求人）は対象文書において第三者に

当たる」旨を主張したが、補充資料では、その旨を主張していない。

第5 審査会の判断

1 本件各対象文書の内容・性質

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第7条第1項に基づき、養護者によって虐待を受けたと思われる障害者を発見した者が、当該障害者虐待に係る内容を当該通報者が任意に作成した様式によって通報する文書である。当該文書には、通報の内容のほか、通報者の氏名、通知年月日、障害者虐待を行った養護者の住所・氏名・続柄、当該障害者虐待の対象となった障害者の住所・氏名・生年月日・性別などの事項が記載されている。

(2) 本件対象文書2について

本件対象文書2は、養護者である本件審査請求人によって行われたとされるその被養護者となっている障害者への虐待に関する相談記録文書である。当該文書には、開催された会議ごとに、その日時・場所・出席者・議事が当該項目ごとに整理されて記載されている。ただし、出席者の項目には、所属部署と人数が記入されているのみで、個人名は一切記入されていない。また、議事の項目には、議事の主題のみが記入されており、議事の具体的な内容は一切記入されていない。

2 本件対象文書1に係る非開示事由該当性の判断

処分庁は、本件条例第21条第1項第1号を主な根拠として、本件対象文書1を非開示としている。

障害者虐待防止法は、養護者によるその被養護者となっている障害者に対して行われる虐待を防止するなどの観点から、「養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるもの）を除く。以下、略）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」（障害者虐待防止法第7条第1項）と定めて、養護者による障害者虐待を発見した者にその通報を義務付けている。そして、当該通報は、とりわけ、職務上その事実を比較的容易に知ることのできる者から行われることが想定されることから、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。」（障害者虐待防止法第7条第2項）と定め、守秘義務を課されている者が当該通報によって当該義務を定める法律の規定の違反等に問われることがないことを確認することによって、当該通報が容易かつ確実になされることを確保している。

また、通報書の記載内容には通報者を推知させる部分があるが、障害者に対する虐待行為を行っている養護者が当該通報を行った者の氏名や所在地等を知ることになれば、当該通報者に対する迫害行為などを行うおそれもまた容易に想定されうるため、障害者虐待防止法では、あわせて、市町村が当該通報を受けた場合においては、当該通報を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないことを規定して（障害者虐待防止法第8条）、そのような迫害行為等から当該通報者の生命、身体等の安全も確保しようとしている。

これらのことにより、当該通報を通じて、養護者によるその被養護者となっている障害者への虐待を防止し、かつ、障害者の生命、身体の安全をできるだけ速やかに確保することが企図されている。

したがって、市町村が当該通報を受けた場合においては、当該通報を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならないことを規定する障害者虐待防止法第8条のその規定内容から判断すると、本件対象文書1は、非開示事由として明定されている「法令秘」（本件条例第21条第1項第1号）に該当することを理由として非開示と判断されるべきものである。

よって、処分庁の判断は妥当である。

3 本件対象文書2に係る非開示事由該当性の判断

処分庁は、本件条例第21条第1項第1号及び第6号を根拠として、本件対象文書2を非開示としている。

本件対象文書2の各記載項目に記載されている内容のうち、本件対象文書1との関係において通報者を推知させる記載内容については、非開示事由として明定されている「法令秘」（本件条例第21条第1項第1号）に該当することを理由として当該記載内容を非開示とするることは適法であるということができる。したがって、この点から、別表に記載した出席者の項目の一部に関する処分庁の非開示の判断は妥当である。

また、障害者に対する虐待の防止のための各種の事務事業を将来にわたり円滑かつ効果的に実施していくためには、関係する各種の連携機関から必要な情報をはじめとして様々な協力を得ることが必要不可欠であると考えられることから、当該事務事業に関係する連携機関名及びこれに直接結びつく記載を開示することは、本件審査請求人が実際に出席した会議において知り得たものを除いて、当該事務事業の公正かつ適正な実施を著しく困難にさせると認めることができる。したがって、本件審査請求人が実際に出席した会議を除くその他の会議に関して記載されている連携機関名等の出席者に関する各情報、具体的には別表に記載した各部分を、事務事業情報該当性（本件条例第21条第1項第6号）を理由として非開示とした処分庁の判断は妥当である。

しかし、それら以外の記載は、当該記載の具体的な方から判断する限り、それを開示したとしても、障害者虐待に関する相談対応業務の実施の目的を失わせることになったり、あるいはまた、当該業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にさせたりすると認めることはできない。それ故、そのような記載は、非開示事由として明定されている事務事業情報該当性（本件条例第21条第1項第6号）を理由として非開示とすることは認められない。したがって、処分庁が、別表において指摘した記載部分を除いた他の記載部分を、本件条例第21条第1項第6号を理由として非開示とした当該決定は、違法であって、取り消されるべきものと判断される。

4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 付言

本件対象文書2は、「障がい者虐待相談受付・ケース記録」である。このような文書は、障害者虐待に関する相談が寄せられた場合に当該相談内容等を記録する文書であり、当該ケース記録は、その文書を作成しておくことにより、担当職員の異動が生じた場合にも、過去の経緯等を踏まえた継続的な相談対応など障害者に対する虐待の防止のための各種の事務事業を可能とするために作成されるものであるから、相談内容及びそれへの対応の仕方などができる限り具体的にかつ正確に記載されていることが、当該事務事業を継続的に適正に遂行する上において必要不可欠と考えられるものである。したがって、当該文書の様式が法令によって特定されておらず、当該相談内容等の記載が担当機関によってケースごとに適切と判断された形式によって行われるとしても、当該ケース記録の果たす前述の役割に鑑みれば、その役割を果たすべく、相談内容及びそれへの対応の仕方などができる限り具体的にかつ正確に記載されていることが最低限要請されるものと考えられるものである。実際に本件対象文書2より前の事案について作成されている他の事案のケース記録には相談内容などが記載されている。

本市は、市の保有する情報を公開し、市が市政に関し市民に説明する責任を全うするとともに市政に関する知る権利を広く保障することにより、市政に対する市民の信頼を高め、あわせて市民による市政への参加と監視を促進し、もって公正で透明な開かれた市政を実現することを目的とする町田市情報公開条例（平成元年条例第4号）、及び、市民が自己に関する個人情報の主体であることに鑑み、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用の中止等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保することにより個人情報を保護し、もって市民の基本的人権の擁護と、市民の信頼に裏付けられた人間尊重の市政を実現することを目的とする本件条例を制定、施行し、情報公開制度及び個人情報保護制度を運用している。この両制度が適正

に運用されるためには、個人情報をはじめとする各種の情報が公文書（町田市情報公開条例第2条第2号、本件条例第2条第7号）に必要かつ十分に記録されていることがなにより重要であり、かつ、前提となる。個人情報をはじめとする各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が当初から作成されないことになるならば、記録に係る実務に支障を生じさせるとともに、本市の情報公開制度・個人情報保護制度において、上記の各条例に定められている当該制度の目的を果たすことができなくなることとなる。そのような不適正な公文書作成がなされることは、本市における情報公開制度・個人情報保護制度の自殺行為とも評し得る。各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が適正に作成されることは極めて重要なことである。

加えて、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）は、国等の諸活動等の記録である公文書等が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」に鑑みて、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、ひいては、国等の「有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされる」ことを目的とし（同法第1条）、この目的を達成するために、国等の職員には、その所属する「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に行政文書（同法第2条第4項）を作成することを義務付けている（同法第4条）。

この理は、地方公共団体がその事務事業の実施等の諸活動を行うにつき、その職員が職務上作成し、又は取得する文書であって、組織的に用いるものとして、当該地方公共団体において保有されるもの（行政文書）にも、同様に等しく妥当するものである。なるほど、公文書管理法自体は、地方公共団体（及びその職員）には直接適用されるものではない。しかし、同法は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」（同法第34条）と明文の規定をもって定めていることに鑑みれば、「行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」に行政文書を作成すべきことは、地方公共団体の行政文書についても同じように妥当すると考えるのが素直である。

本件対象文書2が、その対象とする事案より前の事案について作成されている障がい者虐待相談受付・ケース記録の文書とはまったく異なり、相談内容などを具体的に記載しないという方式で作成されているのは、事後の訴訟の可能性を想定したことのようである。しかし、例えば、本件対象文書2の非開示決定処分の取消しを求める訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項）を想定してみると、本件条例において非開示とされる事由が明定されており、かつ、当該事由は、本件条例に限らず、本件条例に相当する他の地方公共団体の条例や行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）にも、共通して一般的に定められており（例えば、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条）、それ故、適正なものであるから、本件条例に定める非開示事由に該当する情報であれば、裁判所においてもまた非開示と判断されるものであり、実施機関が懸念していると思われる、裁判によって事後的に当該情報が開示されるという事態が生じることはないものである。また、一般に、本件対象文書2が文書提出命令の申立ての対象とされた場合であっても、民事訴訟法（平成8年法律第109号）は、裁判所が提出を命ずることとなる文書が「公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」

（第220条第4号ロ）であれば、それについては、まずは、当該文書の所持者にはその提出を義務付けていないこと、また、仮に、公務員の職務上の秘密に関する文書について同法第220条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあつた場合でも、裁判所は、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁の意見を聴かなければならないものとすることによって（同法第223条第3項）、同法第220条第4号ロに該当する文書の提出の要否が適正に判断される仕組みとなっている。

このような法制上の仕組みも考慮するならば、訴訟への対応の必要性の有無を問わず、正当な

理由や根拠なく、その内容が本件審査請求人に明らかになることはないものである。

したがって、各種の情報が必要かつ十分に記録された公文書が当初から適正に作成されることは、やはりなによりも重要であって、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう公文書（行政文書）を作成する公文書管理法の趣旨に沿った公文書の作成が強く要請される。それ故、本件はもとより、将来に向けて各種の行政文書の作成が、前述した公文書管理法の趣旨に適合した形で適正に作成されることを強く求めるものである。

別表

会議の番号	非開示が妥当である部分
2、6、11、 15、16、35、 37	場所欄すべて 出席者欄のうち、障がい者虐待防止センター以外の出席者に関する記載（その人数を含む。）
10、12、18、 23、26、28、 32	出席者欄のうち、障がい者虐待防止センター以外の出席者に関する記載（その人数を含む。）
13、14	場所欄すべて 出席者欄のうち、障がい者虐待防止センター及び子ども家庭支援センター以外の出席者に関する記載（その人数を含む。）

町田市行政不服審査会
2017年度第3号事件
(審査請求人 ○○○○)

2020年1月15日

答 申

町田市議会議長 若林 章喜 様

町田市行政不服審査会
会長 野村武司

2017年5月2日付け18町市議第55号(2017年度第3号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が平成28年10月28日付け处分庁町田市議会議長に対して行った公文書公開請求に対して、处分庁が2016年11月11日付け16町市議第434号の2をもって行った公文書不存在決定処分のうち、第5、4 結論において不当であるとした部分は取り消されるべきであるが、その余を不存在とした処分庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、处分庁が2016年11月11日付け16町市議第434号の2をもって行った公文書不存在決定処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定した上で、特定したすべての文書を開示するとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本条例」という。)第4条の規定により、平成28年10月28日付け「公文書公開請求書」で、处分庁に対し、「神奈川県立津久井やまゆり園で今年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切。」を対象とする公文書公開請求を行った。
- 2 处分庁は、審査請求人に対して、2016年11月11日付け16町市議第434号の2「公文書不存在決定通知書」により、請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市議会に対して、本件処分を不服として平成29年1月29日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 处分庁は、2017年4月7日付け17町市議第17号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、平成29年4月12日付け「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本条例第10条第2項の規定に基づき、2017年5月2日付け17町市議第55号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2019年5月31日 審議
2019年6月28日 審議
2019年7月26日 处分庁への事情聴取
2019年8月23日 審議
2019年9月27日 審議
2019年11月8日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、次の理由により、処分庁の公文書不存在決定処分を取り消し、さらに請求対象文書を特定したうえで、その全てを公開するとの決定を求めている。

また、公益上の理由による裁量的公開を実施すべきであるとも主張している。

(1) 審査請求書における主張

文書の探索が不十分である。また、対象文書を情報公開条例解釈上の適用除外又は不存在と判断することは違法である。

本件請求の対象となる相模原事件の性質から、公開することに公益上の理由がある。

市議会において請求内容に関連する一般質問がされているが、その質問のための事前・事後の協議内容や遺り取りの記録、パネルや配布資料の申請書類、議員や傍聴者への配布資料等も特定すべきである。

(2) 反論書における主張

議会、議長等に宛てて意見書・抗議書・要望書等が、議員や議員団、政党や政治団体、市民や団体等から提出されている可能性がある。また、問い合わせ等があれば、その際に取得作成された文書が存在するはずである。さらに、議員による市議会での質問があれば、テロップやその内容を記録したもの、その申請書類、議員・職員・傍聴者への配布資料、相模原事件に関する電子メール、当該定例会における文書、議長が保有する文書等が存在するはずである。

慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、不存在又は文書の特定で審査請求をされた場合、再度、文書を探索するものであり、その作為義務がある。しかし、本件では、弁明書の記載からは何ら探索していない。紙媒体の「その他」の公文書ファイル、電子メールの迷惑フォルダ、ごみ箱フォルダ等を今一度探索すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、公文書不存在決定通知書及び弁明書において、次のとおり主張している。

処分庁では、請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていない。なお、平成28年町田市議会定例会において請求内容に関連する一般質問がなされており、一般質問通告書、一般質問の映像記録、町田市議会会議録に請求内容に関連すると思われる記録が存在する。しかし、これらの記録については、町田市議会ホームページ上で公開しており、また、町田市議会会議録については、加えて議会図書室、図書館、総務部市政情報課においても閲覧に供していることから、本件条例第13条第2項に規定する適用除外に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件請求対象文書について

本件請求に対して、実施機関は「平成28年7月26日神奈川県立津久井やまゆり園において発生した事件に関する情報一切」と請求対象を特定し、「請求内容に合致する公文書の作成又は取得のいずれも行っていない」と不存在決定を行った。併せて、公文書不存在決定通知書の不存在理由において、本件事件に関して議会で質疑が行われ、関連文書が存在するとしている。存在しているのは一般質問通告書、議会における質疑の映像記録、会議録であるが、これらは実施機関のホームページで公開され、かつ会議録は議会図書室、図書館及び市政情報課にて閲覧にも供されていることから、本件条例第13条第2項の規定により本件条例の適用除外であるとしている。

審査請求人はこれに対し、実施機関の請求対象文書の特定に不服を申し立て、議会質問のための事前・事後の協議内容や、パネルや配布資料の申請書類、議員や傍聴者への配布資料、議会や議長等に宛てに提出されている意見書・抗議書・要望書等、問合せ等をした場合の取得作成文書、事件に関するメールなどが存在するはずとしている。また、存在する各文書が本件条

例第13条第2項に該当しないことを主張している。

本件審査請求には、請求対象文書の特定及び探索と、本件条例第13条第2項の該当性の二つの争点がある。

2 本件請求対象文書の特定及び探索について

(1) 本件請求対象文書の特定について

実施機関は、事件発生後に議会として何らかの組織的な対応をしなかったこと、議員からの事件に関連した調査依頼がなかったことから、「平成28年7月26日神奈川県立津久井やまゆり園において発生した事件に関する情報一切」という請求対象に関して、議会において行われた議員による一般質問に関する文書を特定して探索等を行った。

(2) 探索範囲について

本件請求を受けた実施機関の請求対象文書の探索範囲について当審査会で聴取をしたところ、次のとおり説明があった。

紙文書については、キャビネット内のフォルダごとに分類されて保管されていることから、通常の探索では、事件発生時点の年度から請求があった日までのそれらの文書を1件ずつ確認し、請求対象範囲に対応する文書か否かを特定している。本件請求に関しては、やまゆり園事件発生後に、議員からの調査依頼がなく、実施機関として情報収集等を行う機会はなかったが、議員からの一般質問があつたため、実施機関のキャビネット内で一般質問の通告書について探索を行った。

電子文書については、関係機関から通知を收受した場合、総合文書管理システムで決裁・供覧を行い、保存していることから、通常の探索では、同システムを複数のキーワードと日付で検索している。本件請求に関しては、同様の検索を行つたが、該当するものが存在しなかつた。また、その他の電子文書が保存されているファイルサーバについても、同様に検索したが該当する文書は存在しなかつた。

なお、電子メールについては、当審査会の聴取の時点では、本件請求を受けて適切な探索を行っていたか否か確認できなかつたが、追って実施機関から、本件請求に関して、本件請求当時、実施機関内の組織ID、職員個人IDともに探索したが、該当する電子的に保存されている電子メールが存在しなかつたとの報告があつた。

(3) 実施機関の対応及び判断について

実施機関は、やまゆり園事件に関連した施策を所管しておらず、また市内の関係施設や関係機関について対応する必要のある業務を所管しているものでもない。関係機関からの通知や連絡は、通常、当該通知等の内容や業務を所管する部課で收受され、必要に応じて府内や関係機関との情報共有などの対応がなされるが、実施機関はこの範囲に通常は含まれていないと解するのが相当である。

一方、大きな社会問題が起これば、実施機関としての状況の把握や、事案によっては議会としての対応が必要となる場合もあり、議員の問題・課題意識に応じて、議員からの調査依頼がなされることや議会質問等がなされることはある。それらに伴い文書が作成・取得されることになるので、本件請求を受け、実施機関としては事件について調査や情報収集等を特段行わず、組織的な対応も行わなかつことを前提とすると、事件を受けて行われた議会での質疑に関連した文書の探索・特定を行つたことは、不合理とは言えない。

また、事件発生から本件請求が行われるまでの期間に開催された議会は2016年第3回定例会のみであり、当該定例会において本件請求に関連するものは一般質問が1件あるのみであった。議員の質問前の資料収集や所管課からのヒアリング等が、必ずしも議会事務局を介して行われるとは限らないことを踏まえると、実施機関の文書の特定について、探索によつて既に特定されている文書以外に関係文書が存在しないことについて、特段不自然な点があるとは言えない。

電子メールについては、本件請求時点での探索は組織ID、個人IDともに行つていることである。また、本件審査請求を受けて再探索した結果、該当する電子メールが確認できないとのことである。前述の通り、実施機関が事件を受けて直接的な対応を必要とする業

務を所管しているとは言えず、電子メールによる文書等の收受や関係機関との連絡があったという根拠も見出しにくく、実施機関の判断は妥当である。

3 本件条例第13条第2項の該当性について

(1) 本件条例第13条第2項について

本件条例第13条第2項は「この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が図書館その他これに類する施設において市民に利用に供することを目的として管理している図書、図画等の公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない」と規定している。この趣旨は、実施機関の一部をなす図書館その他これに類する施設が管理する図書、図画等も本件条例第2条第2号の定める「公文書」の定義に合致するが、各施設等が図書等を貸し出すなど一般の利用に供する目的でこれらを管理し、かつ閲覧、貸出等について固有の完結的な方法が決まっているものについては、当該施設等の設置目的、役割に照らして情報公開条例に基づく公開請求権の対象から除外していると解すべきである。

本件条例に関する解釈基準も「図書館等の施設において、一般の閲覧に供し、または貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている図書、資料類は、当該施設の利用規則等に従い閲覧等を行うこととし、この条例を適用しないものとする」(「情報公開ハンドブック」)としており、同趣旨を示している。

(2) インターネットでの公表について

本件請求では、①一般質問通告書、②市議会の映像記録、③市議会会議録が存在する文書として特定され、これらについては本件実施機関のホームページに、加えて③については議会図書室、図書館、市政情報課において配架され閲覧可能であることを理由に、本件条例第13条第2項に該当して本件条例は適用除外であると実施機関は判断している。

これらは確かに本件実施機関のホームページで公開されているところである。実施機関によると、②については、過去の議会運営委員会で4年間の保存予定との答弁があったことを踏まえて、最低4年は公表しサーバ容量の残量を見て削除する運用が行われ、2014年に2008年の映像データを削除したのを最後に、削除実績はないとのことであった。また、①などのテキストデータについては、お知らせ画面や更新情報以外は削除ないし非公開としない運用を行っているとのことであった。そのため、実態としてインターネットで相当期間公表状態にある。

ホームページには、一般への情報提供を目的にさまざまな情報が一定の基準により掲載されているが、どのような情報を掲載するかという具体的な判断は、各実施機関及び各部課において行われている。そのため、掲載される情報はホームページ用に作成されたコンテンツのほか、公表用資料、公表手段としてホームページが選択されたことで掲載されているものなど、その内容や性質がさまざま、図書館と同程度と言えるほどの明確な役割や目的があるとは言えない。結果的に、すでにホームページに掲載されている情報に対する実施機関側の認識や把握の度合いによって、本件条例に基づく公開請求の対象になるか否かの判断が左右されることも起こり得る。

したがって、本件条例第13条第2項の定める、施設等において「一般の閲覧に供し、または貸し出すことを目的として収集、整理、及び保存されている」場合と同程度にみなして、ホームページへの掲載情報を適用除外とすることは、本件条例の規定の趣旨に合致しているとは言えず、本項に該当することを理由とした不存在決定は妥当ではない。

もっとも、この判断は、請求対象範囲にホームページに掲載されている情報が含まれていた場合は、その旨を請求者に教示することが望ましいことは言うまでもなく、こうした運用を妨げる趣旨ではない。

(3) 議会図書室、図書館、市政情報課での配架について

実施機関は、議会図書室や図書館、市政情報課に会議録が配架されていることを本件条例第13条第2項に該当する理由として挙げている。

確かに、これらの場所で会議録が配架されている事実が認められるが、本件条例第13条第2項の規定では、議会図書室、図書館、市政情報課の情報コーナーで管理されている当該会議録そのものが情報公開請求された場合について適用除外できると解すべきである。本件

請求の場合、議会図書室で管理されているものについて請求されているわけではないことから、実施機関として作成・取得した文書として管理している会議録を公文書として特定すべきであって、本件条例第13条第2項に該当するとして不存在決定したことは妥当ではない。

もっとも、請求対象文書が図書館や市政情報課において閲覧等が可能であることを請求者に教示することが望ましいことは言うまでもなく、こうした運用を妨げるものではない。また、実施機関職員が、図書館等で貸し出しを受けた図書等を執務スペースで一時的に保管している場合も、当該図書等は図書館等の施設により貸し出すことを目的に管理等されているものが、その目的に照らして貸し出されているに過ぎないことから、本件条例第13条第2項の適用を受けることは明らかであり、請求対象には当たらない。

4 結論

以上の通りであるから、実施機関の行った不存在決定のうち、これまでの探索で存在が確認された文書である①一般質問通告書、②市議会の映像記録、③市議会会議録に対する決定については、本件条例第13条第2項に該当せず不当である。

第6 付言

ホームページでの公表情報については、本件条例第13条第2項とともに、関連する規定として本件条例第2条第2号ただし書きがあり、公文書の定義該当性の問題もあるので、この際、付言として意見を述べておく。

本件条例第2条第2号では「公文書」の定義を定めているが、ただし書きで「広報、書籍その他不特定多数の者に提供し、又は販売することを目的として作成されたものを除く」としており、ホームページでの情報公表は、「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」に該当するとも解し得るところである。このただし書きについては、「『広報まちだ』や『まちだガイド』など配布することを目的として、また、販売することを目的として作成されたもの（有償刊行物）のように、一般に容易に入手が可能なものについては、情報公開制度を利用する必要性が乏しいと考えられることから、制度の対象外とする」（「情報公開ガイドブック」）と解されている。

『広報まちだ』や『まちだガイド』のようなものは、ホームページにおいてダウンロードできるように提供されていたり、コンテンツのアクセシビリティを確保するためにテキスト化して掲載するなど、頒布手段としてホームページが選択されることもある。しかし、本件条例第2条第2号ただし書きは、公表手段として何を選択したのかによる選別を趣旨としているというより、『広報まちだ』や『まちだガイド』をはじめとする広報や書籍あるいは有償刊行物に類する、公表や販売を目的に一つの完結的な作品として形成されているものを想定していると解すべきである。

したがって、ホームページに掲載されていることをもって直ちに「その他不特定多数のものに提供（中略）することを目的として作成されたもの」と判断することはできない。

なお、ホームページに掲載されている情報が情報公開請求された場合、一般的な運用として、①請求対象範囲のうちホームページに掲載されているものについては請求者に別途教示する、②公開実施段階で教示し入手方法の選択肢が写しの交付以外にあることを周知する、などがあり、こうした運用はむしろ積極的に行われるべきである。

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護運営審議会は、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の適正な運用を図るために実施機関の諮問に応じて審議し、答申する機関です。委員は15名で、内訳は学識経験者5名、市民代表10名（うち2名は公募）となっています。

2019年度は、委員が改選（5名が新任）され、2019年5月10日から新しい任期が始まりました。2019年度末の在籍委員の任期は2021年5月9日までです。

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

(2020年3月31日現在)

選出区分	所属・推薦団体名	氏名
会長	学識経験者 玉川大学名誉教授	川野秀之
職務代理	学識経験者 東京都立科学技術大学名誉教授	島田達巳
委員	学識経験者 東海大学教授	服部篤美
委員	学識経験者 弁護士	鶴田信紀
委員	学識経験者 神奈川大学准教授	嘉藤亮
委員	地域団体 町田市町内会・自治会連合会	中一登
委員	消費者団体 町田市消費生活センター運営協議会	小林好教
委員	女性団体 国際ソロプチミスト町田一さつき	櫛渕万里
委員	労働団体 連合東京都連合会三多摩地域協議会連合南多摩地区協議会	向中野真
委員	労働団体 町田地区労働組合協議会	八柳ひろ子
委員	福祉団体 町田市身体障害者福祉協会	風間博明
委員	商工団体 町田商工会議所	佐藤正志
委員	教育団体 町田市立中学校PTA連合会	宇賀神直子
委員	公募	岩田桂子
委員	公募	山内史雄

※2019年度中における着任の状況

(国際ソロプチミスト町田一さつき)

木口容子 委員（5月9日退任） → 櫛渕万里 委員（5月10日着任）
(町田商工会議所)

石井真理子 委員（5月9日退任） → 佐藤正志 委員（5月10日着任）
(公募委員)

野口久美子 委員（5月9日退任） → 岩田桂子 委員（5月10日着任）
(公募委員)

水町良太 委員（5月9日退任） → 山内史雄 委員（5月10日着任）
(町田市立中学校PTA連合会)

前山世津 委員（5月31日退任） → 宇賀神直子 委員（6月1日着任）

2 2019年度 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況

2019年度は11回開催され（通算では358回）、実施機関が扱う個人情報の「業務登録」の他、「目的外利用」、「外部提供」、「コンピュータ処理等」、「外部結合」、「外部

委託等」の諮問事項についての審議を行い、答申しました。また、軽易な変更、廃止等の報告を受けました。

(1) 実施機関別諮問件数（個人情報登録関係）

市長	93件	固定資産評価審査委員会	0件
教育委員会	13件	議会	0件
選挙管理委員会	0件	病院事業管理者	3件
監査委員	0件	各課共通(各実施機関共通の諮問)	6件
農業委員会	0件	合計	115件

(2) 審議会開催状況

第1回 2019年4月8日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「市債権徴収一元化」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について
＜財務部納税課＞
2. 「被災農業者支援事業」業務の業務登録について
＜経済観光部農業振興課＞
3. 「障害福祉サービス・障害児通所給付」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
＜地域福祉部障がい福祉課＞
4. ①「感染症診査協議会」、「大気汚染障がい者認定審査会」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
 ②「障がい者等歯科保健推進対策」、「健康教育」業務における個人情報業務登録票の変更について
 ③「町田市健康づくり推進員」、「食育推進」、「健康福祉会館及び分館管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
 ④「精神保健」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等、外部委託等について
 ⑤「予防接種」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
 ⑥「針刺し・切創事故対応」業務の業務登録について
＜保健所保健予防課＞
5. ①「町田市立学校法律相談」業務の業務登録について
 ②「小・中学校適正規模・適正配置推進」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び外部委託等について
＜学校教育部教育総務課＞
6. 「介護予防普及啓発事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
7. 「地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト推進事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について
＜市民部市民協働推進課＞
8. 「国民健康保険医療給付」、「国民健康保険被保険者資格」業務における外部提供について
＜いきいき生活部保険年金課＞
9. 「自衛官募集」業務の業務登録について
＜総務部総務課＞
10. 「町田ターミナルプラザ管理運営」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
＜経済観光部産業政策課＞
11. ①「基幹統計調査」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について

- ②「統計調査員・指導員」業務における外部提供、コンピュータ処理等について
＜総務部市政情報課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. ①「受託健診」業務の廃止について
 - ②「健康教育」業務における個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について
 - ③「家族計画・乳児母性相談・産後ケア事業」業務における個人情報外部提供登録票の廃止について
 - ④「食育推進」業務における個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の廃止について
 - ⑤「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」、「予防接種」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
＜保健所保健予防課＞
 2. 「地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト推進事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
＜市民部市民協働推進課＞
- 電子メール誤送信防止対策の実施について（報告）
＜総務部情報システム課＞

第2回 2019年5月20日 開催

○会長及び職務代理者の選任について

○審議会の運営について

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「人事」業務における個人情報外部委託登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について
＜総務部職員課＞
2. 「消防団」業務における外部提供について
＜防災安全部防災課＞
3. ①「町田市産業振興計画策定」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
②「中小企業融資に関する助成」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
③「プレミアム付商品券」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について
＜経済観光部産業政策課＞
4. 「収入・支出」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
＜各課共通＞
5. 「出納・審査」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
＜会計課＞

第3回 2019年6月10日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「市民参加型事業評価」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
＜政策経営部経営改革室＞
2. 「専修学校等学生人事」業務における個人情報業務登録票の変更について
＜総務部総務課＞
3. 「車両管理」業務における個人情報業務登録票の変更について
＜各課共通＞
4. 「車両事故」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について
＜財務部市有財産活用課＞
5. ①「障がい福祉アンケート」業務の業務登録について

- ②「精神保健福祉法に基づく市長同意」業務における個人情報業務登録票の変更について
 - ③「身体障がい児・者補装具費支給事業」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
 - ④「心身障がい者日常生活用具給付」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
 - ⑤「移動支援事業」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
＜地域福祉部障がい福祉課＞
6. 「国民健康保険 不当利得」業務における外部委託等について
＜いきいき生活部保険年金課＞
7. 「受動喫煙防止対策」業務の業務登録について
＜保健所健康推進課＞
8. 「妊産婦・乳幼児健康診査及び相談支援」業務における目的外利用について
＜保健所保健予防課＞
9. 「児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の業務登録について
＜子ども生活部子ども総務課＞
10. 「子どもセンター」業務における外部委託等について
＜子ども生活部児童青少年課＞
11. 「小・中学校適正規模・適正配置推進」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について
＜学校教育部教育総務課＞
12. 「学校給食」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部委託等について
＜学校教育部保健給食課＞

第4回 2019年7月8日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

- 1. 「各種版画講座」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等について
＜文化スポーツ振興部国際版画美術館＞
- 2. 「図書貸出・登録」業務における外部提供について
＜生涯学習部図書館＞
- 3. ①「市債権徴収一元化」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について
②「市税徴収（滞納整理）」業務における外部委託等について
③「児童手当（2012年創設）」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について（子ども生活部子ども総務課）
＜財務部納税課＞
- 4. 「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」業務における外部委託等について
＜地域福祉部障がい福祉課＞
- 5. 「国民健康保険医療給付」、「国民健康保険被保険者資格」業務における個人情報外部提供登録票の変更について
＜いきいき生活部保険年金課＞
- 6. 「保健所関係各種医療費助成」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について
＜保健所保健予防課＞
- 7. ①「ユニセフ世界サミット参加者派遣」業務の業務登録について
②「町田創造プロジェクト」業務の業務登録について
＜子ども生活部児童青少年課＞
- 8. 「市立保育園給食費収納」業務の業務登録について
＜子ども生活部子育て推進課＞
- 9. 「プレミアム付商品券」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
＜経済観光部産業政策課＞
- 10. 「認定農業者」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コ

ンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

<経済観光部農業振興課>

11. 「基幹統計調査」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について

<総務部市政情報課>

○メールシステム運用の一部変更について（報告）

<総務部情報システム課>

○委託先事業者によるメールアドレス漏えいについて（報告）

<地域福祉部福祉総務課>

第5回 2019年9月9日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. ①「公民館施設運営管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

②「生涯学習ボランティアバンク」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

③「障がい者青年学級」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について

④「学級・講座」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について

⑤「学生活動支援」業務の業務登録について <生涯学習部生涯学習センター>

2. 「医療」業務における外部提供について

<市民病院事務部医事課>

3. 「版画美術館 施設管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について

<文化スポーツ振興部国際版画美術館>

4. ①「社会教育委員」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について

②「生涯学習審議会」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用について

③「社会教育関係団体連絡調整」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について

④「文化功労」業務の業務登録について

⑤「自由民権資料館運営」業務における個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について <生涯学習部生涯学習総務課>

5. 「生ごみ処理機器普及」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <環境資源部3R推進課>

6. 「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助」業務における外部提供について

<保健所生活衛生課>

7. 「固定資産税・都市計画税賦課」業務における外部委託等について

<財務部資産税課>

8. ①「市税徴収（滞納整理）」業務におけるコンピュータ処理等について

②「国民健康保険税徴収（滞納）」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について

③「市債権徴収一元化」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について

<財務部納税課>

9. ①「成人式」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について

- ②「オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について
- ③「文化功労（文化芸術）」業務の業務登録について

＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

10. 「聖火リレー」業務の業務登録について

＜文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課＞

11. 「介護予防事業評価事業」業務の業務登録について 〈いきいき生活部高齢者福祉課〉

12. ①「市立保育園給食費収納」業務における外部委託等について

- ②「病後児保育事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部委託等について

- ③「児童処遇」業務における外部提供について 〈子ども生活部子育て推進課〉

13. 「ひとり親総合相談会」業務の業務登録について

＜子ども生活部子ども家庭支援センター＞

14. 「農業振興」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について 〈経済観光部農業振興課＞

15. 「市民参加型調査事業」業務における外部委託等について

＜環境資源部環境・自然共生課＞

16. 「いじめ匿名通報」業務の業務登録について

＜学校教育部指導課＞

17. 「要望等」業務における外部提供について

＜各課共通＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. ①「まちだ市民大学」業務の廃止について

＜生涯学習部生涯学習センター＞

2. 「医療」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について

〈市民病院事務部医事課〉

3. 「生涯学習審議会」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について

〈生涯学習部生涯学習総務課〉

4. 「高齢者在宅サービス」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について

〈いきいき生活部高齢者福祉課〉

5. 「町田ファミリーサポートセンター事業」業務における個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について 〈子ども生活部子育て推進課〉

6. 「後期高齢者医療 収納・徴収」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について 〈いきいき生活部保険年金課〉

○町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の規定に基づく報告について

町田市における防犯カメラの設置及び管理状況について(2018年度)

〈事務局〉

第6回 2019年10月21日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく質問について

1. 「固定資産税・都市計画税賦課」業務における外部委託等について 〈財務部資産税課〉

2. ①「施設等利用給付（認可外保育施設等）」の業務登録について

- ②「認可外児童教育施設児童保護者補助金」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について

- ③「認可外保育施設利用者補助事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変

- 更及び目的外利用について <子ども生活部子ども総務課>
3. ①「教育給付に係る支給認定」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
 - ②「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
 - ③「施設型給付費等支払」業務における個人情報業務登録票の変更について
 - ④「教育・保育施設の確認」業務の業務登録について <子ども生活部保育・幼稚園課>
4. ①「学校給食」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について
 - ②「就学援助」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について（学校教育部学務課）
 - ③「就学奨励費支給」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について（学校教育部学部課）
 - ④「経理」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について（町田市立小・中学校） <学校教育部保健給食課>
5. 「下水道事業審議会」業務の業務登録について <下水道部下水道総務課>
 6. 「総務」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について <学校教育部教育総務課>
7. 「収入・支出」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について <各課共通>
- 町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について
1. 「保護者補助金」業務の廃止について <子ども生活部保育・幼稚園課>

第7回 2018年11月11日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく質問について

1. 「ごみ減量啓発」業務における外部提供、コンピュータ処理等について <環境資源部3R推進課>
2. 「粗大ごみ多摩清掃工場搬入受付」業務の業務登録について <環境資源部環境政策課>
3. 「市税収納」業務における外部委託等について <財務部納税課>
4. 「住民基本台帳」業務における目的外利用、コンピュータ処理等について <市民部市民課及び各市民センター>

第8回 2018年12月9日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく質問について

1. 「一般廃棄物処理業許可」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について <環境資源部資源循環課>
2. 「施設利用」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について <子ども生活部子ども発達支援課>
3. 「市民部施設マネジメント」業務の業務登録について <市民部市民総務課>
4. 「災害救助」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について <地域福祉部福祉総務課>
5. 「公園・保全緑地等の管理」業務における外部委託等について

6. 「特別児童扶養手当」業務における目的外利用について <都市づくり部公園緑地課>
7. 「就学援助」、「就学奨励費支給」、「奨学金」、「通学費補助」業務における外部提供について <地域福祉部障がい福祉課>
8. 「学校給食」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について <学校教育部学務課>
9. 「告訴・告発・被害届」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更について <学校教育部保健給食課>
○各課共通>

○2018年度個人情報外部委託等登録票における委託先について（報告）

○「年報 やまびこ30」の概要について

第9回 2020年1月20日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「医療」業務における外部委託等について <市民病院事務部医事課>
2. 「展覧会開催」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供について <文化スポーツ振興部国際版画美術館>
3. 「栄養調査」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について <保健所保健予防課>
4. 「メール配信サービス」業務における個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について <政策経営部広報課>
5. 「後期高齢者医療」業務における外部委託等について <いきいき生活部保険年金課>
6. ①「東日本大震災避難者支援（取りまとめ）」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について（市民部市民課）
②「住民基本台帳」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について <市民部市民課及び各市民センター>
7. 「所有者不明土地利用」業務の業務登録について <都市づくり部都市政策課>
8. 「台風15号・19号住宅補修緊急支援」業務の業務登録について <地域福祉部福祉総務課>
9. ①「がん検診」、「肝炎ウイルス検診」業務における個人情報業務登録票の変更について
②「健康増進健康診査」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について <保健所健康推進課>

○町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例に基づく報告について

1. 町田市における住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について（2018年度） <市民部市民課>

○町田市情報公開・個人情報保護運営審議会条例に基づく報告について

1. 個人情報外部提供先及び種類別件数について（2018年度） <市民部市民課及び各市民センター>

○番号法に基づく特定個人情報保護評価の再実施について <事務局>

○端末内のデータ保管及び廃棄時の注意点について <事務局>

第10回 2020年2月10日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. ①「大地沢青少年センター施設利用及び管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
②「大地沢青少年センター主催事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
③「自然休暇村施設利用」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <子ども生活部大地沢青少年センター>
2. 「医療」業務における外部委託等について <市民病院事務部医事課>
3. ①「墓地等経営許可」業務における外部提供について
②「犬猫のマイクロチップ装着推進事業補助金交付」業務の業務登録について <保健所生活衛生課>
4. 「安全衛生」業務における外部委託等について <総務部職員課>
5. 「環境広報活動」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について <環境資源部環境政策課>
6. 「保健給食」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について <学校教育部保健給食課>
7. ①「高齢者在宅サービス」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について
②「徘徊高齢者搜索事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
③「認知症高齢者総合施策推進事業」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
④「認知症高齢者総合相談事業」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について <いきいき生活部高齢者福祉課>
8. ①「災害時要配慮者支援」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用について
②「災害時要配慮者支援（保健予防）」業務の業務登録について（保健所保健予防課） <地域福祉部福祉総務課>
9. 「町田市健康づくり推進員」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について <保健所保健予防課>
10. 「救命講習」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について <保健所保健総務課>
11. ①「環境学習推進」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
②「市民参加型調査事業」業務における外部提供について <環境資源部環境・自然共生課>
12. 「市営住宅管理」業務における個人情報業務登録票の変更について <都市づくり部住宅課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「あんしん相談室設置事業」業務の廃止について <いきいき生活部高齢者福祉課>
2. 「市営住宅管理」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の廃止について <都市づくり部住宅課>

○マイナンバー制度について <事務局>

○個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修（e - ラーニング）の実施について（報告） <事務局>

第11回 2020年3月9日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「図書貸出・登録」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について
＜生涯学習部図書館＞
2. 「女性相談」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
＜市民部市民協働推進課＞
3. 「食品衛生関係施設、営業許可」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供、外部委託等について
＜保健所生活衛生課＞
4. 「市立保育園給食費収納」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部提供について
＜子ども生活部子育て推進課＞
5. 「芹ヶ谷公園芸術の杜プロジェクト」業務の業務登録について
＜政策経営部企画政策課＞
6. 「人事」、「給与」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
＜総務部職員課＞
7. 「職員人事」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について
＜各課共通＞
8. 「市税収納」、「国民健康保険税 収納」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について
＜財務部納税課＞
9. ①「特例入所」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
②「老人福祉施設建設費等補助」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
③「介護サービス事業所」業務の業務登録について
＜いきいき生活部いきいき総務課＞
10. ①「医療費分析及びデータヘルス計画作成」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について
②「特定健康診査」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
③「特定健康診査啓発」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
④「特定保健指導」業務における外部委託について ＜いきいき生活部保険年金課＞
11. 「一時保育（都単独型）利用料補助金交付」業務の業務登録について
＜子ども生活部保育・幼稚園課＞
12. ①「犯歴」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供について
②「戸籍」業務における外部委託等について
＜市民部市民課＞
13. 「マンション管理状況届出」業務の業務登録について
＜都市づくり部住宅課＞

14. 「高齢者住宅」業務における外部提供について <いきいき生活部高齢者福祉課>
 15. 「下水道用マンホール蓋デザイン使用許諾」業務の業務登録について <下水道部下水道総務課>
16. 「東京2020大会チケット活用」業務の業務登録について <文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課>
17. 「公園・保全緑地等の管理」業務における個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について <都市づくり部公園緑地課>
18. 「学童保育」、「子どもセンター」業務における外部委託等について <子ども生活部児童青少年課>
19. 「市営駐車場」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について <経済観光部産業政策課>
- 町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について
1. 「地域密着型サービス事業所指定等」「介護予防・生活支援サービス事業所指定」業務の廃止について <いきいき生活部いきいき総務課>
 2. 「後期高齢者健康診査啓発」、「後期高齢者健康診査」業務の廃止について <いきいき生活部保険年金課>
 3. 「犯歴」業務における個人情報外部提供登録票の廃止について <市民部市民課>
 4. 「学童保育」、「子どもセンター」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について <子ども生活部児童青少年課>
 5. ①「美術工芸館の事業管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
 ②「授産場の事業管理」業務の廃止について <地域福祉部障がい福祉課>
 6. 「小野路宿里山交流館管理運営」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について <経済観光部観光まちづくり課>
- 特定個人情報保護評価書の意見募集について <事務局>
 ○個人情報事故報告について <市民病院事務部総務課>

(3) 個人情報の登録状況（2020年3月31日現在）

業務の登録件数	1, 637件
目的外利用の登録件数	14, 818件
外部提供の登録件数	3, 339件
コンピュータ処理等の登録件数	3, 180件
外部結合の登録件数	4件
外部委託等の登録件数	1, 237件
合計の登録件数	24, 215件

第5章 審議会等の会議公開の状況

第5章 審議会等の会議公開の状況

1 2019年度の経過

審議会等の会議の公開制度は、既にある情報公開制度に加え、市政に対する市民の参画を促進し、さらなる開かれた市政を実現するため、2000年4月から施行された制度です。市民、学識経験者を構成員として、市長その他の執行機関に設置されたすべての審議会、審査会等を対象としています。

これらの会議は、非公開となる会議も含め、「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」の窓口及び町田市ホームページにおいて開催予定を事前公表しています。

2019年度の会議の開催状況は、会議の種類において83種の会議が開催されました。会議の開催回数は延べ874回でした。

一方、公開された会議に訪れた傍聴者数（延べ人数）は、「町田市行政経営監理委員会」の123人を最高に、「町田市市民参加型事業評価」94人、「町田市立学校適正規模・適正配置等審議会」21人と続いています。

なお、公開している会議で使用された資料及び議事録は、「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」で、閲覧や写しをとることができます。

2019年度の会議の公開状況は以下のとおりです。

2019年度審議会等の会議の公開状況

区分	公開	一部公開	非公開	合計
対象となる会議の数	62種	1種	22種	83種
開催回数	181回	1回	692回	874回
傍聴者数	350人	0人	－	350人

※対象となる会議の数は、一つの会議が複数の公開区分に該当するがあるため、合計欄と公開区分の合計は一致しません。

第5章 審議会等の会議公開の状況

2 2019年度 審議会等会議の会議別開催状況

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
政策 経営部	企画政策課	町田市長期計画審議会	4	4			9	
	経営改革室	町田市行政経営監理委員会	2	2			123	
		町田市市民参加型事業評価	1	1			94	
総務部	総務課	町田市指定管理者管理運営状況評価委員会	1	1			0	
		町田市指定管理者候補者選考検討委員会	1			1	—	
		町田市指定管理者候補者選考委員会	5			5	—	
	市政情報課	町田市行政不服審査会	11			11	—	
防災 安全部	防災課	町田市防災会議	2	2			0	
	市民生活安全課	町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会	2	2			0	
		町田市交通安全推進協議会	2	2			1	
市民部	市民協働推進課	町田市男女平等参画協議会	2	2			0	
		町田市男女平等推進センター運営委員会	11	11			0	1
文化 スポーツ 振興部	文化振興課	博物館運営委員会	2	2			0	
		博物館資料収集委員会	1			1	—	
	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進審議会	1	1			0	
		町田市立国際版画美術館運営協議会	2	2			0	
	国際版画美術館	町田市立国際版画美術館美術資料収集委員会	2			2	—	
地域 福祉部	福祉総務課	町田市福祉有償運送運営協議会	2	2			0	
		町田市民生委員推薦会	5			5	—	
	障がい福祉課	町田市障がい者施策推進協議会	4	4			4	
		町田市障がい者施策推進協議会 (就労・生活支援部会)	2	2			0	1
		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会)	3	3			2	1
		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会 事業計画分会)	1	1			0	
		町田市障がい者施策推進協議会 (相談支援部会)	3	3			0	
		町田市障害支援区分認定審査会	35			35	—	
		町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	2	2			1	
		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会)	3	3			0	
いきいき 生活部	いきいき総務課	地域密着型サービス運営委員会	2	2			0	
		町田市高齢社会総合計画審議会	1	1			4	1
	保険年金課	町田市国民健康保険運営協議会	2	2			2	
	高齢者福祉課	町田市地域包括支援センター運営協議会	2	2			5	
		町田市認知症施策推進協議会	1	1			0	1
		町田市老人ホーム入所判定委員会	2			2	—	
	介護保険課	町田市介護認定審査会	562			562	—	24
		町田市介護保険苦情相談調整会議						1
保健所	保健総務課	町田市医療安全推進協議会	1			1	—	
		保健所運営協議会						1
	健康推進課	町田市自殺対策推進協議会	2	2			1	
		町田市感染症の診査に関する協議会	23			23	—	1
	保健予防課	町田市食育推進計画策定及び推進委員会	2	2			0	
		町田市大気汚染障がい者認定審査会	12			12	—	
		町田市母子保健連絡協議会	1	1			0	
子ども 生活部	子ども総務課	町田市子ども・子育て会議	6	6			13	
		町田市こどもセンターただON運営委員会	2	2			0	1
	児童青少年課	町田市子どもセンター一つの運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターばあん運営委員会	2	2			0	1
		町田市子どもセンターばお運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターまあち運営委員会	3	3			0	

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
子ども生活部	子ども発達支援課	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	5			5	—	
	大地沢青少年センター	町田市大地沢青少年センター運営委員会	2	2			0	
経済観光部	産業政策課	町田市産業振興計画推進委員会	2	2			0	
		町田市トライアル発注認定制度選考懇談会	1			1	—	
	観光まちづくり課	町田市観光まちづくり推進委員会	1	1			0	
		町田市認定農業者・認定就農者認定検討会	1			1	—	
		町田市人・農地プラン策定検討委員会 「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」検討委員会	1	1			0	1
環境資源部	環境政策課	町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	3	3			0	
		町田市環境審議会	2	2			0	
		町田市廃棄物減量等推進審議会	5	5			0	
	循環型施設整備課	町田市ごみの資源化施設地区連絡会 (上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会)	1	1			3	
		町田市ごみの資源化施設地区連絡会 (相原地区資源ごみ処理施設連絡会)	1	1			0	
		町田市ごみの資源化施設地区連絡会 (町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会)	3	3			0	
都市づくり部	都市政策課	町田市建築審査会	10			10	—	
		町田市都市計画審議会	5	5			15	
		「(仮称) 町田市都市づくりのマスタープラン」策定に関する特別委員会	1	1			1	
	都市政策課 地区街づくり課	町田市都市計画マスタープラン及び町田市住みよい街づくり条例あり方調査検討委員会 (町田市都市計画審議会特別委員会兼町田市街づくり審査会専門部会)	1	1			0	
		町田市建築紛争調停委員会	1			1	—	
	交通事業推進課	町田市地域公共交通会議	5	5			6	
		町田市福祉のまちづくり推進協議会 (バリアフリー部会)	2	2			0	
	地区街づくり課	町田市街づくり審査会	3	3			1	
		町田市景観審議会	2	2			0	
	住宅課	町田市特定空家等対策審議会	4			4	—	
会計課		町田市会計基準委員会	1	1			0	
学校教育部	教育総務課	町田市立学校適正規模・適正配置等審議会	6	6			21	
	保健給食課	町田市学校給食問題協議会	6	6			11	
	指導課	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	6		1	5	0	
		町田市小学校教科用図書調査協議会	3			3	—	
生涯学習部	生涯学習総務課	町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会						1
		町田市生涯学習審議会	6	6			1	
		町田市文化財保護審議会	5	5			10	
	生涯学習センター	生涯学習センター運営協議会	8	8			7	
		町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2	2			1	
	図書館	町田市立図書館協議会	6	6			13	
		町田市民文学館運営協議会	4	4			0	
市民病院事務部	経営企画室	町田市病院事業運営評価委員会	2	2			0	
	医事課	町田市民病院 地域医療に関する委員会	4	3		1	0	
合計			874	181	1	692	350	36

第6章 市長の資産等公開の状況

第6章 市長の資産等公開の状況

1 2019年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、1995年10月1日から施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の3点を公開するものです。

- ①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書及び資産等補充報告書
- ②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した所得等報告書
- ③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社等報告書

これらの報告書は「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」に備えてあり、情報公開制度と同様、何人もその閲覧を請求することができます。

2019年度は、請求がありませんでした。

第7章 情報提供の状況

第7章 情報提供の状況

市政情報やまびこ（市政情報課）は、1989年10月に情報提供施設として開設され、市政を身近なものとしていただくために、市政資料を網羅的に収集・提供し、また市の刊行物を販売する場としての機能を果たしてきました。

2019年度は、資料の閲覧や複写サービス、市の刊行物の購入、庁内の案内などで延べ約3,800人の方々にご利用いただきました。

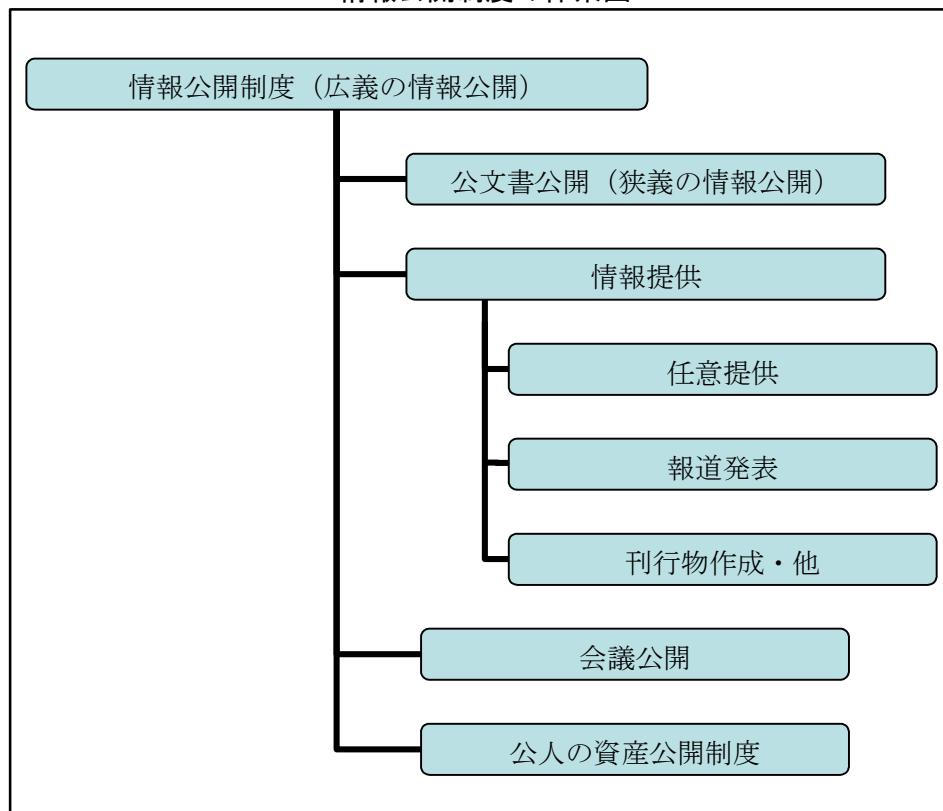
なお、2012年7月に行われた市役所の庁舎移転により、事務スペースを現在の市庁舎へ移したことにより、庁舎移転前の開架型資料提供から閉架型へと提供方法を変更しました。「市政資料を手に取って見る」というご要望には充分応えられない状況が続いておりますが、今後も限られたスペースの活用と資料収集に努めてまいります。

1 情報公開と情報提供

「情報提供」では、形式的な手続きが不要であったり、提供のための新たな文書の作成も可能である等、「（狭義の）情報公開」に比べ、簡単かつより需要に見合った柔軟・迅速な対応が可能です。

町田市では「情報公開から情報提供へ」として、市民から情報の公開を求められた場合には、一義的に「公文書公開請求」として受け付けるよりも、出来る限り積極的に「情報提供」を行うことで、行政サービスの向上になるように努めています。開かれた市政の実現のため、「情報提供」は市政情報やまびこのみならず、市役所各課においても積極的に行ってています。

情報公開制度の体系図



2 刊行物の販売

2019年度は、市政情報やまびこで市の刊行物453冊を販売しました。実績は以下のとおりです。

一般会計

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
企画政策課	平和への祈りをこめて	1,000	1	1,000
	戦争時代の体験記 平和ブック1	100	3	300
	戦争時代の体験記 平和ブック2	200	13	2,600
	戦争時代の体験記 平和ブック3	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック4	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック5	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック6	200	11	2,200
	昭和39年米軍機墜落事故災害誌（復刻版）	100	40	4,000
	町田市市制50周年記念事業報告書	800	1	800
	町田市データブック2017年度	2,300	1	2,300
	地図で見る相模原市・町田市のすがた	1,400	1	1,400
	町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」	800	7	5,600
	町田市5ヵ年計画17-21	400	13	5,200
	まちだニューパラダイム2030年に向けた町田の転換	1,100	1	1,100
	町田市人口ビジョン	300	1	300
	町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）	900	1	900
	みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画	1,600	2	3,200
経営改革室	町田市中期経営計画の通信簿資料編一事業別達成見込み一	100	1	100
広報課	ひっそり生きる町田の自然	1,200	7	8,400
	町田市勢要覧2014	900	1	900
市政情報課	町田市統計書 第52号	1,200	3	3,600
	町田市統計書 第53号	1,200	1	1,200
財政課	平成29年度（2017年度）町田市課別・事業別行政評価シート（主要な施策の成果に関する説明書）	2,700	1	2,700
	平成30年度（2018年度）町田市課別・事業別行政評価シート（主要な施策の成果に関する説明書）	2,800	1	2,800
	平成30年度 町田市の財政	200	2	400
	令和元年度（2019年度）9月補正予算の概要	100	1	100
	令和元年度（2019年度）補正予算書<12月補正>	100	2	200
	令和元年度（2019年度）12月補正予算の概要	100	1	100
	平成31年度（2019年度）予算書	1,400	1	1,400
	平成31年度（2019年度）予算概要	3,100	2	6,200
	平成31年度（2019年度）予算の概要	500	4	2,000
	令和2年度（2020年度）予算書	1,300	2	2,600
	令和2年度（2020年度）予算概要説明書	3,100	3	9,300
	令和2年度（2020年度）予算の概要	500	4	2,000
防災課	町田市地域防災計画（2016年度修正）本編	1,700	2	3,400
スポーツ振興課	町田市スポーツ推進計画19-28	1,500	1	1,500

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
福祉総務課	第3次町田市地域福祉計画	800	1	800
	第2次町田市福祉のまちづくり推進計画	1,200	1	1,200
	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル－建築物・共同住宅等－	1,600	11	17,600
	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアル－道路・公園・公共交通施設・路外駐車場等－	1,600	4	6,400
障がい福祉課	第5次町田市障がい者計画	100	5	500
	町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)	200	6	1,200
いきいき総務課	町田市高齢者福祉計画(2012年度～2021年度)	500	1	500
	第7期町田市介護保険事業計画(2018年度～2020年度)	500	5	2,500
保健総務課	第5次町田市保健医療計画	400	2	800
健康推進課	町田市自殺対策計画	500	1	500
保健予防課	第2次町田市食育推進計画	600	1	600
子ども総務課	新・町田市子どもマスターplan	700	1	700
	保育料等に関する意識調査報告書	300	1	300
	町田市保育料及び育成料のあり方検討報告書	300	1	300
児童青少年課	童話の木	300	25	7,500
子ども発達支援課	町田市子ども発達支援計画(第一期障害児福祉計画)	1,000	1	1,000
子ども家庭支援センター	町田市子育て支援ネットワーク連絡会レポート(子育て世帯の自立応援プロジェクト実施計画)	300	1	300
産業政策課	町田市産業振興計画 19-28	1,500	1	1,500
	町田市産業振興計画 19-28 前期実行計画	100	1	100
	2017年度町田市新・産業振興計画進捗状況報告書	300	1	300
農業振興課	町田市北部丘陵活性化計画	1,800	1	1,800
	町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン	1,000	2	2,000
環境政策課	町田市環境白書 2018(データ集)	300	2	600
	町田市環境白書 2019(データ集)	300	5	1,500
	2017年度 清掃事業概要	300	1	300
	熱回収施設等の周辺施設整備基本構想	1,100	2	2,200
3R推進課	3Rかるた	1,000	7	7,000
道路政策課	土木工事標準構造図集	1,500	5	7,500
	土木工事標準構造図集(2019.10)	1,400	3	4,200
都市政策課	町田市まちづくり50年史	1,200	5	6,000
	町田市都市計画マスターplan(CD)	500	3	1,500
土地利用調整課	地形図 全図(2万分の1)	200	4	800
	地形図 北部(1万分の1)	200	14	2,800
	地形図 南部(1万分の1)	200	15	3,000
	地形図 西部(1万分の1)	200	6	1,200
	住宅団地分布図	1,000	1	1,000
	都市計画図(参考図)(2万分の1)	700	50	35,000
交通事業推進課	町田市便利なバス計画	200	4	800
地区街づくり課	町田市景観計画	1,300	6	7,800
	町田市景観色彩ガイドライン	500	3	1,500
	町田市景観みちしるべ 景観づくりガイドライン	900	2	1,800
	町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)	300	1	300

課名	刊行物の名称	単価 (円)	冊数	金額 (円)
公園緑地課	町田市緑の基本計画 2020 一部改訂	3,300	1	3,300
	まちだエコプラン	1,000	1	1,000
会計課	平成 29 年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算書	2,500	1	2,500
教育総務課	町田市教育プラン 2019-2023	1,100	2	2,200
	教育史上巻	3,500	1	3,500
	教育史下巻	4,500	1	4,500
	教育史資料集	5,000	1	5,000
	町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査報告書	1,200	1	1,200
	町田の教育 2019	700	1	700
生涯学習総務課	能ヶ谷出土銭調査報告書	1,000	2	2,000
	町田の民話と伝承 第1集	500	7	3,500
	町田の民話と伝承 第2集	500	7	3,500
	町田の伝承 こどもの遊び	300	4	1,200
	町田の伝承 町田の方言と俗信・俗謡	500	3	1,500
	町田の伝承 年中行事	300	4	1,200
	田端遺跡	2,000	1	2,000
	発掘された町田の遺跡	700	12	8,400
	町田市生涯学習に関する市民意識調査報告書	800	1	800
	町田市古文書目録第2集 村野常右衛門関係史料目録	1,700	1	1,700
生涯学習総務課 (自由民権資料館)	町田市史下巻	4,500	1	4,500
	図説自由民権	1,000	2	2,000
	町田の歴史をたどる	500	16	8,000
	自由民権 29	500	1	500
	自由民権 32	500	5	2,500
	民権ブックス 22 武相の結社	500	1	500
	民権ブックス 24 明治の学び舎	500	1	500
	民権ブックス 28 風刺漫画に見る明治	500	1	500
	民権ブックス 29 中島信行と俊子	500	1	500
	民権ブックス 30 武相民権家列伝	500	2	1,000
	民権ブックス 31 民権家の創作と精神世界	500	1	500
	民権ブックス 32 幕末・維新期の町田	500	7	3,500
生涯学習センター	武相の女性・民権とキリスト教	1,000	3	3,000
生涯学習センター	町田市生涯学習推進計画 2019-2023	300	3	900
図書館（文学館）	翻刻 築井紀行	300	2	600
	野田宇太郎 散歩の愉しみ	300	1	300
	没後 25 年 日影丈吉と雑誌宝石の作家たち	1,000	1	1,000
合 計				453 295,600

市の刊行物の郵送購入を希望される方へ

市の刊行物は、郵送でもお求めになることができます。

書籍代に相当する現金またはゆうちょ銀行発行の普通為替（定額小為替を推奨しています）と送料分の切手をご用意いただき、下記住所までお送りください（詳細は町田市ホームページに掲載しております。複数お求めになる場合の送料は冊数等により変わってくるため、こちらでお調べいたします。そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください）。

なお、お名前・ご住所・お電話番号・希望される書籍名を記載したメモを同封してください。

〒194-8520 町田市森野2-2-22 市政情報やまびこ 電話：042-724-8407

3 インターネットによる案内

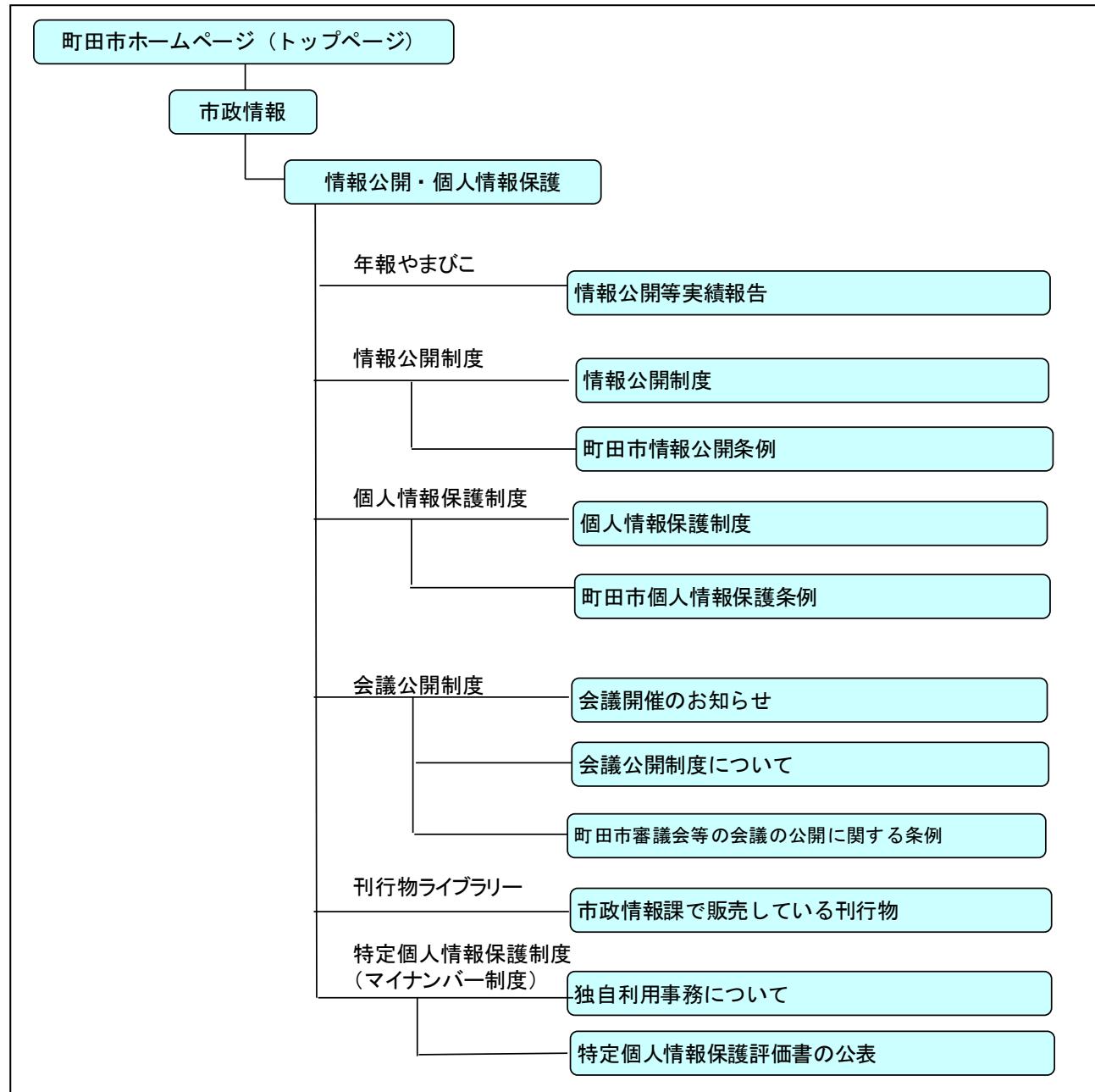
町田市ホームページの共通表示メニュー（グローバルナビゲーション）中に「情報公開・個人情報保護」をメインページとして、「情報公開制度」「個人情報保護制度」「会議公開制度」「年報やまびこ」「刊行物ライブラリー」「特定個人情報保護制度（マイナンバー制度）」のページを設け情報提供を行っています。

このうち、「情報公開制度」「個人情報保護制度」にはそれぞれの制度の概要と条例を掲載しており、こちらから請求書をダウンロードいただくことが可能です。「会議公開制度」には制度の概要と条例に加え、「会議開催のお知らせ」のページを設けて、市が開催する直近の会議予定をご案内しています。

また、「刊行物ライブラリー」のうち、「市政情報課で販売している刊行物」についても随時新着図書情報を加えて更新し、町田市で刊行・販売している資料を紹介しています。

ホームページアドレス：<http://www.city.machida.tokyo.jp/>

町田市ホームページ（トップページ）からのアクセス・イメージ



4 複写サービス

市政情報やまびこに開架してある資料や、情報公開された公文書は1枚につき10円（白黒コピー/A3まで）または20円（カラーコピー/A3まで）で複写できます。

また、コンピュータ等に電磁的に記録されている資料等については、フロッピーディスクなどの磁気媒体、及びコンパクトディスクなどの光学記録媒体等による複写サービスも行っております。

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

条例の趣旨に則り、制度運用の一層の充実を目指した取り組みを行いました。

1 市政情報やまびこの予算執行状況

前年度に引き続いて、制度の趣旨の徹底と内容の充実を図るための予算を執行しました。
執行状況の概要は以下のとおりです。

単位：千円

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
歳入	799	790	781	1, 082	537
歳出	5, 789	4, 388	4, 992	4, 709	4, 625

<2019年度歳入内訳>

市政情報写し交付実費等	242千円（前年度 313千円）
市有償刊行物頒布代	295千円（前年度 376千円）
原稿執筆料	0千円（前年度 393千円）

<2019年度歳出内訳>

単位：千円

区分	用 途	執 行 額(前年度)
報 酬	審議会・審査会委員報酬	3, 206 (3, 327)
旅 費	事務打合せ、研修	23 (33)
消 耗 品 費	図書、事務用品	443 (455)
印 刷 製 本 費	製本等	43 (42)
筆 耕 翻 訳 料	審議会速記	364 (362)
保 険 料	個人情報賠償責任保険料	390 (390)
使 用 料	コピー機借上、情報検索システム使用料	88 (86)
負担金	職員研修	28 (14)

2 「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して

「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して事業を進めていましたが、残念なことに個人情報の流出事故及び市職員による個人情報の私的利用が発生しました。

No.	発生時期	概要
1	2019年6月	市民後見人の育成事業の委託先である市の外郭団体が、市民後見人に対してメールを送信した際に、Bccで送信するところ、Toで送信したため、受信者間でアドレス（氏名も記載されている）を知りうる状態になった。
2	2020年1月	職員が、職場の電子カルテ端末から受け持ちではない患者の個人情報を閲覧し、職務外の目的で患者の家族状況の確認を行った。

幸いにも、1の事案については流出した個人情報による二次被害の報告はありませんでした。実施機関（担当部署）から町田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ事故の状況、発生後の対応、再発防止に向けた対策を報告するとともに、上記事案の外郭団体において、市政情報課職員による研修を実施し、個人情報保護の意識向上を図りました。また、職員向けの啓発紙「P.Iニュース」にて全職員に個人情報流出事故防止、特に外郭団体への個人情報の取扱いルールを徹底しました。

2の事案については、市民病院という医療現場で発生しており、日常的にそれぞれの担当部局の上司からチーム医療の重要性と受け持ち以外の患者の情報アクセス禁止を指示してきたところですが、病院全体でもう一度初心に帰るべく、合同部門責任者会議を招集し、各部門で個人情報の取り扱いを再度徹底するように指示すると共に、電子カルテを操作する最初の画面に個人情報保護の表示を出すよう改めました。市民病院としては、今までも、情報の共有と個人情報の保護についてどのように両立させていくのか議論してきましたが、各職員への指示を改めて徹底し、病院全体で再度この問題に取り組んでいます。

3 職員等を対象とした研修会・説明会等の開催

2019年度も、市政情報課が開催した研修会をはじめ、各課の会議や研修会の機会をとらえて市政情報課職員を派遣し、制度の理解を深めました。さらに、個人情報の業務登録に係わる打合せなどを通じて職員の理解を求めました。

研修会等の実施状況は以下のとおりです。

2019年度研修会・説明会等実施一覧

実施年月日	内 容	受講者数
2019. 4. 1	新規採用職員研修（市民病院医療職） (情報公開制度と個人情報保護制度について)	19名
2019. 4. 3	新規採用職員研修（行政職） (情報公開制度と個人情報保護制度について)	55名
2019. 4. 3	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	14名
2019. 4. 9	子ども発達支援課 非常勤・臨時職員等個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	7名
2019. 5. 8	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	41名

2019. 6. 5	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	19名
2019. 7. 3	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	17名
2019. 7. 16	社会福祉協議会職員、嘱託職員個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	43名
2019. 8. 7	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	11名
2019. 8. 9	インターナンシップ実習生研修 (個人情報保護制度について)	22名
2019. 9. 4	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	17名
2019. 10. 1	新規採用職員研修（行政職） (情報公開制度と個人情報保護制度について)	3名
2019. 10. 2	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	13名
2019. 11. 6	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	9名
2019. 11. 29	新任民生委員・児童委員（2019年12月1日付）個人情報 保護研修（個人情報保護制度について）	30名
2019. 12. 4	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	6名
2020. 1. 8	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	7名
2020. 1. 20	南市民センター職員（非常勤・臨時職員を含む）個人情報 保護研修（個人情報保護制度について）	11名
2020. 1. 22	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	46名
2020. 1. 23	産業政策課職員個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	12名
2020. 1. 24	新規採用内定職員（就労体験）個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	22名
2020. 1. 28	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	20名
2020. 2. 5	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	4名
2020. 2. 12	個人情報保護管理責任者・取扱責任者研修 (情報公開制度と個人情報保護制度について)	73名
2020. 2. 17	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	6名
2020. 3. 4	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） (個人情報保護制度について)	7名
2020. 3. 13	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 (個人情報保護制度について)	13名

2020. 3.31	新任民生委員児童委員(2020年4月1日付)個人情報保護研修(個人情報保護制度について)	4名
------------	--	----

その他、2019年12月に個人情報保護及び情報セキュリティに関する職場研修(e-ラーニング)を各職場において全職員を対象に実施し、95課2,697名が受講しました。

4 P I ニュースの発行

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度、また情報提供に関するタイムリーな話題を掲載した職員向けの啓発紙「P I ニュース」をやまびこ開設時から発行しています。

2019年度は1回発行し、庁内に配布・配信しました。

174号(2019年12月)	○個人情報の流出事故の発生と対応について ○個人情報保護管理責任者・取扱責任者対象の研修について
----------------	---

5 出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況

町田市では1999年度から市の出資等団体をはじめとする関係団体に対して、情報公開・個人情報保護の制度化の要請を行い、多くの団体で制度化が図られてきました。

また、2002年度からは町田市情報公開条例において、さらに2005年度からは個人情報保護条例においてもこれらの取り組みが明文化され、①対象となる出資等団体を規定上明らかにし、②当該団体は、両条例の趣旨にのっとり情報公開を行うための措置及び個人情報保護に関する措置を講ずるよう努めるものとし、③市は、これらの団体に対して必要な措置を講ずるよう指導を行うものとされています。

町田市の出資等団体の情報公開・個人情報保護制度施行状況

(2020年3月31日現在)

名称 (設立年)	各団体の情報公開・個人情報保護制度(施行年月日)
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 (1958年)	社会福祉法人町田市社会福祉協議会情報公開規程(2000年6月1日) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会個人情報保護規程 (2000年6月1日)
町田市土地開発公社 (1974年)	町田市土地開発公社情報公開規程(2000年4月1日) 町田市土地開発公社個人情報保護規程(2000年4月1日)
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービスセンター (1993年)	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター情報公開規程 (1999年12月1日) 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程 (1999年12月1日)
株式会社 町田まちづくり公社 (1999年)	株式会社町田まちづくり公社情報公開規程(2004年5月28日) 株式会社町田まちづくり公社個人情報保護規程(2004年5月28日)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 (2002年)	社会福祉法人町田市福祉サービス協会情報公開規程(2002年4月1日) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会個人情報保護規程 (2002年4月1日)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 (2004年)	一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程 (2004年4月1日) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程 (2004年4月1日)

一般社団法人 町田市観光コンベンション協会 (2010年)	一般社団法人町田市観光コンベンション協会情報公開規程(2010年8月1日) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会個人情報保護規程 (2010年12月21日)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社(2012年)	一般財団法人まちだエコライフ推進公社情報公開規程(2012年4月2日) 一般財団法人まちだエコライフ推進公社個人情報保護規程 (2012年4月2日)
株式会社 町田新産業創造センター (2013年)	株式会社町田新産業創造センター情報公開規程(2013年1月30日) 株式会社町田新産業創造センター個人情報保護規程(2013年1月30日)
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス (2019年)	一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス情報公開規程 (2019年4月18日) 一般社団法人町田市地域活動サポートオフィス個人情報保護規程 (2019年4月18日)

6 他の自治体等からの視察

2019年度は、他の自治体等からの視察はありませんでした。

年報 やまびこ 31

— 2019年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 —
2020年12月発行

刊行物番号 20-45

編集・発行 町田市総務部市政情報課（市政情報やまびこ）

〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話 042-724-8407（直通）

印 刷 庁内印刷